

令和 6 年 第 2 回定例会

上富良野町議会会議録

開会 令和 6 年 6 月 1 3 日

閉会 令和 6 年 6 月 1 4 日

上 富 良 野 町 議 会

上 富 良 野 町 議 会

目 次

第 1 号（6月13日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	2
○日程第 4 行 政 報 告	3
○日程第 5 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告について	4
○日程第 6 報告第 2 号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 7 報告第 3 号 専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	7
○日程第 8 報告第 4 号 専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	7
○日程第 9 報告第 5 号 令和5年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	10
○日程第10 報告第 6 号 法人の経営状況の報告について	11
○日程第11 町の一般行政について質問	13
6 番 林 敬 永 君	13
1 人口減少対策について	
2 上富良野町自治基本条例について	
3 番 湯 川 千悦子 君	21
1 健康づくり推進に向けたポイント活用について	
2 民生委員・児童委員の担当する地域差について	
1 番 佐 藤 大 輔 君	24
1 中富良野町葬斎場の共同利用について	
2 島津公園の整備と将来像について	
9 番 島 田 政 志 君	30
1 第9次上富良野町農業振興計画について	
5 番 金 子 益 三 君	33
1 人口減少時代の中における今後の広域行政の在り方について	
○散 会 宣 告	42

目 次

第 2 号（6月14日）

○議 事 日 程	4 5
○出 席 議 員	4 5
○欠 席 議 員	4 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 5
○議会事務局出席職員	4 6
○開 議 宣 告	4 7
○諸 般 の 報 告	4 7
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	4 7
○日程第 2 町の一般行政について質問	4 7
1 2 番 小 林 啓 太 君	4 7
1 上富良野町立病院経営強化プランについて	
2 オンライン診療などについて	
4 番 米 沢 義 英 君	5 5
1 物価高騰から町民の暮らしを守る政策について	
2 保育行政について	
3 中学校入学時における保護者負担の軽減について	
4 富良野線の維持存続について	
2 番 荒 生 博 一 君	6 3
1 町職員の兼業について	
2 熊出没時の対応について	
3 ラベンダーフェスタかみふらのについて	
○日程第 3 議案第 1 号 令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）	7 0
○日程第 4 議案第 2 号 令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	7 1
○日程第 5 議案第 3 号 令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	7 2
○日程第 6 議案第 4 号 令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	7 3
○日程第 7 議案第 5 号 令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）	7 3
○日程第 8 議案第 6 号 上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7 4
○日程第 9 議案第 7 号 上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	7 4
○日程第10 議案第 8 号 上富良野町立病院に勤務する会計年度任用職員である医師の給与に関する条例	7 7
○日程第11 議案第 9 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	7 8
○日程第12 議案第10号 上富良野演習場土砂流出対策工事（月見橋）（R6単債）請負契約の締結について	7 8
○日程第13 議案第11号 こどもセンター外構工事請負契約の締結について	7 9
○日程第14 発議案第1号 議員派遣について	8 0
○日程第15 発議案第2号 議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議について	8 1
○日程第16 発議案第3号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見について	8 1

○日程第 17	発議案第 4 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策 の充実・強化を求める意見について	82
○日程第 18	閉会中の継続調査申し出について		83
○閉 会 宣 告			84

第 2 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和 6 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 号）	6 月 14 日	原 案 可 決
2	令和 6 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 14 日	原 案 可 決
3	令和 6 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 14 日	原 案 可 決
4	令和 6 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 14 日	原 案 可 決
5	令和 6 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 14 日	原 案 可 決
6	上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6 月 14 日	原 案 可 決
7	上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	6 月 14 日	原 案 可 決
8	上富良野町立病院に勤務する会計年度任用職員である医師の給与に関する条例	6 月 14 日	原 案 可 決
9	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	6 月 14 日	原 案 可 決
1 0	上富良野演習場土砂流出対策工事（月見橋）（R 6 単債）請負契約の締結について	6 月 14 日	原 案 可 決
1 1	こどもセンター外構工事請負契約の締結について	6 月 14 日	原 案 可 決
	行政報告	6 月 13 日	
	町の一般行政について質問	6 月 13 ・ 14 日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	6 月 13 日	報 告
2	議員派遣結果報告について	6 月 13 日	報 告
3	専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	6 月 13 日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
4	専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6月13日	報 告
5	令和5年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月13日	報 告
6	法人の経営状況の報告について	6月13日	報 告
	発 議		
1	議員派遣について	6月14日	原 案 可 決
2	議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議について	6月14日	原 案 可 決
3	生涯を通じた歯科検診の実現を求める意見について	6月14日	原 案 可 決
4	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見について	6月14日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	6月14日	原 案 可 決

令和 6 年第 2 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

令和 6 年 6 月 1 3 日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 6月13日～14日 2日間
第 4 行政報告 町長 斉藤 繁 君
第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 中 田 繁 利 君
第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について
第 7 報告第 3号 専決処分の報告について
(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)
第 8 報告第 4号 専決処分の報告について
(上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
第 9 報告第 5号 令和5年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第10 報告第 6号 法人の経営状況の報告について
第11 町の一般行政について質問
-

○出席議員（13名）

1 番	佐 藤 大 輔 君	2 番	荒 生 博 一 君
3 番	湯 川 千 悦 子 君	4 番	米 澤 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	林 敬 永 君
7 番	茶 谷 朋 弘 君	8 番	中 瀬 実 君
9 番	島 田 政 志 君	10 番	井 村 悦 丈 君
12 番	小 林 啓 太 君	13 番	岡 本 康 裕 君
14 番	中 澤 良 隆 君		

○欠席議員（1名）

11 番	北 條 隆 男 君
------	-----------

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	斉 藤 繁 君	副 町 長	佐 藤 雅 喜 君
教 育 長	鈴 木 真 弓 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	上 嶋 義 勝 君
総 務 課 長	上 村 正 人 君	企画商工観光課長	宮 下 正 美 君
町民生活課長	山 内 智 晴 君	保健福祉課長	三 好 正 浩 君
農業振興課長	安 川 伸 治 君	農業委員会事務局長	林 下 里 志 君
建設水道課長	菊 地 敏 君	建設水道課 建築施設担当課長	狩 野 寿 志 君
教育振興課長	高 松 徹 君	ラベンダーハイツ所長	深 山 悟 君
町立病院事務長	長 岡 圭 一 君		

○議会事務局出席職員

局 長	谷 口 裕 二 君	次 長	飯 村 明 史 君
主 事	進 梨 夏 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 13名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（中澤良隆君） 御出席、誠に御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和6年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（中澤良隆君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君） 御報告申し上げます。

本定例会は6月10日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から監査・例月現金出納検査結果報告書の提出、町長から法人の経営状況報告書の提出がありました。

町長から本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申出があり、その資料として、行政報告とともに、令和6年度建設工事発注状況を配付しましたので参考に願います。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

本定例会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

欠席議員の報告をいたします。11番北條議員から欠席届がありましたので、報告いたします。

以上であります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

10番 井 村 悦 丈 君

12番 小 林 啓 太 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（中澤良隆君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議、決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長（米澤義英君） おはようございます。令和6年第2回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を報告いたします。

去る4月22日及び5月23日、6月6日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました5件の陳情、要望の取扱いについて審議をいたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案11件、報告案件4件、議長からの報告案件1件、議員からの発議案件4件であります。

また、町の一般行政についての質問について審議しました。

5月29日正午までの通告期限までに、林敬永議員外7名の議員から通告がありましたので、本定例会の一般質問は、本日13日に5人が質問を行い、明日14日に3人が質問を行うといたしました。また、質問の順序は、先例により通告書を受理した順となっております。質問の要旨は、本日配付のとおりであります。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うことになっておりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、6月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から6月14日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（中澤良隆君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月14日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 行政報告

○議長（中澤良隆君） 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申出がありますので、発言を許します。

町長、齊藤繁君。

○町長（齊藤 繁君） 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、3月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、本年度当初の執行体制についてですが、職員数については、昨年度中の退職者6名の欠員に対して、保健師2名、看護師3名、介護士1名、一般事務職等11名の採用を行い、昨年度当初から11名増の194名による執行体制としたところであります。

今後とも町民の皆様との協働のまちづくりを進めるため、必要な組織体制の見直しを加えながら、業務の円滑な推進と体制の強化を図り、一層信頼される組織となるよう取り組んでまいります。

次に、国の栄典関係についてですが、4月29日発令の春の叙勲において、危険業務従事者の防衛功労として2名が瑞宝双光章を、1名が瑞宝单光章を受賞されたところであります。

改めて、これまでの功績に心から敬意を表しますとともに、ますますの御活躍・御健勝をお祈り申し上げます。

次に、自衛隊関係についてですが、3月15日に上富良野駐屯地において、第4特科群廃止に伴う隊旗返還式が行われ、3月21日に駐屯地改編に伴い、上富良野駐屯地司令職が第2戦車連隊長に移譲されたところであります。記念行事関係につきましては、5月25日の北部方面後方支援隊創隊記念行事、6月2日に上富良野駐屯地創立記念行事へ参加したところであります。また、各部隊行事、協力団体行事につきましても参加したところであり、今後におきましても、自衛隊との連携及び共生を図ってまいります。

次に、令和5年度ふるさと応援モニター事業の実績についてですが、件数で2万1,220件、金額にして約4億7,900万円の御寄附があったところであります。商品代金や配送料、取扱委託料など、必要経費の約2億3,700万円を差し引いた金額は約2億4,200万円となり、今後の事業に備えた基金への積立てを行うとともに、事

務事業の円滑な遂行に向け、適切に歳出化を図ってまいります。

今後におきましても、本事業を通じ、「かみふらのブランド」の知名度、魅力向上を図っていくとともに、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊についてであります。4月1日付で図書館司書1名、特産農産物支援員2名の計3名を採用し、昨年度から引き続き任用した9名と合わせて12名の地域おこし協力隊員に活動していただいているところであります。

今後におきましても、地域の課題解決に向けて、さらなる地域おこし協力隊の活用を行ってまいります。

次に、4月に確認された吹上露天の湯駐車場周辺樹木の損傷事案についてですが、4月15日、環境省から吹上露天の湯駐車場周辺の樹木に切り込みが入っているとの連絡を受け、直ちに町の担当職員及び関係機関と現地調査を行い、現状を把握し、対応策を協議したところであります。状況としては、今後の風雨等による倒木により駐車場で事故が発生する可能性があることから、当面の間駐車場への立入りを禁止するとともに、その後、応急対応として損傷した樹木を除去し、4月24日に駐車場の立入禁止を解除したところであります。

吹上露天の湯は、国立公園内にあるため、様々な規制を受ける場所ですが、利用者が安心して利用できるよう、今後におきましても不適切な行為を抑止する対策を講じてまいります。

次に、ジオパーク全国大会の開催地決定についてですが、この大会はジオパークへの関心を高め、各ジオパーク間の情報交換や意見交換を行うことで、関係者一丸となってジオパークのさらなる発展と向上を目指すことを目的に毎年国内のジオパークで開催されておりますが、さきに行われた日本ジオパークネットワーク理事会におきまして、来年度の第15回全国大会の開催地として、十勝岳ジオパークが選定されたところであります。来年度は十勝岳ジオパークの再認定年度と重なりますが、推進協議会及び美瑛町と連携を図りながら、大会の受入れ準備を進めてまいります。

次に、町税等の収納状況についてですが、納税相談や滞納者に対する督促・差押え等を行い、徴収に努めてまいりました。

これらにより、令和5年度の収納率は、滞納繰越分を含め、町税で前年比0.3%減の98.0%、国保税で0.2%増の99.0%と一定の水準を確保できたところであり、滞納繰越金は町税で2,186万3,000円、国保税で184万8,000円となっております。

今後も、納期内納税の啓発と収納率の向上に努めてまいります。

また、国民健康保険未就学児学生均等割減免につきましては202名が対象となり、国の軽減額が31万5,000円、町の減免額46万7,000円となっております。

次に、中富良野町西山火葬場に係る共同利用に関する運営についてであります。昨年9月11日に取り交わした基本合意に沿って協議し、共同利用のための施設改修に要する費用の負担について具体的な調整を行い、令和6年3月29日に西山火葬場の共同利用に関する協定書を締結したところであります。これに基づき、令和6年度に電気設備改修工事に係る実施設計、令和7年度に電気設備改修工事を実施し、令和8年度から共同利用を開始するよう準備を進めてまいります。

今後におきましては、予約方法や維持管理費用の負担など、運営管理に関する事項について協議を進めてまいります。

次に、エネルギー、食料品価格等の物価高騰を受け、家計への影響が大きい低所得世帯に対する臨時的な措置として実施しました価格高騰緊急対策（生活支援）（低所得者世帯給付金（追加交付分））事業についてであります。非課税世帯及び所得割のみ非課税世帯に対して7万円を1,602件、1億1,214万円交付したところであります。

次に、価格高騰緊急対策（生活支援）（低所得者世帯給付金（こども加算分））事業についてであります。非課税世帯及び所得割のみ非課税世帯に対して5万円を86件、145人、725万円交付したところであります。

次に、農産物の生育状況についてであります。融雪が平年よりも早く進み、4月は雨天が少なく、5月は中旬に晴天が続いたことにより気温が高く、日照時間も長かったことから、耕起作業をはじめ、播種・移植など全ての作業が順調に進んでおり、5月下旬に気温が低い日もありましたが、水稻・畑作物の生育も平年よりやや良好に推移しているところであります。

引き続き、今後の生育状況を注視しつつ、農業関係機関相互の連携を図り、農業者の皆様とともに、豊穡の秋が迎えらることを期待しております。

次に、建設産業安全大会についてであります。建設工事の繁忙期を迎えるに当たって、4月26日に建設業協会と商工会工業部会の共催により、建設事業従事者約120名が集い開催され、交通事故や労働災害の防止を参加者全員で確認し、無事故を誓ったところであります。

次に、道路整備及び治水砂防関係についてであり

ますが、4月23日には北海道道路整備促進協会、北海道治水砂防海岸事業促進同盟及び北海道砂防協会への各通常総会に、4月24日には北海道道路利用者会議令和6年度定期総会へ出席し、道路、治水砂防事業の拡充及び促進を図るための活動を行ったところであります。

また、5月14日には全国道路利用者会議第76回定期総会へ出席、5月15日には道路整備促進期成同盟会全国協議会第45回通常総会、命と暮らしを守る道づくり全国大会、道路整備に係る中央要請活動に参加してきたところであります。

次に、上富良野高校への入学状況についてであります。今春の新入者数は、地元の中学卒業生21名を含む22名となり、全校生徒は69名となったところであります。

また、特色ある学校づくりの一環として、令和2年度から導入している学校給食については、全校生徒69名中58名の生徒が利用され、好評を得ているところであり、次年度の入学者の確保に向け、上富良野高等学校教育振興会補助をはじめ、魅力ある学校づくりの支援を引き続き進めてまいります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍状況についてであります。2月29日から開催の第30回全日本スキー選手権大会スノーボード競技に、富良野高校3年生の上村恭介さんが出場されました。

また、3月25日開催の第43回全国高等学校空手道選抜大会に、帯広農業高校2年生の西村将太朗さんが出場されました。

このほかにも全道大会等に児童生徒が出場されているところであり、今後におきましても、本町の子どもたちが各方面で活躍していただくことを期待するものであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。3月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、6月6日現在、件数で24件、事業費総額で4億4,356万3,000円となっております。また、本年度発注予定の建設工事は57件で、その情報については、4月1日付で公表したところであります。

なお、お手元に令和6年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第5 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 監査・例月現金出納検査について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告申し上げます。

1 ページを御覧ください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、令和6年4月25日に町立病院の貯蔵品棚卸しを監査の対象として、令和5年度末に係る貯蔵品調書等関係諸帳簿を閲覧するとともに、貯蔵品の実地検査を行いました。

検査の結果、貯蔵品棚卸しは、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2 ページを御覧ください。

車両検査について、令和6年5月30日に公用車両88台の整備及び管理の状況を監査の対象として実地検査を行いました。

検査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認められました。

次に、3 ページから18ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行しましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

令和5年度会計の令和6年2月分から4月分及び令和6年度会計の令和6年4月分について、検査の概要及び検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、令和5年度分を19ページに、令和6年度分を20ページに添付していますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で、監査・例月現金出納検査の御報告といたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第1号監査・例月現金出納検査結果報

告についてを終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（中澤良隆君） 日程第6 報告第2号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

厚生文教常任委員長、荒生博一君。

○厚生文教常任委員長（荒生博一君） ただいま上程いただきました報告第2号議員派遣結果報告について、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

報告第2号議員派遣結果報告について。

議員派遣結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和6年6月13日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆。

1 ページを御覧ください。

議員派遣結果報告書。

令和6年第1回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

令和6年6月3日。上富良野町議会議長、中澤良隆様。

厚生文教常任委員会委員長、荒生博一君。

記。

件名。

1、介護人材の確保策について。

2、部活動の地域移行について。

1、調査の経過。

本委員会は、令和6年第1回定例会において、閉会中の継続調査として申し出した先進市町村行政調査について、令和6年3月から3回の委員会を開催し、調査を行い、5月15日、長野県長和町議会で介護人材の確保策について、同県坂城町議会において部活動の地域移行について、翌5月16日、群馬県昭和村において介護人材の確保策について、それぞれ先進事例の調査を行った。

2、訪問自治体の現状。

長野県長和町の概要、そして長野県坂城町の概要、2ページ、長野県千曲市の概要、群馬県昭和村の概要につきましては、既に御高覧いただいたものとし、朗読を省略させていただきます。

3ページになります。

3、調査の結果。

1、介護人材の確保策について。

今回訪問先の2施設について、それぞれ調査の視点を設定し、質疑に及び、回答を得ております。カタカナ表記、ア、イ、ウ、エ、それぞれにつきましては、御高覧いただいたものとし、朗読を省略させていただきます。

3 ページ中段、(2) 社会福祉法人依田窪福祉会特別養護老人ホーム「ともしび」の概要。

依田窪特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人依田窪福祉会は、長野県の東部、通称依田窪といわれる地域の生活圏域が一体となっている南部の旧長門町、旧武石村、旧和田村の3町村により、平成8年7月に設立された。法人設立当初、当地域では既に総合病院や老人保険施設が3町村立として運営されていたが、特別養護老人ホームの設置は未設置だったことから、平成9年に当施設が「ともしび」という愛称で開設された。

開設27年目の施設は、4人部屋8室、3人部屋1室、2人部屋5部屋、個室15部屋で、現在の特養入所定員は50人、併設・空床型ショートステイ定員は10人。

特養の現在の平均介護度は4.0、令和5年度の稼働率は99%。ショートステイは平均介護度2.5で、令和5年度の稼働率は91%である。

職員体制については、全職員数43人、男女比は4対1、平均勤務年数は11年、介護・職員看護の平均年齢は43歳、介護職に占める介護福祉士の資格保有者は約93%（28人中26人）となっている。

さきに御案内しましたカタカナ表記、アからエに關しての質問事項に關しては朗読を省略し、4ページ下段、(3) 社会福祉法人なごみの杜特別養護老人ホーム「菜の花館」の概要。

社会福祉法人なごみの杜が運営する特別養護老人ホーム「菜の花館」は、平成17年の開設後19年目を迎え、施設内は全室個室対応となっており、10人の少人数のグループを一つのユニットとし、きめ細かな介護ケアを行っている。

特養入所定員は70人、ショートステイ定員は10人、デイサービスセンターの定員は43人となっている。

令和5年度の特養の平均介護度は4.07となっており、稼働率は93.2%、ショートステイは平均介護度2.9、稼働率は118%である。また、デイの平均稼働率は77%で、職員体制については全職員数97人、男女比は3対7、平均勤務年数は8年、介護・職員看護の平均年齢は46.5歳、介護職に占める介護福祉士の資格保有者は約76%（64人中49人）。

5 ページ、カタカナ表記、ア・イ・ウ・エに關しては、朗読を省略し、下段、(4) 調査のまとめ。

社会福祉法人依田窪福祉会が運営する特別養護老人ホーム「ともしび」と、社会福祉法人なごみの杜が運営する特別養護老人ホーム「菜の花館」の2施設においては、まず職員の採用に当たっては、ハ

ローワークや専門学校の職員説明会、職員のネットワークを駆使しながら人材の確保に努められ、民間の紹介会社を利用することもなく、外国人人材も活用していなかった。休暇制度や金銭的な待遇、福利厚生など独自の処遇改善を行い、働きやすい職場づくりを行うことで、近隣の社会福祉法人との優位性を図っていた。

介護職員の離職防止については、一般的に介護職員の離職理由は、①人間関係でストレスが大きい、②人手不足のため業務負担が増加している、③勤務が不規則になりがち、④身体的負担が大きい、⑤給与が低い、⑥施設とスタンスが合わない、⑦ライフステージの変化に対応できなかったことからなどの理由が挙げられるが、そのような中、両施設とも①の対策としては、エルダー制度・メンダー制度の導入や職員との面談など、職員の相談支援体制が整っていることで信頼関係が生まれ、人間関係が構築されていることが伺えた。②、③、④の対策としては、休暇制度が非常に充実しており、またジムやフィットネス場を無料で利用できることで、スタッフも疲れが取れずに体調を崩すといった状況にはなかった。⑤の対策としては、両施設ともに近隣の施設には負けない金銭的待遇がなされていた。⑥の対策については、両施設とも施設の経営理念や経営方針を新人から徹底的に職員に理解してもらうための職員研修や職員教育が充実していることと、手厚い福利厚生によって働きやすい職場づくりがなされているため、問題は生じていなかった。⑦の対策については、両施設ともに結婚・出産・子育て・介護など職員のライフステージが変わっても、短時間正規職員制度や育児のサポート、またワークライフバランス型の短時間労働の制度を設けることなど、ライフスタイルに合わせた支援制度が充実していた。

このように、離職率の低下に努め、さらには精神面の不安などに対してもストレスチェックの実施や精神保健福祉士等の面談など、職員に寄り添い、様々な特色ある取組がなされていた。

両施設とも、利用者の人格、尊厳を尊重し、年齢を重ねても住み慣れた地域の中で生き生きと生活できる環境づくりを目指していた。

まず、利用者の満足度を高めることが必要であり、介護人材の確保と介護士や職員にとって働きやすい職場環境づくりが最大の課題と位置づけ、就業環境の改善等に積極的に取り組んでいた。

職員に対しては、法人内のどの施設でも力を発揮できるよう、新規の職員には、まず特別養護老人ホームで研修を積ませることで、施設間での人材不足の影響を最小限に抑えることが可能な体制整備が図られていた。

今後は、施設の老朽化による費用の捻出及び人口減少による入所者の確保など、様々な課題があると感じた。

2、部活動の地域移行について。

(1) 調査の視点。

こちら、アからキに関しましては、後に回答として記載しておりますが、質問の調査の視点に関しては、朗読を省略させていただきます。

6 ページ下段、(2) 千曲坂城クラブの概要。

令和2年9月に、文部科学省より「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」が示され、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることが示された。

これを受け、千曲市教育委員会、坂城町教育委員会では、更埴地区中学校部活動検討委員会をはじめ、スポーツ団体・文化芸術団体、郡市PTA連合会、校長会、中学校体育連盟、有識者の代表の方等で構成する中学校部活動地域移行推進会議を立ち上げ、令和5年3月に中学校部活動の円滑な地域移行を実現するために、千曲市教育委員会、坂城町教育委員会として「千曲坂城クラブ」が設立されている。

このクラブは、「強くなりたい」、「うまくなりたい」、「これをやりたい」、「専門的指導を受けたい」、「楽しみたい」という生徒の様々なニーズに可能な限り応えることを目指し、そして、千曲市・坂城町の新たなスポーツ・文化芸術環境を構築することを目指している。

千曲市の人口は約5万8,000人、中学校数は4校、坂城町の人口は約1万4,000人、中学校数は1校で、坂城町から千曲市までの移動距離は約14キロメートルである。

令和5年度会員数は921名、指導者180人（内教員61名、有資格者56人）、スポーツ13部、文化芸術5部の合計18の専門部がある。

以下、ア、イ、ウ及び8ページ、エ、オ、カ、キに関しましては、既に御高覧いただいたものとし、朗読を省略させていただきます。

(3) 調査のまとめ。

国が進める公立中学校の休日部活動の地域移行に対応するため、千曲市と坂城町が運営母体の「千曲坂城クラブ」を令和5年3月23日に発足した。圏内に民間のスポーツクラブなど既存の受け皿がないなどの理由で、両自治体の教育委員会が主導して設立した自治体主導型のクラブである。

現在、設立から1年が経過し、スポーツ専門部13、文化芸術専門部5の18専門部が計画的に活動を進めており、令和5年度は少なくとも月1から2回程度の休日からスタートし、令和6年度には月2

から4回程度の休日を地域移行していく。令和7年度までには、全ての部で休日の部活動の一切を地域移行することを目標としており、休日はほぼ達成できる見通しとのことであった。平日についても、令和5年度から可能な部から移行を始めていた。このように、令和8年度の休日・平日完全移行に向けて、段階的に地域移行を進めている。

千曲坂城クラブの魅力は、これまで自分の学校に入りたい部活がなかった生徒が、18専門部を有する千曲坂城クラブに入ること、希望する活動の選択肢が増えることである。また、一つの専門部だけではなく、平日はスポーツ部、休日は文化芸術部といった二つを選択することも可能となることから、活動の幅が広がり、自分がやってみたくてやれるという喜びが生まれる。さらには、現在の18の専門部以外でも、やりたい生徒が複数いることや指導者がいれば、新たな専門部を作ることが可能である。このことは、「こんな経験をさせたい」、「様々な活動で成長させたい」という保護者のニーズに対応しており、非常に学ぶべき点であった。

設立から1年経過し、クラブ運営上の様々な課題が見えてきたようだが、課題解決に向けて知恵を出し合い、創り上げていく姿勢せいに、感銘を受けた。今回、視察を行った千曲坂城クラブのコーディネーターの「自治体主導型で立ち上げよかった点は、民間のクラブとは違い保護者の方々に安心感を与えられたこと」という言葉が一番印象的であった。

長野県下では、珍しい自治体主導型の部活動の地域移行の先進事例を今回学ぶことができ、目指す理想は素晴らしいものであるし、少子化によりチームが組めないことや教員の働き方改革という待ったなしの課題解決のために先陣を切って取り組む姿勢は賞賛に値するが、今後の財源と人材確保に非常に大きな課題を抱えている現状にあった。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号議員派遣結果報告についてを終わります。

◎日程第7 報告第3号

日程第8 報告第4号

○議長（中澤良隆君） 日程第7 報告第3号専決処分報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）、日程第8 報告第4号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例)を議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から報告を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(山内智晴君) ただいま上程いただきました報告第3号専決処分の報告について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)、報告第4号専決処分の報告について(上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について御説明申し上げます。

国の令和6年度税制改革関連法案の成立が令和6年3月末になることから、3月定例議会におきまして上富良野町税条例及び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項として議決をいただきました。今年度の税制改革関連法案は、令和6年3月28日に可決成立し、3月30日に交付され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、3月29日に上富良野町税条例等の一部を改正する条例及び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、御報告申し上げます。

まず、報告第3号専決処分の報告について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)につきまして御説明申し上げます。

報告第3号を御覧ください。

令和6年度の税制改正におきましては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税、個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ抑制税制の強化等を行うことのほか所要の改正を行うものであり、その主な改正点を御説明申し上げます。

1点目の定額減税につきましては、一つ目は、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するものであります。2点目は、ふるさと納税の特例控除上限額、所得割の約2割等につきまして定額減税前の所得割とすること、なお定額減税による個人住民税所得割の減収額につきましては、全額国費で補填するものであります。

2点目は、個人住民税につきまして、本年1月1日に発生した能登半島地震災害に関わる雑損控除額等の特例に関するものであります。

3点目は、固定資産税につきまして、固定資産税の土地負担調整措置等を、負担水準の均効化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長するものです。

4点目は、地方税法等の法令改正に伴い、その他

所要の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第3号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

次のページを御覧ください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例(別紙のとおり)。

令和6年3月29日。上富良野町長、斉藤繁。

次のページを御覧ください。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

上富良野町税条例(昭和29年上富良野町条例第10号)の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、条文を追って主な改正点のみ説明させていただきますので、御了承を願います。

第34条の7、寄附金税額控除につきましては、公益信託の見直しにより所得税法の規定の見直しに伴う改正をするものであります。

第51条、町民税の減免は、法律改正に伴う条文の文言の整理を行い、その改正をするものです。

第56条、固定資産の非課税規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、関係法律の簡易性に伴い、条文の改正を行うものです。

第71条、固定資産の減免及び第131条の3、特別土地保有税の減免につきましては、減免に関する取扱い時期につきまして、所要の改正を行うものです。

附則第4条の2、公益法人等に関わる町民税の課税特例につきましては、みなし課税を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除をする改正を行うものです。

附則第5条の2、令和6年能登半島地震災害に伴う雑損控除額等の特例につきましては、本年1月に発生した能登半島地震により、住宅や家財等の資産につきまして損失を生じた場合、令和6年分の個人町民税におきまして、その損失額の金額を雑損控除の適用の対象とできる特例を設けるものです。

次のページを開きください。

附則第6条、特定一般医療品等購入費に支払った場合の医療費控除の特例については、法改正による条項のずれの反映を改正するものです。

附則第7条の5、令和6年度個人町民税の特別税額控除、附則第76条の2、令和6年度分個人町民税の納税通知書に関する特例、次のページに行きます。附則第7条の7、令和6年度分公的年金等に係る所得に関わる個人町民税に関する特例につきましては、令和6年度の個人町民税の特別税額控除に関わる法規制の新設に併せ規定を新設するものがあります。

次のページを御覧ください。

附則第7条の8、令和7年度分の個人町民税の特別税額控除につきましては、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に関わる個人町民税の特別税額控除につきましては、令和7年度に実施するよう法規制の新設に併せ規定を新設するものです。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に関わる町民税の課税特例につきましては、法改正による条項のずれの反映及び特別税額控除の算定に伴う所得割額について、規定の適用後のものになるよう読替規定を追加する改定をするものです。

次のページを御覧ください。

附則第10条の2、法附則第15条2項第1号等の条例に定める割合につきましては、法律改正による再生可能エネルギー発電施設に関わる課税標準の特例の措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定及び「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合に定める規定の新設と項のずれを反映する改正を行うものです。

附則第10条の3、新築住宅等に関わる固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、法律改正に併せ認定長期有料住宅に関わる特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当する場合は特例の適用できるよう、規定の申請及び規則改正に併せ項のずれの反映を改正するものです。

附則第11条につきましては、土地に対して課税する固定資産税の特例の用語の意義について、法律改正に併せ見出しの年度を改正するものです。

附則第11条2につきましては、土地価格の特例について、法律改正に併せ見出しの年度及び条項内の年度を変更するよう改正するものです。

次のページを御覧ください。

附則第12条につきましては、宅地等に対して課税する固定資産税の特例について、法律改正に併せ見出しの年度及び条項内の年度を変更するよう改正するものです。

附則第13条につきましては、農地に対して課する固定資産税の特例に関して、法律改正に併せて見出しの年度及び条項内の年度を変更するよう改正するものです。

附則第14条、免税店の適用に関する特例については、法律改正に併せ条文の一部を削除する改正を行うものです。

附則第15条、特別土地保有税の課税の特例につきましては、法律改正に併せ年度及び周期について改正を行うものです。

附則第16条の3、上場株式等に関わる配当所得等に関わる町民税の課税の特例につきましては、特別税額控除の対象となる所得割について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人町民税の所得割合を定める読替規定を法律の改正に併せ改正するものです。

附則第16条の4、土地の譲渡等に関わる事業所得等に係る町民税課税の特例については、特別税額控除の対象となる所得割合につきまして、土地譲渡等に関わる事業所得等の分離課税分の個人町民税の所得割合を含める読替規定の法律の改正に併せ改正するものです。

附則第17条、長期譲渡所得に関わる個人町民税の課税の特例については、特別税額控除の対象となる所得割合について、長期譲渡所得分離課税の分の個人町民税の所得割合を含める読替規定を法律の改正に併せ改正するものです。

附則第18条、短期譲渡所得に関わる個人町民税の課税の特例については、特別税額控除の対象となる所得割合について、短期譲渡所得の分離課税分の個人町民税の所得割合を含める読替規定の法律の改正に併せ改正するものです。

附則第19条、一般株式等に関わる譲渡所得に関わる個人町民税の課税の特例については、特別税額控除の対象となる所得割合について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税の個人町民税所得割合を含める読替規定の法律の改正に併せ改正するものです。

次のページを御覧ください。

附則第20条、先物取引に係る雑所得等に係る個人町民税の課税の特例については、特別税額控除の対象となる所得割合について、先物取引に係る雑所得等の分離課税の個人町民税の所得割合を含める読替規定の法律の改正に併せ改正するものです。

附則第20条の2、特例適用利子等及び特例配当等に係る個人町民税課税の特例については、特別税額控除の対象となる所得割合について、特例適用利子等及び配当等に係る個人町民税の所得割合を含める読替規定の法律の改正に併せ改正するものです。

附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人町民税の課税の特例については、特別税額控除の対象となる所得割合について、条約適用利子及び配当等に係る個人町民税の所得割合を含める読替規定の法律の改正に併せ改正するものです。

別表1については、公営信託に関する法律の改正により、所得税法の規定の見直しにより改正するものです。

附則第1条につきましては、施行期日について定めるもので、令和6年4月1日から施行するものです。ただし、施行期日を定めている項目については、当該各号に定める日から施行するよう定める規定となっております。

第2条は、町民税の経過措置について定めるものです。

次のページをお開きください。

第3条は、固定資産税に関する経過措置について定めるものです。

次に、報告第4号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして御説明申し上げます。

報告第4号を御覧ください。

国では、全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険料設置の見直しにより、国民健康保険法の施行令が改正されることに伴い所要の改正を行うものであり、その主な改正点を御説明申し上げます。

1点目は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「22万円」から「24万円」に引き上げることができるよう法律改正に併せ改正するものです。

2点目は、軽減判定所得の基準を世帯軽減判定所得算定において、被保険者等の数に乗ずるべき金額を5割軽減を現行の「29万円」から「29万5,000円」に、2割軽減の現行の「53万5,000円」から「54万5,000円」に引き上げるものです。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第4号専決処分の報告について。

地方税法第181条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方税法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

令和6年3月29日。上富良野町長、斉藤繁。

次のページを御覧ください。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例による改正後の上富良野町国民健康保険条例の規定は、令和6年度以降の年度の国民健康保険税条例に適用し、令和5年分までの国民健康保険条例については、なお従前の例による。

以上をもちまして、報告第3号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）、報告第4号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、報告といたします。

○議長（中澤良隆君） これより、報告第3号及び報告第4号について、一括して質疑を賜ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 質疑なければ、これをもって、報告第3号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）及び報告第4号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の報告を終わります。

◎日程第9 報告第5号

○議長（中澤良隆君） 日程第9 報告第5号令和5年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君） ただいま上程いただきました報告第5号令和5年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、その概要を御説明申し上げます。

報告第5号を御覧ください。

報告第5号令和5年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和5年度上富良野町一般会計歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

続いて、次のページの繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

記載の全8事業につきましては、それぞれ令和5年度の定例会及び臨時会において、一般会計補正予算（第8号）、（第10号）、（第14号）及び（第15号）として上程し、所要の補正及び事業完了が翌年度となることから、繰越明許費の設定の議決をいただいたところであります。

まず、ナンバー1の戸籍住民基本台帳費については、国の補助金を活用して、戸籍総合システムを改修する経費となっております。

限度額を設定した761万2,000円を全額令和6年度会計へ繰り越すものであります。。

令和5年度の決算期を迎えまして、限度額を設定いたしました1,052万3,000円のうち、事業完了が翌年度となる505万円を令和6年度会計へ繰り越したものであります。

次に、国の令和5年度補正予算を活用して実施するナンバー2の施設園芸生産基盤緊急支援事業については、限度額の836万9,000円のうち、2,003万6,000円を令和6年度会計へ繰越し、ナンバー3の上富良野地区道営農村地域防災減災事業及びナンバー4の経営体育成基盤事業につきましては、限度額を設定した2事業総額4,048万8,000円を全額令和6年度会計へ繰り越したものであります。

次に、ナンバー5の上富良野西小学校整備事業及びナンバー7の上富良野中学校整備につきましては、国の令和5年度補正予算を活用して空調整備を整備する経費となっております。

限度額を設定しました2事業総額609万3,000円のうち、507万5,000円を令和6年度会計へ繰り越すものとなっております。

また、ナンバー6の上富良野小学校整備につきましては、国の補助金を活用して空調設備整備に係る実施計画の実施設計を行う経費となっており、

限度額を設定いたしました430万1,000円のうち、407万円を令和6年度会計へ繰り越したものであります。

次に、ナンバー8の社会教育総合センター管理費につきましては、社会教育総合センター内改修工事に伴う実設計費となっております。

限度額を設定いたしました286万円のうち、275万円を令和6年度会計へ繰り越したものであります。

以上、8事業の合計1億771万2,000円を令和6年度会計に繰越しましたので、その内容を報告いたします。

なお、事業ごとの財源内訳で、国庫支出金など未収入特定財源につきましては、事業完了時期などに応じて受入手続を行ってまいります。

以上をもちまして、報告第5号令和5年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第5号令和5年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第10 報告第6号

○議長（中澤良隆君） 日程第10 報告第6号法人の経営状況の報告について、報告を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました報告第6号法人の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、提出させていただいた株式会社上富良野振興公社の経営状況に関する書類に沿って、その概要を御説明申し上げます。

それでは、法人の経営状況の報告を御覧ください。

1ページをお開きください。

まず初めに、令和5年度の事業報告書であります。株主総会、取締役会、監査役会の開催状況及び審議項目等について記載しております。

2ページから3ページには部門別報告書として振興公社が指定管理者として町から受託し、管理運営している4施設について、それぞれの経営、運営概要を記載しております。

2ページを御覧ください。

最初に、吹上温泉保養センター白銀荘についてですが、入館者数は9万7,440人で、全年対比8

%の増、利用収益では9,413万3,700円で、全年対比13%増の実績となりました。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症の5類への移行後、人の動きも活発化し、平成19年度以来年間9万人を突破し、売上げは過去10年間で1位となり、海外からも多くの利用者が訪れていただいたことが主な要因であります。

次に、日の出公園オートキャンプ場ですが、総入場者数は1万7,585人で、全年対比6%の増、有料入場者数は1万4,762人で、全年対比8%の増、利用収益では2,852万4,716円で、10%増の実績となりました。

白銀荘と同様に、新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、外国人を含めた利用者が増加したことが主な要因であります。

3ページをお開きください。

次に、町営スキー場ですが、リフト券の総売上枚数は1,649枚で、前年対比10%の減、利用収益では52万7,318円で、18%減の実績となりました。

令和4年度から引き続き町内在住の高校生以下の子どもたちのリフトを無料とし、12月23日オープン予定でありましたが、雪不足のためオープンは12月28日となり、利用者数は残念ながら全年比の13%減となりました。また、町民有志が設置したスノーパークの専用コースも、毎週土日祝日に開設され、快適なグレンデ環境を提供することができました。

最後に、日の出公園についてですが、公園の使用料収入による利用収益は33万606円で、全年対比64%増の実績となっております。ウェディングフォト撮影には281件の申請があり、観光客は毎年増えている状況にあり、夏季シーズンにおいて出店者の展望台営業によるものが主な要因であります。

次に、令和5年度の決算報告書であります。

5ページをお開きください。

最初に、貸借対照表について申し上げます。

資産の部の合計は5,640万2,878円となっております。

次に、負債の部ですが、流動負債として合計は2,791万2,335円であります。資産の部から負債の部を差し引いた純資産の部ですが、株主資本2,849万543円で、その内訳は、上富良野町、ふらの農業協同組合、旭川信用金庫、上富良野町商工会の出資による資本金1,000万円と、利益剰余金1,849万543円となっております。

次に、6ページを御覧ください。

損益計算書について申し上げます。

最初に、営業収益となります売上高についてありますが、利用収益と売店収益を合わせた売上高合計は1億2,331万6,340円となっております。

次に、営業費用であります売上原価につきましては、期首商品棚卸高と当期商品仕入高の合計から期末商品棚卸し高を差し引いた1,419万3,386円となります。このことから、売上総利益金額は売上高から売上原価を差し引いた1億912万2,954円となっており、さらに販売費及び一般管理費合計を差し引いた営業損失金額は1,051万7,356円となっております。

営業外収益としては、町からの管理委託料に当たる受託収入をはじめ、受取利息、受取配当金、雑収入を合わせ3,275万2,971円となっております。

また、営業外費用として、町に対し2,000万円の寄附を行っております。

以上のことから、営業損失金額1,051万7,356円に営業外収益3,275万2,971円を加え、営業外費用2,000万円を差し引いた経常利益金額は223万5,615円となっており、さらに法人税等の59万2,800円を差し引きまして、当期純利益金額は164万2,815円となったところであります。

7ページには販売費及び一般管理費内訳書、8ページから21ページには、参考資料として部門別報告書及び貸借対照表並びに損益計算書の作成資料のほか、各施設の月別利用集計を資料として掲載しておりますので、参考として御高覧いただきたいと存じます。

次に、22ページを御覧ください。

令和6年度の事業計画及び予算についてですが、新型コロナウイルス感染症が5年目を迎え、昨年5月からは、医療法上の取扱いが5類へ引き下げられ、観光業界が活発化する一方で、従業員の確保と感染症対策が課題となっています。

振興公社の経営方針として、白銀荘では、北の聖地としてのサウナ需要に応えながらサービス向上と収益アップを図ること、日の出公園オートキャンプ場では、さらなる利用者ニーズに対応した遊具設置を目指すとともに利用料改定と収益向上を目指すこと、日の出スキー場では、子どものリフト料金無料化に伴う利用者減少への対策に取り組むこと、ラベンダー園の維持管理にも注力することを掲げております。

各施設とも、従業員一同、利用者に満足いただけるよう努めていくことで適正な売上げを見込むとともに、費用の支出は必要最小限にとどめ、安定した

経営に努めていくことを基本方針として取り組んでいくこととしております。

23ページから24ページには令和6年度の事業計画及び予算の基本方針に基づく各施設ごとの入り込み見込みと予定利用利益を記載しております。

23ページを御覧ください。

まず、白銀荘についてですが、計画入館者数を宿泊客で6,650人、回数券利用者を含めた日帰り客で8万430人の合計8万7,080人とし、売上高は7,616万3,000円を見込んでおります。

24ページを御覧ください。

次にオートキャンプ場ですが、計画有料入場者数を1万2,980人とし、売上高は2,663万6,000円を見込んでおります。

次に、町営スキー場ですが、利用券売上げ総枚数を1,588枚とし、売上高は55万3,000円を見込んでおります。

また、日の出公園につきましては、公園使用料として25万円の売上げを見込んだところであります。

なお、各施設とも売上げ総利益から販売費及び一般管理費の合計を差し引いた営業損失については、町からの管理委託料等において賄う予定としてしているところであります。

以降、25ページから34ページには、参考資料として、予定損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書につきまして、公社全体と施設ごとに掲載しております。

最後に、35ページには振興公社の株主名簿を掲載しておりますので、参考に御高覧いただきたいと存じます。

以上で、株式会社上富良野振興公社の経営状況の報告といたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第6号法人の経営状況の報告についてを終わります。

◎日程第11 町の一般行政について質問

○議長（中澤良隆君） 日程第11 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） さきに通告させていただきました大項目二つについて質問させていただきます。

す。

まず1項目めです。

人口減少対策についてということで、3点について質問させていただきますが、5年ごとの国勢調査を基に国立社会保障・人口問題研究所が推計し発表されている数字で、2008年（平成20年）をピークに、それ以降年々人口が減少しているのが実態となっております。

本町の人口の推移は、住民基本台帳に見る総人口が平成31年3月末現在1万639人、令和2年3月末現在1万518人、令和3年3月末現在9,990人、令和6年3月31日現在9,814人と1万人を下回った現状にあります。

こうした現状は、町の様々な政策に影響を与えるものであり、今年度から第6次総合計画の後期基本計画期間に入り、今後の政策推進に当たっては、人口減少に耐え持続可能なまちづくりを政策の中心に捉え、新たな発想、新たな戦略による展開が強く求められるものと考えます。人口減少に対応したまちづくりをどう進めていくのか、町長にお伺いいたします。

1点目、人口減少によるまちづくりへの影響について、どのように捉えていますか。

2点目、令和2年2月に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、将来の長期的目標として令和27年までに7,300人程度と推計していますが、後期基本計画で取り組む具体的な事業をお伺いしたいと思います。

3点目、人口減少に伴う取組の町民との合意形成をどのように進められていくのかをお伺いいたします。

2項目めであります。

上富良野町自治基本条例についてお伺いいたします。

平成13年ニセコ町で施行され、平成10年代後半に全国に広がり、当町においても平成16年から取組を進め、約4年にわたる審議を経まして、平成21年4月1日に施行されました。

自治基本条例の制定については、一般財団法人地方自治研究機構によれば、全国の1,788自治体のうち409団体において施行されていると言われています。

自治基本条例は大きく四つのタイプに分かれ、当町においては住民自治型条例として、住民主体のまちづくりの原則を明確にするとともに、住民参加の機会を拡充・保障することを目的としております。

制定から15年余りを迎え、上富良野町自治基本条例を基に進められているまちづくりについてお伺いいたします。

まず1点目、上富良野町自治基本条例を基本とした本町のまちづくりについて、現在までどのように進めてきたのかお伺いいたします。

2点目、同条例第24条には、町民に対する町の情報の公開と共有について定められています。町は、まちづくりに関する情報を大量に保有していることから、まちづくりの基本原則に示した「情報共有の原則」（第4条）に従うとともに、「町民の権利」（第7条第1項）を保障し、公正で開かれた町政運営を進めるため、情報の積極的な公開と共有に努めなければならないとされていますが、この情報公開について、現在どのように進められているのかお伺いいたします。

3点目、同条例第26条には、説明責任が規定されています。町は、町民からの信託を受け仕事をしていることから、「町民にその仕事の内容を具体的に説明する義務がある」と書かれていますが、上富良野町葬斎場について、昨年9月、中富良野町と火葬場の共同利用に関する基本合意書を交わされていますが、これは中富良野町と必ずしも共同利用する前提ではなく、あくまでも可能性があるかどうかの検討であると議会に対しての説明でありました。この事務事業について、今後の私たち町民に対してどのように説明されていくのかお伺いいたします。

4点目、同条例第40条におきましては、条例の見直しについて規定しております。「5年を超えない期間ごとにこの条例が所期の目的を達成しているかどうかを総合的に検討する」とされています。平成21年4月1日に条例が施行されてから今日までに行われました見直しの内容についてお伺いしたいとともに、今年度、成立から15年目を迎えますが、見直しの検討を行うために今後どのように進められるのかをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の2項目の質問にお答えいたします。

まず、1項目めの人口減少対策についての3点の御質問にお答えしたいと思います。

日本の総人口は、戦後の昭和、平成と増加してまいりましたが、その時期の人口減少は、地方から都市への人口移動による地方での過疎化でした。しかし、平成20年の1億2,808万人をピークに、平成23年以降は、毎年20万人前後の減少が続いており、国全体が本格的な人口減少社会に入っています。

当町の人口につきましては、昭和35年の1万7,101人をピークに年々減少し、昨年3月末現在の住民基本台帳人口では、1万人を下回ったところです。また、令和3年度からは、それまで該当と

されていなかった過疎指定市町村として指定されました。

この間、町においては、平成28年2月に人口ビジョン、令和2年2月に第2期人口ビジョンを策定し、その中で、長期的目標として令和27年において7,300人程度を確保することを掲げているところです。

さらには、本年4月に民間有識者でつくる人口戦略会議が公表した令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートにおいて、当町も消滅可能性自治体とされたところですが、レポートは若年女性の減少率に着目した分類において消滅可能性を用いたもので、レポートの内容は今後における施策の方向性が示されているものとなっております。

それらを踏まえまして、まず1点目の人口減少によるまちづくりへの影響についてどのように捉えているのかについてであります。当町のまちづくりの施策については、6次総合計画基本構想において、「協働のまちづくり」、「穏やかに安心して暮らせるまちづくり」、「人が行き交うまちづくり」の三つの視点において事業を進め、全ての町民がずっと住み続けたいまち、町外から多くの人が訪れ、移り住みたくなるまちをみんなでつくり上げ、未来へ引き継いでいくという思いを込め、町の将来像を「暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの」として定めています。

また、人口の目標につきましては、第2期人口ビジョンに基づき、令和10年度の予測値を8,650人、目標値を9,380人とし、既に人口が減少することを前提に計画しており、特に消防・防災、商工業、保健・医療、上水道など全ての分野において課題として捉えていますが、現時点において計画の見直し等の影響はないと考えております。

次に、2点目の後期基本計画で取り組む具体的な事業に関する質問であります。商工業分野では、雇用対策、新規開業支援、企業誘致の取組、観光・交流分野では、交流人口や関係人口の拡大、移住促進、住環境整備分野では、空き家・空き地の有効活用などを予定しています。

次に、3点目の人口減少に伴う取組の町民との合意形成をどのように進めていくのかについてありますが、さきにお答えしたとおり、現在のまちづくりの基本である総合計画につきましては、人口減少を前提に策定されていることから、策定までの取組や議会での議決を踏まえ、合意形成はされているものと受け止めております。

また、大きな見直しや新たな課題に対応する場合は、これまで同様、まちづくりトークや広報広聴活動、住民アンケートの実施などを行っていくことを

想定しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの上富良野町自治基本条例についての4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の上富良野町自治基本条例を基本としたまちづくりについてであります。平成21年4月施行以降、まちづくりとしましては自治基本条例を規範とし、まちづくりの基本原則である情報共有の原則、自助・共助・公助の原則、参画と協働の原則を基本とし、まちづくりを進めております。また、町の役割と責務をはじめとする行政が担う役割を遵守し、それに沿った形で行政運営を進めてまいりました。

御承知のとおり、自治基本条例は、町の最高規範としての役割を担うものであり、主なものとしましては、住民会町内会活動、公園緑地等維持管理、自主防災組織による防災訓練・防犯防火活動、除雪や各種ボランティア活動などがあり、また情報提供・情報交換の場として住民会長懇談会、町政の参画と政策提案としては、パブリックコメントやまちづくりトークなどを実施してまいりました。

これらにつきましては一例であります。引き続き協働のまちづくりを取り進めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目の町民に対する町の情報公開と共有についてであります。町の情報公開に関しましては、広報紙やホームページで周知や公表を主なものとして、「町長と語ろう」や住民会長懇談会などの広聴活動、各種会議などで情報の共有を図っております。近年ではSNSなどのネットワーク技術も利用し、適切な情報の公表を行い、求めに応じて情報公開条例により行政資料を公開しているところであります。

次に、3点目の上富良野町葬斎場の共同利用についてであります。議員御質問のとおり、昨年9月に中富良野町との共同利用に関する基本合意を行いました。令和4年度から、共同利用を行うことに関する可能性の検討を様々な方向性から両町で検討を行い、その可能性につきましては、住民会長懇談会、町長と語ろうなどの機会に町民の皆様の御意見を伺ってまいりました。また、昨年の12月には、町民の皆様を対象として、共同利用に関する町民説明会も実施させていただきました。

共同利用に関しましては、施設の老朽化や今後の人口減少による町の将来についても検討を行い、今後の自治体としての在り方について、葬斎場だけではなく様々な行政運営の在り方について、共に協力して自治体の枠を超えた取組も必要と考えています。

また、本年3月29日に、利用開始と改修に係る費用負担についての中富良野町との共同利用に関する協定書を締結しております。引き続き今事業の取組につきましては、町民の皆様に御説明を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4点目の条例の見直しについてであります。自治基本条例に基づき上富良野町協働のまちづくり推進委員会を、まちづくりを推進するための基本指針、推進方針等を検討するために設置しており、その委員会において条例の見直しに関することもお願いしているところであります。

御質問のとおり、第40条に基づき、過去に平成24年度、平成29年度、令和4年度に委員会により、条文ごとの精査確認や達成度の検証を行っております。

また、法律等の改正や社会情勢の変化により、見直しが必要な項目につきましては、委員会の中で検討を行っております。

なお、過去には、民法改正による成人年齢の引下げにより、条例の改正を平成30年度に行い、直近の令和4年度におきましては、条文の改正の必要はないものの3項目の提言をいただいております。

今後におきましては、令和8年度までに再点検を行うよう委員会をお願いするとともに、必要に応じた検討も引き続きお願いいたしますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時40分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

6番林議員、再質問ございますか。

○6番（林 敬永君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の人口減少対策であります。私、3点質問させていただきました。

私も議員は、町長に対して事前通告ということで質問内容をお渡しし、町長におきましては、その間、本日までの間、答弁を考えていただいて、その答弁書ということで紙を頂いております。

本日、傍聴の方がたくさんいらっしゃいます。その中で、確認という意味でもさせていただきますが、私、人口減少対策について、一つ目は、まちづくりの影響をどのように捉えているのかということで御質問させていただきました。いろいろな枕言葉もございましたが、結果的には既に人口が減少する

ことを前提とした計画をつくっており、全ての分野において課題として捉えていると。現時点においては、計画の見直し等の影響はないと考えておりますというのが町長のお答えでよかったかと思いますが、この点、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

人口減少のまちづくりに対する影響というのは、さきに答弁させていただいたとおり、あるということは認識しております。総合計画においては、減少をするということは前提として計画をつくっておりますので、それを計画を変更するようなことは、現時点ではないというふうな認識であります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 今、町長のほうから、総合計画のお言葉がございました。総合計画は、基本構想と基本計画と実施計画の三つからなるものでございます。その中で、当町については、基本計画の部分の前期計画を5年間、令和5年度で終了して、現在、令和6年度から後期の基本計画ということで入ってございます。

1 点目の計画の見直しの影響はないというふうに町長、お話をしております。御説明をしておりますけれども、町長自身の行政の進め方の中で、例えばですが、中学生までの医療費無料化とか、あるいは自治基本条例でちょっと質問を入れましたけれども、葬斎場のこととか、人口減少に対する計画が修正されていっているのではないかなというふうに思います。この点、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

計画に沿ってといいますか、人口減少に対応するために対応しておりますので、特に修正したような、意図的に修正したような認識はございません。

高校生までの医療費の無償化につきましても、やはり人口、子どもの数を増やしていかなければならないということもありますし、一方葬斎場については、人口減少が進む中でこの経費をどういうふうに削減といいますか、合理化といいますか、今ある予算の中でどう町を運営していくか、どこをどういうふうにするか、そういう一端でありますので、特に大きくこの人口減少に対応する政策を変えたという認識は、私は持っていないところです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 特に大きな計画の見直しをされていないということでよかったかと思うのですが、町長自身は人口減少に対して危機感を持っているから、そういう子育てとか、そういうものに対して取り組んでいращやると思っております。ですから、計画の見直しについては、されているというふうに私は理解しておりますが、もう一度、すみません、簡潔にお答えいただければと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

計画では、人口減少に対応するための施策をするということになっておりますので、それに対する具体的な施策というのは、それに基づいてやっておりますので、具体的に何をやるかというのは、いろいろありますが、大きな計画について大きく変更したことはないと認識しております。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 分かりました。町長の考え方、分かりました。私は人口減少の計画の見直しはされているというふうに私自身は解釈しております。そうしたことをしないと、人口減少に対する危機感、そういう対応ができないのかなというふうに思っています。

町長も御存じのとおり、町内においては宴会場がお店を閉じたり、今年の3月にはスタンドがなくなったり、あるいはコンビニが1店閉店したりと、町内における経済が縮小しているというふうに私は思っております。そうしたことを考えて町長が取り組んでいるものが、先ほど来私が言う、葬斎場とか、そういう子育て、高校生までの無償化ではないかなというふうに思っておりますので、ちょっと町長との認識は、私、その点ではなかなか相違しないのかなというふうに考えておりますけれども、1 点目については分かりました。

次に2 点目の後期基本計画ということで、取り組む具体的な事業についてお聞きしました。町長の答弁は、商工分野、観光交流分野、環境整備分野ではそれぞれの事業を予定しているということで御回答いただきました。

残念なのが一つございますけれども、まず後期基本計画が町民の皆さんの意見を取るというパブリックコメントがされていないという点が、私、3 月にもちょっと質問させていただきましたが、すごく残念な点。大して大きな変更はないというお話はされておりましたが、先ほど来言っております葬斎場の見直しとか、よく見ると後期の基本計画には往々に

して見直しの軸が躍っております。そうしたことを考えるとすれば、この分野についての具体的な事業については、もっと町長からの御返事がいただけるものというふうに思っております。もう一度、町長の後期基本計画で取り組む具体的な事業をお考えであれば、御発言をいただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

葬斎場とか、もう既に始まっているものとして高校生までの医療費無償化とか、もう既に始まっているものもありますが、今後、後期に具体的に、一般的に言えばさきに答弁させてもらったとおり、雇用対策、新規事業開業、その他観光分野、住環境等々、このような空き家対策等をするということになってしまうのですが、具体的にはどういうことをやるかというのはまだまだ未確定な部分というのはありますが、大きな方向としてはこういう回答になってしましますが、具体的に何をやるかというときは当然、それによって町民の皆様の生活等に影響がある場合はもちろん、町長と語ろう、広報広聴活動を続けて皆さんの御意見を充分賜っていききたいというふうに考えておりますので、後期計画が基本構想と大きく変わってはいませんし、人口減少対策にどういうふうに対応していくかということで、後期計画も雇用対策等々やっていくわけですが、具体的な話になると、またその手法としてはいろいろ町民の方に御相談等々とさせてもらう場面もあるのかなと、そういうふうにしていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） なかなか私自身が分かりづらいなと思うのですけれども、商工分野で例えば新規開業支援とか、観光交流分野では移住促進ですか、そういうものを既に町長は行われていると私は思っているのです。行われているのですけれども、町長の1 回目の答弁はこれから予定しているというふうに言われていると。予定しているのだとしたらどんなことをされるのかなというのも思いますけれども、言葉尻を決して取るわけではないのですけれども、具体的な取り組んでいる事業についてももう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、例えば移住・定住の対策についてはもう既にしておりますが、後期にかけて、今のやり方がいいのか悪いのかも含めてもちろ

んやっていくのですが、新たな手法があるのであればもちろんそれに取り組まなければなりませんし、その新たな手法が何かというのは、現時点では具体的なものは持ち合わせていませんが、取りあえず移住・定住の対策はしっかり残り5 年間も進めていくよという意味でありまして、その新しい何かを始めるときには、当然、先ほど言ったとおり、町民の皆様とは十分影響がある場合は、まちづくり等々、広報広聴を含めて、しっかりと皆さんの意見を聞いて進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） そういう御答弁ということで分かりましたというか、取り組んでいらっしゃるということで、その点は私と同じ気持ちになっているのかなと思いますので、分かりました。

次に、人口減少の3 点目の部分であります。人口減少に伴う取組みの部分について、住民との、町民との合意形成をどのように進めていくかということで、合意形成はされているというふうに御答弁いただいたかと思います。この総合計画の進め方の中で、今、人口減少の取組みというのは、国が総力を挙げてやっております。日々、報道の中でも取り組まれているのが伝わってきております。

当町の総合計画、5 年前につくったもの、それが今、社会の急激な変化についていっているのかどうかというと、私はそういうふうにはちょっと見れない部分があります。町長も同じ思いかもかもしれません。そうしたことを考えたときに、これからの人口減少、決して他人ごととは町長も思っていないと思いますが、その人口減少に対する取組み、町民との理解を得ながらまちづくりを進んでいくための手法を、町長、何か先ほど言われた広報紙とかまちづくりトークとかというお話をされましたけれども、私だったらこうやるというのはございます。ただそれは町長ではありませんので、そんなことを町長に提言するのも失礼かと思いますが、ぜひ町長としてこの急激に変わっている社会情勢を、町のこれからの対応についてどのように進めていくのか、お考えがあればお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

町民の人口減少については、それに伴い人口減少するので1 0 年間の基本計画を人口減少を前提としてつくったということは、議会の皆様を含めて合意されていると認識しておりますが、やはり急激に進んだり、今まで継続してやってきた事業がうまくいかなかったり、新たな手法があったりする場合、具

体的に施策を推進する場合においては、先ほどの繰り返しになりますが、町民の皆様には十分情報等を公開して、新たなまちづくり等、広報広聴を含めて合意形成を、個別の施策に対する合意は形成していかなければならないのかな、そういう場面も必要になるかと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 町長のお考えをお聞きさせていただきます。

すみません。私自身なかなか理解ができない部分が多々ありますけれども、本日お越しの傍聴の皆様とか同僚議員はよく理解できたのかなと思いますけれども、私自身はちょっと理解に苦しむ面がございます。

人口減少については、町長のお考えにつきましては終わらせていただいて、次に自治基本条例の御質問に移らせていただきます。

自治基本条例についても、ペーパーで私も議員には、質問者にはいただいております。その中で4点御質問させていただいております。

1 点目ですが、自治基本条例を基本としたまちづくりについてどのように進めてきたのかというふうに御質問させていただきました。町長は、自治基本条例に沿った形で行政運営を進めてきたというふうに御回答をいただいたと私自身は思っておりますが、それでよろしかったでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

まちづくり自治基本条例に沿って、この間、行政運営を進めてきたと認識しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 自治基本条例、毎日毎日私も見ているわけではございません。こうした形のときなのですけれども、すごくあっさりした答弁で、ちょっと残念なのですが、自治基本条例に基づいた行政の進め方というのは、実は自治基本条例の15条に掲載されているのです。どのように町政運営を進めるか。そうしたものを答えただけというふうに私は思っておりましたが、そんな形ではなく、単純に沿った形で行政運営を進めてきたという、すごく端なお答えかと思いますが、15条、ぜひ町長、御覧いただいて、御覧になっているのかもしれませんが、そうしたものを念頭にこれからも行政を進めていただきたいと思います。

次に質問の2項目めの部分については、町民に対する情報の公開ということで御質問をさせていただ

いております。住民会長との町政懇談会などを通じて、情報公開などを適切に行っているというふうに先ほど来言われておりますけれども、町のホームページを見れば、各会議の審議会とか会議録が見えますが、そうした中の情報の提案の仕方としては、私、不備があるというふうに思っています。どういふところかなということ言えば、細かく質問に対する、案件に対する質問とか回答とか、どういふかとかそういうのがあるのですけれども、そういうものがホームページ上では分からない、会議録を見ても分からないということがありますので、ぜひそういう町長と語ろう、あるいは住民会長との町政懇談会など、そうした場合はホームページに、今より詳しいものの提供をお願いしたいと思いますが、この点は町長、お考えはどうでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなかホームページに載せる作業量等もありますので、なかなか折り合いをつけるのは難しいところですが、なるべく分かりやすいように論点等、問題点等、町民の方が見て分かりやすいように、ホームページの情報の載せ方については、これでいいということではなく、常に研究しながらやっていっていると思いますし、これからもいきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） ぜひ情報公開は、隣のいい例ですけれども、富良野市が庁舎を建て替えたときに、ホームページに事細かく載せておりました。情報公開条例の制限もあるかと思いますが、そうしたことは町長の中で今言われたとおり、これからも勉強していただいて、手続等について、町民に対して、我々に対して、公表を行っていただきたいということをお願いしたいと思います。

自治基本条例の3点目の部分でございます。葬斎場の関係でございます。説明責任を私はお聞きしているだけです。葬斎場が云々ということは、この質問ではメインではありません。一つの例えとして、葬斎場の進め方が私は足りないというふうに思っております。

御答弁いただきました説明責任についてなのですが、令和4年から共同利用を行うことを中富良野町と上富良野町で検討を行い始めたと書いてございました。昨年9月、私、町議員就任後、8月26日ですので、9月の初めての定例会の前の所管委員会で初めてお聞きいたしました。広報に載っていたかどうか確認しようと思ったのですが、なかなかホームページを開くにも、ピンポイントで行けなかったも

ので確認していないので、もし間違いがあったらお許しいただきたいのですが、令和4年度からということであれば、当然ながら町の執行の中では、政策調整会議になりに乗って、その中で課題を整理して、その対応を審議して、次に課長会議で審議されて進められているものと思いますけれども、令和4年度の中で、この葬斎場の部分について、どのようなことが語られていたかというのは、ちょっと質問外になりますのでやめますけれども、どのような説明をこれから私たち町民に向けてされるのかを、再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和4年から共同利用を行うことについて、その可能性について検討を始めた。それは事実なのですが、これは令和4年の段階ではすることを前提ではなくて、そもそも今の施設で共同利用できるのかとか、そこから技術的なことといえますか、そこから始めまして、できる可能性があるといった段階でそこから政策になりまして、住民会長の懇談会とかで発信したり、議会の皆さん、執行方針等を含めて皆さんにお話ししたという順番になっております。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 答弁漏れがありました。

これからは、令和8年の供用に向けて、さらに具体的な費用負担等の協議を中富良野町と詰めていかなければなりません。まだ白紙の状態ですが、それについても皆さんと情報は常に共有しながら、令和8年の共同利用に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 中富良野町との共同利用で、私一番危惧しているのは行政の進め方で、我が町が葬斎場を持っております。葬斎場を持っているとしたら、何が悪くて、どのようにすれば一番いいのかという議論を行って、予算を決めて、また町民合意を進めるというふうに思っているのですけれども、そもそも葬斎場の部分で、ちょっと例で出しましたのでもし駄目でしたら議長お止めいただきたいのですが、葬斎場のどこが悪くてとかという住民周知、住民説明はされてないのかなと。ただ単に15億円かかりますよとか、だけれどもその15億円も昨年の9月の委員会のときには副町長が言いましたけれども、15億円かかるというのは、類似団体に聞いたところで別にそれがかかるということ、数字が一人歩きされては困るということでお話があったので、私もそういう数字については、決して話して

はいなかったのですが、住民会長会議とか報道や何かに大きく載ってしまったということで、もう15億円ありきの進め方になってしまったのではないかなと思います。そういう葬斎場について、事業について、住民に対する説明責任をより時系列化して詳細に細かく説明をしていただくことが自治基本条例に基づく行政の進め方ではないのかなと思います。この点、町長はいかが思いますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

15億円、建設費の話はもちろん付随してありましたが、当然それだけではなくて、もともとの老朽化、炉が小さい、今後、人口減少社会に入っていくという、そういう前段の説明は、もちろん議会の場でも委員会等でも説明いたしましたし、住民会長会議の席でも十分しましたので、印象に残っているのは15億円かもしれませんが、決してそのようなこと、それだけが強調したわけではなく、時系列を追って、そもそも古いから始まって、建てるのにある程度のお金がかかる。一方、中富良野町の葬斎場は、比較的新しいのがどうだろうか、そういう全てを検討した上で現在に至っていると考えておりますし、説明もそれをそういうふうに順番を追って、建設費だけを特に強調した意識もございませんし、全ての事実を皆さんに話せたかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 全てのことを説明されているということでございました。その全てのことは、どこに掲載されているのでしょうか。我々、町民が見るとすれば、事細かにというふうに今言われましたけれども、ホームページのどこを見れば、広報紙の何月号を見れば、何月号というのは町長が今、答えられるものでもございませんけれども、少なくとも町のホームページを見ても分かりません。どこか、何回目かの令和4年のときの政策調整会議に書いてあるのかなと思って見ましたが、ありません。課長会議で書いてあるのかなと思いましたが、ありません。私たちが気軽というか、個人情報ではないです、行政委員の進め方でそういうものを見るときに、ホームページを見れば全て分かるという解釈でよろしいか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

ホームページを見れば全てを分かるというのは、ちょっと無理があるのかなというふうに、何を載せるか載せないかというのを当然参酌といえますか、

考えなければなりません。細かな打合せから全部、膨大な資料もちろん行政持ってますので、それを全部ホームページというのはなかなか難しく、政策を進める上でどれを住民の皆さんに周知して、合意形成をというのは、やはり考えて載せる必要があるというか、現実的にそういうふうになっていると思います。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 確かに何でも載せるという、審議過程の中ですから、だろうという審議の中を載せるというのは非常に難しいと思います。それは自分も否定しませんが、先ほどの例を出しました富良野市のような庁舎、何十億円の手をかける、何十億円でもなくてもいいのですけれども、そういうものについては、今後、情報公開をホームページなり、町の広報紙でも結構です。ぜひオープンに出してほしいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

林議員は、葬斎場のことは一例として挙げていただきましたが、全ての施策に関してできる限り分かりやすいように町民の皆様にお知らせしていくように努めているつもりですが、なかなか至らないところもありますので、おっしゃられるとおり、いろいろな近隣市町村等の方法等も研究しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） ぜひ絶えず検討していただきたいと思います。

自治基本条例の最後の4点目の質問であります。見直しということで、5年という一つの目安で当時つくられたということでありました。21年度に制定して、24年度、3年後にやっているという、すみません。私もちょっとこの点が調査不足でしたけれども、いずれにしても上富良野町の協働のまちづくり推進委員会の皆さん、それぞれの各団体から出て、委員として2年間活動して、年間5回ないし6回の2か月に1回にわたる会議を開催しているということが町のホームページの会議録でしっかり出されているのは思いましたので、ぜひ引き続きこうしたことも続けていただくとともに、この中でちょっと質問なのですが、今回令和6年の3月で一つ任期切れて、今また、新しいメンバーなのか継続なのかちょっと私分かりませんが、前回の3月のときの会議録、その前の会議録もそうだったのですけれども、自治基本条例を広報紙を使って周知してはどうですか。また、要約の解釈について説明書を改めて

皆さんにお示ししたらどうですかということで、委員各位からの御質問が入ってございました。そうしたことはぜひやるべきではないかなと思うのですけれども、もしやっていたならすみません、訂正させていただきますが、この点はどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 6 番林議員の御質問にお答えします。

先ほど町長の答弁でもお答えしましたように、平成4年度の協働のまちづくり委員会の中で御提言いただきました3番目の条項の中に、14年が経過してまだちょっと十分理解されていないことは推測されるという御意見をいただいております。解説本のほうは作っておりますが、もっと分かりやすい解説本を作るということで今取り組んでおりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 今、担当課長の説明でいけば、新しい解釈を作っている経過中ということでしょうか。広報に自治基本条例の改めて御案内とかする予定はないということでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 6 番林議員の御質問にお答えします。

自治基本条例自体は変わっておりませんので、やり方としての手法に関しましては今後も検討させていただきますと思います。自治基本条例を全部を広報に載せるというのはなかなか難しいものなので、冊子にしたりというやり方については今後検討させていただきますと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 担当課長、今説明されて町長もお聞きになりましたとおりですけれども、ぜひ、町民向けに改めて周知をしていただきたい。せっかく推進員の皆さんが発言した部分です。ぜひ酌み取ってそういう取組を進めていただきたいと思います。

最後ということでは申しましたが、先ほど、私、今回の二つ、人口減少と自治基本条例の取組について二つ御質問させていただきました。いずれもこれからのまちづくりに大切なものであって、これをぜひ町長、念頭において町政運営を進めていただきたいという期待から質問させていただきましたが、係る答弁の中身については同じ十人十色でもありません。5人5色です。そうしたことでいろいろ考え方は違うかもしれませんが、ぜひ町民のために自治基本条例を基とした町政運営を進めていくよう

お願いしたいと思いますが、この点、町長、どうでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

自治基本条例は、町の最高規範となっておりますので、行政の進め方は条例に沿って、住民の、町民の皆様と、自助・公助・共助、それらを含めて皆さんと一緒に町政を進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、6 番林敬永君の一般質問を終了いたします。

次に、3 番湯川千悦子君の発言を許します。

○3 番（湯川千悦子君） 私は、さきに通告いたしました2 項目5 点について、町長に一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1 項目め、お伺いいたします。健康づくり推進に向けたポイント活用について。

2019 年の10 月の消費税引上げに伴うキャッシュレスポイント還元事業や、マイナンバーカードの普及を目指したマイナポイント事業、エネルギー価格高騰を背景に実施した節電ポイント、住宅関連では、2021 年のグリーン住宅ポイントなど、近年はポイントプログラムを活用した国の施策が目立つようになりました。キャッシュレス化の進展やスマートフォンなどの普及により、ポイントを付与・活用しやすくなったことが関係しているようです。

我が町上富良野町は、現在、第3 次を迎える健康かみふらの21 に基づき、これまでも慢性腎臓病、循環器疾患、脳卒中、心血管疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、サルコペニア（筋肉減少症）、小児生活習慣病予防などに特化して、町民の健康寿命延伸に努めています。加えて、町の特設検診受診率も高く、その後の健康指導率も道内一、二を争うまでの業績を成し遂げていることはすばらしく、平成26 年2 月には、健康づくり推進の町宣言も行いました。

そこで、以下の3 点について、町長の考えを伺います。

①今後、さらに町民個々人の健康意識と活動を高めるために、スマートフォンのアプリケーションを活用して、老若男女、誰もが気軽に取り組めるウォーキングによる歩いた距離をポイントに換算して、ためたポイントは、地域通貨などとして町内の事業所で使えるなど、楽しみながら実益を兼ねて健康促進ができると考えます。

また、健康づくりに携わるボランティア団体も、近年は運営者の高齢化が進んでいる中、ボランティアに参加するとポイントが加算される仕組みを構築

することで、若者の参加加入動機につながり、結果として高齢者のひきこもりが予防され则认为ます。このことから、近年人気のあるポイント活用策を町を挙げて取組できると考えますが、導入はしませんか。

②健康づくり推進のため、保健福祉課のみならず、企画商工観光課や建設水道課など、様々な課が連携することで、ポイント活用策の横断的運用が考えられると思いますが、いかがでしょうか。

③高齢者のひきこもり防止のため、住民会や各サークルが行う健康増進活動へ、町からの補助の拡充や資格更新への支援などについての考えはないのでしょうか。

2 項目め、民生委員・児童委員の担当する地域差についてです。

常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めていただいている民生委員・児童委員の皆様には深く敬意を表します。

昨今の人手不足はどの場面にも共通していますが、民生委員・児童委員の担当する地域差の解消に向け、次の2 点について伺います。

①現在の民生委員・児童委員が担当する地区別の対象者数の状況は。

②民生委員・児童委員の活動負担を平準化することが必要と考えますが、その対策は。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3 番湯川議員の2 項目の御質問にお答えしたいと思います。

まず1 項目めの健康づくり推進に向けたポイント活用についての3 点の御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の健康意識と活動を高めるためのポイント活用策の導入についてであります。議員の御質問のとおり、特定検診の受診率の向上や個人の主体的な予防・健康づくりの推進を目的に、インセンティブ（行動変容への誘導）としてポイントを付与する制度・仕組みを導入している自治体・医療保険者があることは承知しているところです。

平成28 年度に保険者努力支援制度に係る評価指標の一つとして、個人のインセンティブの提供の取組が示されましたが、当町では当初より他の自治体の取組状況と効果検証の把握方法等について情報収集を行い、研究してまいりましたが、健康意識と活動を高めるためにポイント制度を導入した自治体についても若者の参加による効果は認められておらず、参加者の拡大につながっていないのが現状ということも伺っております。

ポイントの導入には、多額な費用や管理体制が必要となることや、一時的な効果が得られたとしても

長期的な健康課題の解決とはならないと考え、ポイント制度の導入については考えておりません。

また、ボランティアの参加に対するポイントにつきましては、令和2年4月から社会福祉協議会に委託事業として実施しております生活支援体制整備事業の有償ボランティアの制度としておたすけサポーター活動事業を実施しており、活動時間に応じて商品券の配布を行っておりますので、ポイントの導入については考えておりません。

次に、2点目のポイント活用策の横断的運用につきましても、1点目にお答えしたとおり、現在のところ、ポイント活用策の導入につきましては、費用負担や効果についての検討を行った上で導入は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の高齢者のひきこもり防止のため、住民会や各サークルが行う健康増進活動へ町からの補助の拡充や資格更新への支援などについての考えはないかとの御質問であります。町内における高齢者ひきこもり防止のための活動として、当町においてはふまねっと運動が各地域において盛んに行われており、活動に対する補助金やインストラクター養成に係る費用につきましては、上富良野町一般介護予防事業実施要綱にて定めております介護予防普及啓発事業や地域介護活動支援事業にて補助を行っており、引き続き必要に応じた対応を図ってまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目目の民生委員・児童委員の担当する地域差についての2点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の現在の民生委員・児童委員が担当する地区別の対象者数の状況であります。一番多い地区で約300世帯600人の地区から一番少ない地区で、約20世帯50人の担当地区となっております。

次に、2点目の民生委員・児童委員の活動負担の平準化対策につきましては、これまでも令和元年度、令和4年度と任期改選の折に地区割の変更など対応してきたところでありますが、民生委員の選出は地域の実情に精通している各住民会から選出いただくことが望ましく、地域によっては担当世帯数が多くなっているところもあるのが現状となっております。

今年度からの民生委員の負担軽減対策として、65歳以上を対象として実施しております高齢者実態調査につきましては、調査項目の簡素化や既に介護認定を受けられている方についての調査項目の省略など、民生委員の負担軽減を図ったところであり、今後においても地区割等も含めた負担の平準化や軽減の検討を行ってまいりますので、御理解を賜りたい

いと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 再質問させていただきます。

1点目です。平成28年に導入された保険者努力制度に関わるインセンティブが用いられたときと、令和の時代では背景が少し違うと考えます。当時は、まだスマートフォンなどの端末も幅広い年齢に普及はしていませんでしたが、現在は様々な年代へ端末が広がっている状況と考えます。

お答えにあったアプリ開発に多額の費用がかかる懸念がありますが、本来ならば、我が町がアプリケーションソフトを作り普及させることが望ましいですが、現在は多くの端末に対応している無料のアプリケーションソフトもあり、また端末に初めからインストールされているアプリケーションもあります。これらをうまく活用しながら、初期投資に費用をかけずに健康のためのポイ活ができると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

アプリの問題もありますが、先ほどお答えさせてもらったのは、ポイント制度と参加者の拡大には、なかなかほかの自治体もつながっていないというのが、そこがポイントでありまして、アプリを作るとというのが原因、それが難しいとかお金がかかるというのがありますが、決定的といいますのが、成果になかなかつながりづらいという自治体の声を聞いているので、そこがポイントかなと思っております。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 今言われたほかの自治体の成功例というのは私は聞いているのですが、一例を挙げますと、導入当初は加入された住民も少なかったようなのですが、年々増加してきており、今年度は加入者の口コミで新たに参加した住民も大きく増加しているようなことをお聞きしています。エビデンスは数値化されないまでも、参加された個々人の健康や体力が明らかに改善されたといった効果も出ている状況にあるようです。単年度で判断することなく、継続的な取組こそが健康への近道と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

その成功例がどういう状況でどういう条件でこの町なのかというのはちょっと調べ切っておりませんので分かりませんが、我々が調べたのは近隣で

す。この辺はやはりなかなか苦しんでいるのかなと、苦しんでいるといいますか、効果がなかなか、そのポイントを導入したのと受診率が上がったとか、なかなか因果関係がはっきり分からないというのが実情となっております。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 現在、社会福祉協議会で取り組んでいるおたすけサポート活動事業に関しては、日々の暮らしで御不便に感じている方々に対して、有償ではありますが、ボランティアとしてサポートを行う活動は大変有意義ではありますが、私がこのたび伺うのは、町内にある各種ボランティア団体も年々高齢化が進んで、担い手不足に悩まされているところに、ポイント活動を行うことで、若い方にも団体への参加を促すためのきっかけとして、町としての取組としてできないのかを伺いたいと思っております。町長の御意見をお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

ボランティアの活動に対しても、有償でということで商品券をお配りしているのですが、それがポイントなのか、実際の券なのか、アナログですけれども、その違いはありますけれども、それらをポイントにするという、アプリとかいろいろ、そういうことなしに実際お礼をしているわけです。それらを通じて、ポイントだからどうだ、アナログだからという、多分その差はないと思います。それらを通じてボランティアに参加してくれる人を募って、高齢化にストップといいますか、若い人たちをボランティア活動に取り組んでもらうような、そういう取組に、うちの町は商品券ですけれども、それを行っている実情です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） ちょっと何となく私が思っているところとは違ったのですけれども、ぜひ町として有意義なことは続けていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

2点目の、保健福祉課で行っている専門的な健康づくりは、大変有意義で、また医学的にもしっかりとした裏づけがあることは理解いたします。その上で、ふだんから健康に触れるために気軽にできるウォーキングや趣味の運動を活発にするために、保健福祉課のみならず、例えばウォーキングするときのインフラ整備に関するような建設水道課などにも協力したり、また様々なイベントに携わる企画商工観光課とのコラボレーションにより健康ポイントがたまる仕組みがあるとよいと考えます。また、ジオツアーや自転車競技に参加、野山を駆け巡るイベン

トに参加など、もっと気軽に教育委員会が行う様々な運動や体操、また盆踊りなどの町の行事に参加することで地域ポイントがもらえるような仕組みづくりについては、いかが考えておられますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

それらもウォーキング、健康づくりとかボランティアも含めて、なかなか近隣市町村では、地域ポイント・地域通貨も含めてなかなかうまくいっていないというのが、難しいというのが状況ですので、それ地域ポイントを全く否定するつもりはございませんが、今のままではなかなか難しいのかなと、もう工夫何か、先ほど議員がおっしゃられた成功事例なんかも含めて研究しながらやっていかないとなかなか難しいのかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） ぜひ前向きに捉えていただけたらありがたいと思います。

3点目のふまねっとの活動については同僚議員も入っております。ふまねっとのネットの購入の補助があったり、インストラクターの習得費用や一部費用弁償等に使われているのは承知しております。そのほかにも、個人的であったり、住民会で行っているラジオ体操や高齢者体操などにも目を向けていくことは考えておられますでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

ふまねっど運動が各地域において盛んですが、もちろんひきこもりの防止のために、住民会や各サークルが行うこういう活動に対しては、ふまねっどだけではなく、たくさんいろいろなことがあると思いますので、それらについては、今後どういうふうにその活動を支えていくのかというのを十分な研究をしてやっていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） それでは、2項目めに入らせていただきます。

1点目の件ですけれども、今日いらしている皆さんも聞いていらっしゃると思うのですけれども、物理的にも仕事量が変わってくるので、やはり可能な限り1人当たりの担当が均衡になるような方策は考えておられますでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお

答えたいと思います。

平準化を徐々にですけれども図ってきておりますが、なかなか難しい問題があります。皆さん御存じかもしれませんが34名、それは基準で決まっております、これをなかなか、その中でどう割り振りしていくかという問題が一つあります。単純に平準化すれば、数字上はできるのですが、ただ民生委員・児童委員の性質上、なかなか地域の実情をよく分かっている方が適任でありますので、なかなか今の住民会の枠を無視して、機械的に平準化するというのはなかなか難しいところがありまして、それらを考慮しながら、徐々にではあります平準化を図っております。けれども、なかなか難しい面もありまして、平準化、もう一つなのですが、もう一つ軽減、先ほどの高齢者実態調査の軽減もありますが、あとICTとか、それらを活用して軽減していくというのも一つ。軽減をなくす、軽減していくという、すみません、なかなか日本語が難しく。皆さんの仕事を軽減していくという方向も一緒に考えていかなければならない問題、課題かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 2点目の民生委員・児童委員のお仕事は大変だと思いますけれども、特に過密状態にある地域では、改選期には苦勞されているようですので、実情にあった、今、町長もおっしゃっておられましたけれども、なかなか難しいことではありますけれども、実情にあった再配置であったり、人員の適切化であったり、またそれに加えて今後の成り手不足に対応する報酬の在り方についてさらに検討が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

作業の平準化、軽減も含めて、もっと大きく成り手というふうになりますと、やはりそれも含めて、なかなか成り手不足というのはどの団体においても顕著化しておりますので、それらも含めてしっかり検討していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） ぜひ今日おられている民生委員・児童委員の皆様の現場の声を聞きながら、運営に当たっていただくことを強く願って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、3番湯川千悦子君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（中澤良隆君） 昼食休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、1番佐藤大輔君の発言を許します。

○1番（佐藤大輔君） 私は、さきに通告してございました2項目5点について、町長にお伺いいたします。

まず1項目め、中富良野町葬斎場の共同利用についてでございます。

我が町の葬斎場は老朽化と主要機械部品の供給終了、また、現在の棺の規格に対応できない場合もあるとのことから、昨年9月、中富良野町と葬斎場の共同利用に関する基本合意書を交わし、令和8年度に解体されることが決定しております。

今年度の当初予算に計上された中富良野町葬斎場の電気設備改修実施設計費が可決され、令和8年度からの共同利用に向け一歩踏み出した形ですが、改めてそこに至る経緯と今後の跡地利用など、以下2点についてお伺いいたします。

（1）我が町に新たに葬斎場を建設しようとする際に係る費用の概算は、全員協議会や新聞報道において約15億円と示されました。この金額は、あくまでも現葬斎場と同規模での改築を見込んだ場合とのことでありますが、費用算定の際、炉を1か所にするかや待合室をなくすことなど、コストダウンや効率化のためのダウンサイジングは検討されなかったのでしょうか。

（2）今回の葬斎場の件に関して合理的な判断であると評価する声がある一方、異論を唱える町民も少なくありませんが、その主な理由は尊厳の問題であると推察いたします。

このような方々の心情に寄り添いながら跡地を有効に活用する方策として、また以前から設置を求める町民の声に応えるためにも、現葬斎場解体跡地に合同墓地の建設を検討してはいかがでしょうか。

2項目め、島津公園の整備と将来像についてでございます。

近年、島津公園は大型の遊具や乳幼児向け遊具、さらにはじゃぶじゃぶ池が整備され、町内外問わず多くの団体や親子連れが訪れております。また、安全な散歩道として園内の遊歩道を利用する町民も多いと聞いております。

そこで、今後の整備計画や将来像など、以下3点についてお伺いいたします。

(1) 現在の駐車場は狭隘で縁石が高く区画が変則的なため、混雑時はスムーズな駐車が困難であると思われます。今後、駐車場を拡張し区画を整備する考えはあるでしょうか。

(2) 令和4年に遊歩道の一部が整備されましたが、未整備区間は凸凹によって歩きにくい状態にあります。高齢者の安全性やベビーカーを押す来園者の利便性の観点からも、遊歩道の全面整備に着手すべきではないでしょうか。

(3) 近年、全国的にインクルーシブ公園が増えています。インクルーシブ公園とは障害を持つ方や高齢者が安全かつ快適に遊べるように設計された公共の遊び場ですが、多様性への理解を深めるとともに、地域や社会とのつながりを広げる拠点ともなり得ます。島津公園は既に遊具が充実しており、加えて立地、自然環境、管理体制などインクルーシブ公園を目指すにふさわしい条件がそろっているように思います。この点を踏まえ、島津公園の将来像について見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目の中富良野町西山火葬場の共同利用についての2点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の建設費の検討についてであります。葬斎場の規模、機能の縮小につきましては、今後数年間は団塊の世代と言われる世代が高齢人口になり、火葬件数は横ばいで推移していく状況が予測されることや故障等の際の対応を勘案すると現状の2炉は必要となります。仮に規模を縮小した場合でも、単純に半分の金額になることや、大きく建設費用を削減できるものではないと考えております。

また、現在の葬斎場の相互利用の原則は、各自自治体が葬斎場を有していることから、同一料金で相互利用を行うことができますが、現段階での稼働状況では、1炉のみの施設では処理数が不足するため、あらかじめ他の施設に頼るような運用となり、所有施設の運営費のほか、広域使用施設のイニシャルコストとランニングコストも負担することとなることから、より多くの負担となることが考えられ、規模・機能を縮小しての建設は初期段階でしか検討してきておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の現葬斎場の跡地利用についてであります。御質問の合同墓地や合葬墓につきましては、以前もお答えしたように、ニーズに関しましては認識しておりますが、中富良野町との葬斎場の共同利用を継続していく場合、将来的に現在の西山火

葬場が老朽化した際の設置個所についても未定であることや、梵鐘などの私有物も残っており、跡地についてすぐに次の施設等に使用することはできないことから、合同墓地や合葬墓として使用することは別の問題と考えており、現段階では、今の葬斎場を解体した場合の跡地利用の検討については行っておりませんので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2点目の島津公園の整備と将来像についての3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の駐車場についてであります。議員御質問のとおり、公園敷地上の関係から変則的な形状をしております。建設当時の駐車場構想がどのような内容だったのかは今となっては確認できませんが、区画線の引き直し等を行い現在の区画割になっており、30台が駐車可能であり、そのうち2台分が身障者用スペースとなっております。駐車場の拡張も含めた整備につきましては、現在のところ管理人や公園利用者から「混んでいて駐車できない、停めにくい」等の御意見がないことから拡張を含めた整備計画は今現在ありませんが、将来的に利用者が増加傾向となり、駐車場の混雑が頻繁に発生する状況になりましたときには検討も必要と考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の遊歩道の全面整備についてであります。本施設の整備時期については、昭和49年から55年頃にかけて整備された施設であり、その後、都度部分的な修繕を行ってきている現状であります。近年における公園の整備状況といたしましては、令和4年度に噴水の防水工事、遊歩道の凸凹が大きい区間72メートルの舗装補修工事、令和5年度に既存ブランコの一つを幼児用に交換とネットフェンスの改修等を行い、令和6年度につきましては噴水周りの舗装補修、幼児用の2連ブランコの新設が実施予定となっているところであります。

議員御指摘の遊歩道の凸凹の原因といたしましては、経年劣化や地盤沈下、樹木の根の張り出しによるものと推察されます。令和4年度に遊歩道の一部を補修しましたが、公園全体の施設も建設から40年以上が経過していることもあり、全体を見通した中で優先順位をつけながら計画的に整備をしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目のインクルーシブ遊具についてであります。インクルーシブ教育とともにあらゆる子どもたちが一緒に遊べる新感覚の遊具として、近年全国的に設置が広がり、昨年度、札幌市の公園にも設置されていることは承知しているところです。

現在、インクルーシブ遊具を備えた公園や施設は当町にはないのが現状であります。今後におきましては、他自治体の動向や設置状況など、調査・研

究を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

1 番佐藤大輔君。

○1 番（佐藤大輔君） それでは、再質問に入させていただきます。

まず1項目め、1点目のダウンサイジングの検討についてでございます。当然、検討していないわけではないということは重々承知をしております。あくまで町民の声を代弁しているということで、御理解いただければと思います。

御答弁の中に、中富良野町と富良野市、また我が町、この相互利用の原則から、炉を一つにするということは、なかなか現実的ではないということは、そういったことを基に早々に検討する必要がないと判断されたということで、理解はできました。ただ、昨年末に開催された住民会長懇談会、また住民説明会の資料には、西山火葬場と同規模、これは2炉、待合室一つの場合は9から10億円、現火葬場、上富良野町の葬斎場と同規模、これが2炉、待合室2部屋の場合は10億円から12億円と示されておりました。これだけ見ても、規模の違いで1億円から2億円の違いが生まれているなど資料から読み取れるわけですが、これさらに進んで2炉ゼロ室、2炉だけでも待合室ゼロというような検討はされなかったのか、確認の意味でお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

具体的な積算の金額は、今の規模の場合は幾らかかるかというのは、同じ規模の既に建てた他の自治体の例を見て金額を想定といいますか、参考にしております。その中で、炉だけで待合室がないと、炉だけの建物というのは現実的ではないなということで、その検討は、ほかのそういう炉が、葬斎場があるのかないかも含めて検討はしておりません。

○議長（中澤良隆君） 1 番佐藤大輔君。

○1 番（佐藤大輔君） 特にちょっとほかの自治体、私も調べていないので分かりませんが、現在のこの社会情勢といいますか、お葬儀の在り方等を考えると待合室なくてもいいよね、コロナが明けてしまったので、その機運というか、そこら辺は治まっているのかなとも思いながらも、炉だけの検討はされなかったということで理解いたしました。住民会長懇談会とか住民説明会の中で、そういった質問は出なかったということでよろしいでしょうか。確認の意味でお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

具体的に炉だけで待合室なしという質問はありませんでした。ただ、待合室を使わなくなったのは、本当、コロナのときになってから一切使わなくなりましたので、今後は利便性と、利用する方の利便性やニーズがあるのかもしれないので、従来どおり待合室があるのが普通かなと思っておりまし、説明会等でもさらに待合室なしという、それはどうなのだという意見はございませんでした。

○議長（中澤良隆君） 1 番佐藤大輔君。

○1 番（佐藤大輔君） 町長の答弁で納得といえますか、理解はいたしました。

先ほどの同僚議員の質問と被りますので、あまりこの点、特にこれ以上触れるつもりはないのですが、やはりある程度出せる情報というか、こういったことというのは、確かに9億円とか12億円とかと出してしまうと、それが独り歩きしてしまうのですが、検討過程というのは示せるのかな。資料の中には当然検討した、要は2炉1室は検討しました、2炉2室も検討しました、では2炉ゼロ室はどうだったのかとかいうところが検討していませんでしたは表記する必要はないのですが、せめて先ほどの炉を一つにすることがなぜできないのかということについての説明はあってもよかったかなと思いますが、今後のこの情報提供の在り方について、再度、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなかこの問題は、住民の方の関心があるのかどうかということも含めて、重々、住民会長懇談会とか説明何回か、複数回説明してまいりましたが、なかなかそれに対して御意見というのはあまりなかった。当然前段の古くなった、炉が小さい、今後は合理化が必要ですよということを説明した上で皆さんの御意見ということで住民会長懇談会とかでも説明させていただきましたが、特に質問は住民会長会議では特になかった。それで、直前の住民説明会のほうは昼夜2回やったのですが、合計で10名の方の参加ということで、いろいろ情報の出し方等もいろいろ御意見はあると思いますが、住民の方について、この件についてはおおむね御理解いただいているのかなという判断に至っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1 番佐藤大輔君。

○1 番（佐藤大輔君） 今の御答弁に対して、おおむね納得してはおります。ただ、やはり難しいです

よね。情報提供は本当に難しい。過剰ですと本当にどれがどれだかわけ分らなくなってしまうですし、この取捨選択が難しいわけですが、やはりむしろ住民に対して、例えば我々議会もそうなのですけれども、正しい情報を適量、適切に提供していくということが、より住民の理解を深めていくのかなと、より納得を得られやすいのかなと考えておりますので、その点、今後こういったことはあまりないのですけれども、やはり御留意いただければと思います。

2点目についてでございます。2点目の火葬場の跡地の活用についてでございますが、先ほどの御答弁では、現時点では、更地にして管理していくような方向なのかなと、何かを建てるということは考えておられないということではよろしかったかなと思います。

先ほどの御答弁では、この2点目の質問の前段の部分に対しての町長の所感が述べられていなかったと思われるので再度お伺いしますが、私、尊厳の問題という非常に抽象的な表現を用いましたが、具体的に申しますと、自分が亡くなったとき、この町で自分が火葬がされないことへの虚しさとか、ほかの町に世話になることへの抵抗感といった、本当に実に感情的な部分であるかなと考えております。要するに、今回の町長の御判断、町としての判断は、公共施設の整備の優先順位を考えるとこれ致し方ないと頭では分かっているのだけれども、どうしても心の中に納得感が生まれないというような類いのものであるかなと思いますが、町長御自身、町長に対してこのような町民の声というのは、届いているのかどうかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

佐藤議員の質問通告を受けてから、この尊厳というのは多分そういうことであろうと想像はしていましたが、自分の町で火葬してほしいといいますか、そういう声は一部の住民が持っているということはもちろん理解しておりますし、そういう気持ちを全く無視といいますか、そういう気持ちを大切にはしていきたいのですが、なかなか昔と違って、全て自分の町で何もかも全部ワンセットそろえてというのはなかなか難しい中で、苦渋の選択といいますか、将来的にはやはりほかの自治体との協力も必要だということで説明して納得していただいたのかなと思っておりますし、そういう問題が全くないという認識ではございません。まだ一部、町民の方はそういう感情を持っているということは認識しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 要は頭では納得しているけれども、今回の町の判断に対して腑に落ちないのだという町民の声は、町長御自身も把握されているということで、今、確認をいたしました。安心しておりますけれども、ではその方々に対してどのように応えていくかというところ非常に難しいかなというふうに思いましたので、これ火葬場の共同使用と合同墓地の設置の話は、一緒に論じるのはさすがに無理があるのかなと当初私も考えておまして、非常に悩ましかったのですが、ただ葬斎場に先ほど申したような格別な思いがある方々の願いがかなわない、要は葬斎場が恐らなくなるだろうということで、願いがかなわないのならば、せめて葬斎場の跡地に先人たちの御遺骨、当然御自身も含めて先人たちの御遺骨を末長くお納めする合同墓地を設置することというのは、これは政策をもって町民に納得感を持ていただくという、非常に合理的な判断ではないかなと思ひまして今回提案も含めて質問しておりますが、改めてこの点に関して町長の見解をお伺いさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） まず、自分の町で火葬できなくなるというのは、既にできないといえますが、合同で、共同で設置している自治体もございますので、そういう自分の町で火葬してもらいたいのだというのが尊厳かどうかというのは、非常に難しいと思っております。これが尊厳だとすると、ほかの町で共同でやっているところは尊厳を毀損していることになりますので、なかなかそれは難しいのかなと思っております。ただそういう思いがあるというのは重々承知しておりますが、それが合葬墓を建てることで解決するのかどうかというのは、別の問題だと思いますので、合葬墓は別の機会でお話できればと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 私の提案に関しては、町長の頭の中では全くないということで確認をいたしました。

最後、町長は別の機会にとおっしゃいましたが、私は町民のニーズに関しても触れておりますので、通告外のグレーゾーンに足を踏み入れていないのではないかという自認の下に改めて質問いたしますけれども、合同墓地の設置に関して葬斎場の跡地利用は、可能性は否定されました。そうすると、その跡地は合同墓地以外に何かあるのかと思ってはいますけれども、そこはちょっと置いておいて、ではこの

合同墓地の設置というのは別の場所、例えば中央霊園等なら可能性はあるのか。先ほどの私の質問に対して、町長はニーズに関しては認識しているというような御答弁をされましたが、この合同墓地の設置そのものについて、現時点で町長はどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

一定のニーズがある、厳密に調査したわけではございませんが、そういう声为上富良野町の町民とは限らず、あちこちの自治体でできているということを経れば、そういう一定のニーズがあるということは想像できますが、現時点で町営でやるのか、民営ということも考えられますし、また町営でやった場合、今の利害関係が生じてきますので、納骨堂とか民間のそういったところの折り合いとか、いろいろ調整することは多々あって、すぐどうのこうのという考えは、現時点では持っておりません。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1 番佐藤大輔君。

○1 番（佐藤大輔君） このことについては、前町長にも質問をさせてもらっております。その際、前町長は、こういった先祖を、粗末にするという表現はちょっと適切ではないかもしれませんが、先祖を大切にしないというような、そういった機運を町として助長すべきではないというようなニュアンスの思いから、合同墓地の設置というのは私は考えていないという御答弁でありました。

ちょっと今、町長の答弁だと非常に分かりにくかったのですが、まず何が一番ネックになっているのかと、町長が町長である限り、合同墓地の設置というのは基本的にないと考えてよろしいかどうかをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

何が問題かというのは、墓じまいとかがあるのは分かっておりますが、そのお骨が、お骨を上富良野町に造ったから上富良野町に合同墓地に入れてくれるのかどうかという問題もありますし、現段階では、宗教法人、寺院のほうで納骨堂とかがありまして、要するに町がやることによって直接の利害関係も生じてきますので、そう簡単に調整、そこは調整しないとならない問題、非常に大きな問題かなというふうに思っております。先祖を敬う気持ちが薄れるとかそういうことは特に、前町長のことを今おっしゃいましたけれども、そういうことよりは、そのことよりも実際現実的に町がなぜやらなければならないのかという、そういう、ニーズはあるのですけれども今なのか、いろいろ考え、調整することもあるし、そういう問題がたくさんありますので、現時点では合同墓地のことについては考えていない、場所についてもということでありまして。

○議長（中澤良隆君） 1 番佐藤大輔君。

○1 番（佐藤大輔君） 民業圧迫的な部分が、今伺っていると、町長の中で一番引っかかっているのかなと思いました。

富良野市、令和元年に建設されて6年目を迎えております。現在1,500柱納骨可能なところで、約350の御遺骨が納められていると担当者のほうから伺っております。基本的に1,500万円かな、要は利用者負担で建設費を賄うという考えの基に建設されております。ちょっと運営費は別になるかなと思いますが、なので、そういった財政的な部分はそんなにネックではないのかなと思っていたので、町長は多分、その部分はネックではないということを確認できましたから、二度は申し上げませんが、町長がネックとして考えている部分が解消されましたらこれ、合同墓地の設置のニーズは、僕が議員になってそれが一番大きいのかな、一番声としては多いなという印象を受けているので、町長は町長である限りやらないというわけではなくて、現時点では検討していないというようなお話でありましたので、今後ぜひ前向きに、ちょっと定例文で申し訳ないですが、前向きに御検討いただければと思います。

続いて、2項目めの島津公園のことについての質問に移らせていただきます。

1点目の駐車場、また2点目の遊歩道につきましては、引き続き適切な管理と、また検討を加えながら、整備が必要であれば整備をするというような御答弁でございましたので、そこは御期待を申し上げます。

先ほど申し上げた乳幼児専用のブランコというのも非常に好評だと聞いておりますので、本当に行政、また管理の方々の御努力で、島津公園というのはおおむね適切に管理されているものと私は評価しておりますことを申し添えさせていただきます。

ただ、この3点目のインクルーシブ公園についてであります。先ほどの町長の御答弁では、インクルーシブ遊具についてのみの言及だったかなというふうに思ひまして、正直私の質問とちょっとかみ合っておりませんでした。言葉足らずであったのであれば申し訳ありませんけれども、改めて先ほど町長の答弁の中で、札幌市の公園ということで御答弁がありました。恐らく札幌市の農試公園のことかなというふうに思うのですけれども、私もこの農試公

園の担当者とのヒアリングを基にした、今ちょっと補足説明をさせてもらった上で改めて町長の見解をお伺いしたいと思います。ちょっと長くなります、申し訳ありません。

私がインクルーシブ公園の存在を知ったのは、今から約1年前で、町内の子どもの発達に不安を抱える複数の保護者からの要望がきっかけとなっております。インクルーシブ公園というのは、時に障害のある子どもが遊べる遊具がある公園という意味で誤解されがちですが、障害のある、なし、子ども、大人関係なく全ての人が利用できる公園であります。社会にある物理的、情動的、制度的なバリアをデザインを使って解決し、心理的バリアをなくしていこうとするのがユニバーサルデザイン。そして、そのユニバーサルデザインでは取り除けないバリアを周囲の人の意識や行動で取り除いていくという考え方をインクルーシブと言います。例えば、もしスロープがあったとしても、周りの人からお手伝いしましょうかと声をかけてもらったほうが安心してその場にいられると申し上げたら分かりやすいかと思います。なので、単にインクルーシブ遊具、ユニバーサルデザインの遊具を置いただけではインクルーシブ公園とは言えないと考えております。

先ほど申し上げた駐車場、遊歩道はもちろん、スロープ、身障者トイレ等の整備、そして身体障害者、自閉症などの発達障害、知的障害、認知障害、感覚障害児も遊べるインクルーシブ遊具の設置といったまずハード面の整備というのはこれももちろんでありますけれども、利用者同士が自然と声をかけ合ったり一緒に遊んだりする環境づくりをするためのコーディネーターやプレイワーカーの配置などといったソフト面の整備も重要になってきます。

これまでの公園は行政により計画され造られるものでありましたが、インクルーシブ公園は利用者へのヒアリングや意見交換を積極的に行い、公園を利用者とともに育てていくという官民協働をコンセプトとしているそうであります。

冒頭に述べましたように、多様性への理解を深めるとともに地域や社会とのつながりを広げる拠点として公園という小さな存在が少しずつ広がって、インクルーシブな町、要はみんなが安心して暮らせる未来、みんなでつくっていく町へと変わっていくことが期待されます。

以上が、私がインクルーシブ公園を目指すべきでは、検討してはどうかとする理由でございます。それこそ先ほどの同僚議員の質問に対して、町長は人口減少の部分で協働のまちづくり、穏やかに安心して暮らせるまちづくり、そういうものにつながる私は施策だと考えておりますが、今の私の補足説明を

お聞きになって、その率直な気持ちも含め再度町長の見方をお伺いさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

インクルーシブとユニバーサルデザイン、バリアフリーと言ってもいいかもしれません。その違いを明確にするというのは、なかなか私も何が違うのかというのを勉強させていただきましたけれども、単にインクルーシブ公園、インクルーシブ遊具というのは、インクルーシブという言葉が障害者なんかももちろんですけども、人種や宗教、その他諸々、それらを多様性に対応して包含するような意味の公園ですよということで、そういう説明をされている方が結構おまして、その中にインクルーシブ遊具が当然備え付けられているのですが、そういう一般論でいろいろ頭の中に整理していきますと、例えばブランコがあって、普通の健常者の方でもブランコ嫌いな子ども、滑り台嫌いな子どもがいて、ブランコだけだったらみんながインクルーシブではないのでやはりいろいろな遊具、それを障害、人種、宗教なども含めてあらゆる人が楽しめる公園、いろいろ、だから普通の遊具もあっていいのですけれども、そういう人たち、いろいろな人たちが、あの公園にはあれがあるから行くとか、あの公園にはまた違うことも、あれがあるから行く、そういうのがインクルーシブ公園だと理解しておりますので、いろいろな遊具をユニバーサルに、そして誰でも使えるようにするのがインクルーシブではないなど。普通の遊具は遊具であっていい。それに興味のない人、また心身の障害等でそれを使えない人は使えるようにしてあげるのはもちろんいいのですけれども、それでもちょっと無理がある場合は別の遊具で楽しめる、そういう公園がそういう考え方の公園なのだなというふうに理解しております。

○議長（中澤良隆君） 1 番佐藤大輔君。

○1 番（佐藤大輔君） インクルーシブ公園の理念と申しますか、そういったものは町長も既に御存じであったかと。若干こちらのほうが情報を多く持っているという、それはもう私は質問する側ですので当然かなと思いますけれども、既に御理解していただけているということで確認をいたしました。

ただ一番大事なものは、要は町長が本当にこの町の、僕が一番最後申し上げたところ、公園という小さな存在が少しずつ広がって、要はインクルーシブな町、みんなが安心して暮らせる未来をみんなでつくっていく町へと変わっていくということが期待されるという部分、要は町長がたかだか公園と思われるのか、されど公園と思われるのか分かりませんけ

れども、そういった一つ一つの町のものに対して、それはハード・ソフト両面だと思えますけれども、どのようにデザインをしていくか、どのように魂を込めていくかという部分が肝要であると私は考えています。

先ほどの答弁では、島津公園の将来像について、町長オリジナルの、町長御自身の見解というのは示されていなかったかなというふうに思いますので、町内にある都市公園のうち、唯一と言っていいのかわ確認していませんが、地区公園というものに区分される島津公園というものを今後どのようなコンセプトでブラッシュアップしていくのか、どのように町長の魂を込めていかれるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

島津公園は、既存の完成した公園ですので、なかなかこれをデザインといいますか、工事をしたら変えるというのはなかなか難しいと思いますが、今ある機能を十分、先ほどの答弁にもありますが、一遍にユニバーサルデザインとかインクルーシブの公園にするというのは、なかなか一遍にはできないと思います。ですので、事あるごとにいいいますか、優先順位は当然つけるのですが、何か補修する場面とか、何か必要な遊具がある場、そういうときにはきっちりとその辺も、インクルーシブなんかも念頭に置きながら整備していったら、より多くの方が利用していただけるのが将来的な島津公園の在り方であるのかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） ちょっとすみません、嫌な言い方になるかもしれませんが。今の答弁聞いていると、結局、悪くないのですよ、悪くないのですけれども、要は一つ一つのニーズに応えながら、デザインというのは本当に機能的なものではなくて、本当にランドデザインという意味のデザインで、町長がどのように島津公園をこのまちづくりの上で活用していくのかということをお伺いしていたのですが、町長としては、まず一つ一つニーズに応えながら、問題に対して対処していきながら、島津公園というのがより町民に愛される場所として機能を続けていくことを目指しているという理解でよろしいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

ランドデザインは、公園として十分機能しているので、それを大きく変える何か不都合があると

は、今のままでいいのかなと。さらにブラッシュアップは必要だと思います。そういう意味で、ランドデザインは大きく変更することはないと思いますが、機能につきましては、ニーズがあるか、ないかはもちろん重要ですが、例えば補修をする場合はそういうことも念頭に、十分計画的に整備していかなければならないのかな。それが利用者の増につながりますし、町民の子どもを連れてきたり遊んだり、また憩いの場であったり、そういう将来の利用につながるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、1番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

次に、9番島田政志君の発言を許します。

○9番（島田政志君） さきに通告しております第9次上富良野町農業振興計画についてお伺いいたします。私が出てくると、テロップが出てきたり紙芝居みたいなのが出てきたりして期待されている方もいらっしゃると思いますが、ちょっと映像の関係といいですか、著作権の関係とか承諾の関係とかありまして今回はありませんので、御了承ください。

それでは令和6年3月に策定されました第9次農業振興計画に関して、次の4項目について町長の考えをお伺いしたいと思います。

（1）今回の農業振興計画は、計画期間は令和6年度から10年度までの5年間、施策の方針展開には、4項目の目指す姿と9項目の施策方針、38項目の施策展開が掲げられております。その実現が期待されるところであります。

計画書27ページに「施策の方針と展開」の中で、「高収益作物生産の促進を図ります」とか、「科学技術やデータ利活用を推進します」とか、「農業経営者の利便性向上を図ります」という言葉が出てきますが、いつ、どのようなことを行うのか。また、他の施策項目においても「推進します」という言葉が何回も出てくるのですが、具体的にどのような計画を考えているのか、また取り組むスケジュールはあるのかお伺いします。

（2）計画書8ページに記載されている上富良野町の人口とか農家戸数などは、農林業センサスの令和2年のデータであり古いのではないかと。町の農業の直接の最新データを取り入れられないかなということで、町長にお伺いいたします。

（3）計画書の資料編に掲載されている令和5年度農業経営に関する調査に関して、この調査で何が分かったのか。また、この調査に基づき何をどのように行うのかお伺いいたします。

（4）同じく計画書の資料編に掲載されている町の農業支援対策単独事業実績に関して、支援の対策

に対する効果とか、これからの展望をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番島田議員の第9次上富良野町農業振興計画についての4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の具体的にどのような計画を考えているのか、また取り組むスケジュールはあるのかについてであります。3月に開催されました全員協議会の各計画の策定についての第9次上富良野町農業振興計画概要の中でも御説明しているところですが、本計画の具体的な施策につきましては、現在、農業振興審議会において農業・農村実践プランの作成を進めており、この農業・農村実践プランにおいて、新たな施策の3項目と前回計画からの継続施策90項目について、具体的な内容や各種の事業、詳細な取組とその中で重点的に取り組むものを決定し、重点項目とした施策につきましては、進捗管理を行うために年次スケジュールを併せて策定する予定となっております。

次に、2点目の最新のデータの基に施策を考えるべきとの御質問ですが、平成12年からの統計法に基づいた農林業センサスを当町の農業振興の推移として引用しております。農林業センサスの調査結果は、これまでも国の各種行政施策のほか、地域の農業振興、持続可能な農業のための施策等の地方公共団体の各種行政施策や学術研究の基礎資料として引用されております。

議員の御質問にあります町独自の調査になりますと、調査の方法や分析などに時間を要してしまうこと、また国、地域の農業振興施策や過去からの推計との整合性の観点から、農林業センサスの数値を引用させていただいているところであります。

本計画につきましては、情勢の変化に応じて見直しを行うこととしておりますので、今回の令和7年度農林業センサスで公表される数値を検証し、今後の傾向などから本計画の各施策に大きな影響がある場合は、必要に応じて本計画並びに関連するプラン等の見直しを進めてまいります。

次に、3点目の農業経営に関する調査についてですが、本調査は、農業経営の現状と課題、経営継続に必要な取組などの実態につきまして、今後の施策へ反映させることを目的にアンケート調査を実施したものであります。

計画期間における経営継続の意向、経営改善の取組内容と希望する支援策、課題解決に向けた方策などの各項目に対する皆様の御意見を集計し、その結果からニーズを把握し、新たな制度、事業や必要な施策の重要度、優先度を検討する材料として活用さ

せていただいているところであります。これらを活用した具体的な施策の内容につきましては、1点目でお答えいたしました農業・農村実践プランにより、お示しできるものと考えております。

次に、4点目の町の農業支援対策単独事業実績に対する支援対策の効果とこれからの展望についてですが、現在、町独自に実施している担い手対策後継者就業支援奨励金、新たな担い手育成等支援事業は、新規就農者や子弟後継者に対し、経済的支援と併せて地域の営農支援機関で構成する農業経営改善支援センターによる伴走型支援を行ってきたところであります。また、収益向上生産振興事業は、施設園芸をはじめとした高収益につながる作物に特化した生産を促すために、ハウス等の栽培施設や作業機導入費用の支援を行うことにより、収益の向上による経営の安定化を図ることを目的に事業を実施してきたところであります。

支援事業の効果につきましては、担い手対策後継者就業支援奨励金、新たな担い手育成等支援事業の対象となる新たな担い手の方には、おおむね本事業を活用していただいております。現在も新規就農者3名、後継者15名が将来に向けて強い意欲を持ち、営農を継続されていることから、一定程度の事業効果は発揮されているものと考えております。また、収益向上生産振興事業は、現在まで新規・増反の取組により作付面積の拡大が図られ、併せて施設等の更新による面積維持も行われており、高収益作物への取組が継続していることから、収益の維持、向上による農業経営の安定化につながる効果が発揮されていると考えております。

今後の展開としましては、担い手関係の2事業につきましては、新規就農者の農業経営が円滑かつ確実に早期の確立ができるよう、農業関係機関や指導者などの地域の関係者が連携して就農準備段階から経営開始後まで一貫した支援体制の維持とさらなる整備を進めるとともに、後継者の経営体に対する経営改善計画につきましては、将来の経営発展に必要な支援策等の有益な情報提供を継続し、経営安定化のための支援を国、北海道の支援事業と併せて進めてまいります。

また、収益向上生産振興事業につきましては、高収益園芸作物等の産地形成と農業所得の向上のため、今後においても持続可能な事業となるように制度設計の検討を進めながら、高収益作物の導入を継続してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

9番島田政志君。

○9番（島田政志君） まず、計画書というものに

についてお伺いしたいのですけれども、他の、例えば国民健康保険実施計画書、これによりますと、例えば94ページにおきます特定保険指導について、令和4年度は9.5%だったのを10年度には80%に持っていききたいとか、あるいは教育振興計画の79ページにおきますは、子育てサークルについて、家庭教育等々に追いついて令和4年度が25%なのが令和10年には100%。この農業振興計画においてですけれども、先ほど言いましたように推進しますとか利便性を図りたいということに書かれているのですけれども、極めつけはこの泥流地帯ですけれども、泥流地帯は何年何月までに入りたいとか、あるいは放映したいということで、それに対する費用は幾らだということで詳しく書かれているのですけれども、農業振興計画においてはちょっとそういった具体性に欠けるのですけれども、町長としてはいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなか他の計画と比較するのは農業あれなのですが、計画ではおおむね方向性をしっかりと示して、さらに実践プランというものをつくって策定中ですが、それにはもっと詳しく具体的には何をするという計画になっておりますので、ちょっと農業に関しては2段階えといえますか、計画と実践プランがございますので、そういうつくり。他の計画はそれ一発で終わっておりますが、なかなかちょっと構成が違うといえますか、そういうつくりになっておりますので、ちょっと御理解はしていただきたいなというふうに思っております。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） それでは、その実践計画書というのはいつ頃策定予定でしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁にもあったと思いますが、計画ができてからすぐ実践プランの策定に入っておりますので、今年度中にはできる、完成する予定となっております。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 今の答弁で今年度中というのはちょっと遅いというか、できればこの早い時期に、半年、せめて9月とかお願いしたいと思います。

その点は、ではそこまでとしまして、次の質問にさせて、入っていただきます。

収入の件なのですけれども、この計画書の中の2

6ページ見ていただくと、農業所得、令和2年におきましては86万円、売上金が550万円と。令和4年におきましては、所得が64万円、収入としまして530万円なのですけれども、上富良野町の民間人約5,000人の統計を取ったところ、収入が年収約320万円。ちょっと役場職員のを調べたところ、役場職員はいろいろな手当がたくさんついていまして、それを合算しますと、平均すると約590万円ぐらいになるのではないかなということなのですけれども、これに対して農業所得は、町長、高いと思われますか、低いと思われますでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） なかなか具体的な職業の方の所得について私が言及するのは、ほかの、農業所得に関して言えば、いろいろその年の作柄、また経費の問題もありますし、いろいろ給与所得と事業所得、計算の方法もいろいろ違うので、一概に比べるのは、ちょっと結果だけ比べるのは危険かなと思います。その他の職業の所得については私がどうのこうのと、発言は控えさせていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 今、農業所得についてちょっと質問しましたけれども、町長自身が農業所得はちょっとかわいそうだなとか、もう少し上がったほうがいいのではないかなというお考えがあるようでしたら、どのような施策をお持ちというか、特産物を振興していますよとか推進していますということでもっと回答書には書かれておりますけれども、町長の率直な意見といえますか、農業はこうあればこう伸びるのだよというようなことをお聞かせいただければと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

農業の所得といえますか、そのほか農業以外でもそうなののですけれども、所得が伸びる、それによってそれに携わる職業の方が活性化して人口が増えていくというのは、所得が伸びれば自然とそういうふうになっていくのかなと。ですので、所得が伸びるということは非常に重要なことだと思っております。ただ、では幾ら以上がいいのかというと、それはなかなか個人のライフスタイルとか、いろいろ個人の考えがあるので、幾ら以上ではないとかかわいそうとか、そういうことは全く個人の感想なのでそれは難しいと思いますが、一般的な施策として町は農業者、今は農業者の話ですけれども、農業所得が伸びていけば経済のパイもといえますか、それも大きくなりますし、そういう農業に魅力を持つてすば

らしいなと思ってくれる方が新規就労につながりますので、そういう意味では所得というのは非常に重要な要素であるということは認識しております。

○議長（中澤良隆君） 9 番島田政志君。

○9 番（島田政志君） 地域おこし協力隊のほうにも多分農業支援ということで町長のほうからお願いされているのだと思いますけれども、その協力隊のほうには、町長は所得とか、あるいはこれからの展望についてどのように勧誘しているのかお聞かせください。

○議長（中澤良隆君） 9 番島田政志君、一応農業振興計画の中での今の質問ということでののですか、それとも特別、ちょっと横出しになって。

○9 番（島田政志君） 農業振興計画の中で地域おこし協力隊を勧誘しているという答弁が3月か何かにあったと思いますけれども、当然農業振興計画の一部として私は受け止めておりますので、それについてどのように勧誘しているのかなということでお伺いをしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 農業振興計画の中で言われている地域おこし協力隊の活用方法というようなことで町長の見解をお願いします。

農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 9 番島田議員の御質問にお答えします。

農業振興計画の中では、第9次の計画におきましては、多様な担い手が活躍する農村づくりの中の目指す姿としまして、農業・農村を担う人材の育成として新規就農者、それから農業の生産支援の部分の政策としまして、地域おこし協力隊の活用については、今計画から新たに新設して行うものでございます。その取組は今後も継続して続けていきますし、先ほども答弁いたしましたとおり、農業・農村実践プランの中でもっと具体的な内容について考えていくということになります。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊の方は募集して採用しておりますが、新規就農とか高収益の分野を農業全体を見た場合、今後、後継者とか耕作放棄地ができれば困るので、新規就農指定も含めて、その指定だけでは足りないの、新規就農を含めて入れようということで、地域おこし協力隊だけが全ての手法ではありません。新たにそれ以外でも入っておられて、そういう方法もありますし、あくまでも地域おこし協力隊というのは手法の一つで、その目的というのは先ほど言った農地を守るですとか、高収益作物を上富良

野のブランドを高めていくために高収益作物に特化してもらおうとか、そういういろいろな目的があって、その手法の一つが地域おこし協力隊と考えていただければいいかと思います。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

9 番島田政志君。

○9 番（島田政志君） 今のは大変苦しいといいますが、答弁だったと思いますけれども、私の質問としては以上なのですけれども、先ほどから言っていますように農民は非常に困窮しているというか、困っています。一つの基幹産業というか、町の主力産業ということで考えているということであれば、もう一つ足を踏み込んで力を入れていただきたいと思います。

私からは以上です。よろしくお願いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番島田議員の最後のお言葉、本当にありがとうございます。これからも、もちろん農業は上富良野の基幹産業の一つであります。経済規模からいっても非常に大きな規模です。さらに私が重要視している、先ほど申しました所得というのは非常に重要な要素でもありますし、あと地域のブランドを、いろいろなメロンですとかそういうホップ、そういうものをしっかり次に町として継承していくのは非常に重要なことだと思っておりますので、これからも注視してといいますか、農業は一つの柱としてしっかりやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、9 番島田政志君の一般質問を終了いたします。

次に、5 番金子益三君の発言を許します。

○5 番（金子益三君） 本日最後でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私はさきに通告してあります1項目5点について、町長及び、大変お待たせ申し上げました、教育長に私擬をお伺いしたいと思います。

人口減少時代における今後の広域行政の在り方についてお伺いいたします。

近年、全国的に加速する人口減少社会の中で、我が町上富良野町もその問題は深刻になってきております。既に人口も昨年3月末には1万人を割ってしまい、この4月末日現在、上富良野町の人口は9,719人、男性4,969人で女性は4,822人となっており、民間有識者でつくる人口戦略会議におきましては、2024年4月24日に北海道内179市町村のうち約65%に当たる117の自治体が「消滅する可能性がある」との報告書を発表したところであります。ここ上川管内におきましては、富

良野市、士別市、当麻町、比布町、愛別町、上川町、そして上富良野町、和寒町、剣淵町、美深町、音威子府村、幌加内町などが報告されております。上富良野町の人口予想も2050年には5,887人。2020年から比べて20代から30代の女性人口が58.9%減少の330人へ減少するとの予測が立てられておりました。しかし、これは現状のままであればこの予測数値に近づくだけでありまして、何らかの方策が取られた場合には、消滅可能性自治体から脱却ができるということも大いにあると考えます。

しかしながら、一方で人口減少というのは自然減、社会減という、どうしても止めることができない要因も多々あるのも、これも現状であります。今後、上富良野町の人口減少が進んでいった場合に、これまで行ってきました様々な公共サービスの維持が安定的にできるのか、将来像をどのように描いていくのか、次の5点についてお伺いいたします。

1点目は、2013年に協定を結んでおります定住自立圏の中におきまして、医療分野での協定が行われております。令和7年には上富良野町立病院が改築を迎えるところでございますが、その後のこの富良野定住自立圏での協定内容について、第2次定住自立圏での協議はどのようなものがありましたか、お伺いいたします。

2点目は、定住自立圏協定では福祉等の取組も行われておりました。特に近況は、介護分野では富良野圏域全体での施設介護の介護施設での人員不足が懸念されております。そのような中で、南富良野町、富良野市、中富良野町、そして上富良野町にある介護施設間での広域的な取組は今後どのように行っていく考えであるのか、お伺いいたします。

3点目は、このたびこどもセンターが新たに上富良野町において新築されました。こども未来班を設置して、子育てに対する政策が充実されたと考えております。

現在、これは過去からもそうですが、中富良野町と合同で発達支援等の事業を行っております。そのような中で、人口減少の中でもこの発達支援について増えていくニーズに対しまして、我が町のスタッフで対応がこれが持続できるのか、今後さらなる広域化を進めていく考えがあるのかをお伺いいたします。

4点目は、クリーンセンターの長寿命化を現在も取り進めているところでございますが、可燃ごみの取扱いについては富良野圏域においてそれぞれ取扱いが違ってくるところでございます。5市町村における共通の取組を進めていく考えはないのかをお伺いいたします。

5点目は、今度は広域連合で今現在進めております四つの事業のうち、上富良野町にあります給食センターの老朽化が著しくなっておりますが、今後の改築等の考えはあるのかをお伺いさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の人口減少時代の中における今後の広域行政の在り方についての4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の定住自立圏での町立病院改築に伴う協議についてであります。医療分野での協定事項につきましては、一つ目に救急医療の維持・確保、二つ目に圏域の医療体制の充実となっております。協定に基づき地域センター病院であります富良野協会病院における第2次救急医療体制の維持・確保と初期救急医療の確保、圏域医療における各町村の役割分担の下病病連携、病診連携、ネットワーク化を推進し、医療体制の充実を図っており、町立病院の改築においてもその役割は従来どおり変わらないものと考えております。

次に、2点目の介護分野の人員不足における介護施設間での広域的な取組についてであります。現在は介護人材に対しての広域的な取組は行っており、各自治体やそれぞれの福祉事業者にて介護人材の確保に努めている状況であります。

定住自立圏協定における福祉分野の内容につきましては、介護認定審査会の共同設置、障害者福祉の推進、子育て支援の連携についての締結のみとなっております。

介護人材だけでなく保健師、看護師等のエッセンシャルワーカーについての確保も課題となっておりますので、民間事業所などの意見も伺いながら、広域的な取組による有効な手段があるのであれば検討してまいります。

次に、3点目のこどもセンターにて実施しております発達支援等の事業につきましては、現在当町では、発達支援センター事業について、上富良野町発達支援センター事業の事務委任に関する規約（各町で平成15年3月議会議決）に基づき、中富良野町と業務委託契約を締結しております。近年の少子高齢化等による人口減少はあるものの、現在のところ療育支援が必要な児童の減少傾向は見られておりません。

当町の職員で両町の児童の療育支援が対応できるかとの御質問であります。現在管理者1名、児童発達支援管理責任者1名、療育指導員につきましては正職員3名、会計年度職員4名体制となっております。数年前から職員の受持ち担当児童が増加している課題があることから、令和6年4月より正職員の

配置を1名増やして指導業務に当たっております。

中富良野町の通所児童は全体の2割弱となっており、今後においても当町と同様に通所に必要な児童が見込まれることから、今後も療育指導のスタッフの安定的確保を図りながら、両町の児童発達支援事業を継続して運営していく考えであります、今のところ、さらなる広域化についての考えはございません。

次に、4点目の富良野圏域における可燃ごみの取扱いについてであります、富良野圏域においては、一般廃棄物広域分担処理検討会議を構成し、廃棄物の処理に関しましては各市町村が分担して処理を行っており、当町におきましては、市町村間の協定に基づき、焼却施設とリサイクル施設において受け入れております。

ごみの分別につきましては、施設ごとのごみ処理及び分別方法に沿って行っており、可燃ごみについては、当町のほか、富良野市の衛生ごみ、中富良野町及び南富良野町の可燃ごみをクリーンセンターで燃焼処理を行っており、当面は現行の処理を行ってまいります。

また、可燃ごみに限らず、廃棄物の広域分担処理の推進につきまして、将来ビジョンにおいて「一般廃棄物の安定的な処理を維持・確保するため、広域分担による廃棄物処理と圏域内施設の広域利用を促進するとともに、より効果的・効率的な処理方法について調査・研究を図る」としており、富良野生活圏において共通の課題であるごみ処理施設の老朽化と施設更新につきましては、これからも一般廃棄物広域分担処理検討会議において調査・研究を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 5番金子議員の人口減少時代の中における今後の広域行政の在り方についての5点目、上富良野学校給食センターの今後の改築等に関する御質問にお答えいたします。

上富良野学校給食センターの運営につきましては、平成21年4月から、富良野広域連合学校給食共同調理場設置条例に基づき、設置、管理運営しておりますので、私からは、管理者であります富良野広域連合教育委員会及び上富良野学校給食センターに確認し、お答えさせていただきます。

上富良野学校給食センターは、昭和54年の建設から44年が経過しており、現在、町内小中学校4校の児童生徒、教職員及び上富良野高校の希望者に対して年間約190日、1日当たり約880食を提供しております。

施設につきましては、建設後44年経過している建物でありますことから、状況に応じた改修に努め

ております。

富良野広域連合教育委員会では、広域連合に移行後も富良野、南富良野、上富良野の3センターが、それまでと同様に自賄い方式で運営を継続することとしております。

令和5年度に策定いたしました富良野広域連合第4次広域計画学校給食運営の今後の方針におきましては、当面は3センター方式を継続し運営してまいります、児童生徒数の推移や各施設の状況も含めまして、関係市町村間で共有し、将来の運営体制について検討を進めることを確認しておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩といたします。再開は、14時35分といたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問ございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目の病院に関すること、定住自立圏のところで再質問させていただきます。

そもそもこの定住自立圏、2013年に始まっておりますけれども、当時の自治体の総研のデータによりますと、2010年の富良野圏域の人口が4万5,500人くらいだったのです。将来像ということで、2040年には3万2,000人ということで約3割程度減るという予測なのですが、実際にはもう少し速いスピードでもう少し多い人口減が起きているところでございます。

この定住自立圏が始まったのは、まさに町長の答弁でもありましたけれども、医療の問題から始まっていきまして、いかにしてこの圏域の救急を守っていくかというのが主軸で始まったと思っております。しかし一方で、これ実は相互に対する関係でありまして、富良野協会病院の救急を守るということは、実は上富良野町の町立病院の救急がまさにゲートキーパーといいましょうか、この圏域の門番となっているところなのです。そういった意味では、上富良野町のまず救急をしっかり守っていききたい。そして、加えて圏域の協会病院も守らなくては行けない。ただこれは、5市町村の中で共通の認識でありましたから、そこにある程度自治体がお金を出し合っていくという、これは全くやぶさかではない話であるのですが、その後、なし崩し的というわ

けではないのでしょうかけれども、いろいろな要因が重なって、周産期のところについても自治体間で出生数に応じたお金というか、支援金を出しましょうということになってまいりました。本来こういったものというのはなかなか難しいのではないかなと思うところでございますのは、やはり我々は自治体病院を持っております。富良野市が持っているのは、自治体病院ではなくあくまでも協会病院ということでございますので、もう少し本来であれば自治体間の中でしっかりと話し合いがあって、この定住自立圏をつくっていくところであると思っております。

しかし一方で、子育ての枠で考えますと、周産期医療は非常に大事ですから、これは地域・圏域で守っていくということは全く問題のないことだという理解も一方でございます。

現在、札幌市界限においても非常に周産期医療不足しておりますので、何とか子どもを安心して産み育てる地域を守っていくという意味では、この富良野圏域の定住自立圏、これから5市町村がしっかりと力を合わせて、この医療、地域医療を守っていくことは肝要であるというふうに捉えております。

そのような中で、改めてお伺いするのですけれども、センター病院ということで富良野協会病院が位置づけされておりますが、本来であれば医師のやり取りであったりとか、病病連携をもう少し踏み込んだ中のものができればいいのですが、この間、残念ながら上富良野町立病院におきましても、眼科がなくなり、泌尿器科がなくなり、そして循環器内科がなくなりといったことに加えて、医師不足、そして看護師、コメディカルである様々な医療スタッフが不足している状況にあります。この状況を今後、広域定住自立圏を踏まえた上で、町長はこの富良野協会病院並びに、また旭川医科大学とどのような連携を図っていきながら診療体制の維持・確保、また拡充についてお考えであるかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

センター病院として協会病院、中核といいますか、センター病院であって、いろいろそのほかにといいいますか、救急と周産期の二つに限っては圏域で応援しているというのは議員おっしゃるとおりで、それと自治体で病院を持っている、中富良野町も無償になりましたけれども、中富良野町と上富良野町と、あと診療所なんかにもあって、自治体で病院を持っている自治体と、富良野市は本当、おっしゃるとおり協会病院、民間ですので、そのなかなか温度差がといいますか、財政的な出し入れどうするというのは議論になります。今言われた救急と周産

期は応援してやっておりますが、それ以外の部分をどうするかというのは、けんけんがくぐといいますか、なかなか自治体持っていて、病院を持っている自治体が、さらに一般の協会病院の経営が確かに苦しくて、助けてあげたくても助けてあげるのはどうなのかとか、いろいろ難しい問題があって、それはやはり病院を持っている自治体としては、いろいろ言わなければならないことも多々あって、なかなか一筋縄にはいかない問題がありますが、取りあえずその二つ、救急と周産期だけは圏域で持っていますよという現状になっております。

医師の派遣については、医師が潤沢にいれば、上富良野の町立病院も含めてなのですが、協会病院もいれば、以前は泌尿器科とか、曜日によって外来の診療を協会病院のほうから医師を派遣してもらっていたこともありますが、やはり最近はこちらも、協会病院のほうも、センター病院のほうも医師不足がありまして、なかなかそれも今はありません。ただ、連携しておりますので、コロナのときの日曜日、休日のワクチン接種のときは、協会病院のほうから先生を派遣してもらいまして、会場かみんで集団接種をしましたので、全く医師のやり取りの連携がなくなったわけではございません。もちろん医師が潤沢におれば、そういう連携もスムーズにいくのかなと思っております。それらも含めて、センター病院と町立病院が全く疎遠になったわけではございません。ただ、医師の不足が非常に大きな要因なのですが、併せて御指摘の旭川医大の医局との関係も、医局も非常に医師不足でありまして、なかなか今、常勤の医師が2名ということで、本当は3名だったのですが、その補充もなかなか、お願いはしておりますが、そもそも医局にそれほど余裕がないのでそれもかなっていないのですが、引き続き医大のほうには要請はしていきますが、併せて協会病院のほうとも、実際の連携というのは目に見えなくなりましたけれども、全くゼロになったわけではありませので、センター病院との連携、そして医大との連携は継続して粘り強くお願いして、解決するかどうかというのがありますけれども、医師不足ですので、町村としてできることがあれば、医局との意見交換の中で、またあるいは協会病院、センター病院との中で、何かいい方法が見出せれば、それはその方向に、一致団結してといいますか、圏域で進んでいくのかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） まさしく旭川医大との連携、この間上富良野町立病院、上富良野町が第1外科と第3内科、本当に密接な、深いつながりがあり

まして、この間、医師の皆様を上富良野町立病院に派遣してきていただきました。近年と申しましうか、富良野協会病院の院長先生につきましても、非常に、もちろん旭川医大出身の方で、医大の医局とも良好な関係でありますし、当時上富良野町に各週で来られていて、非常に上富良野町のこともよく分かっていらっしゃる院長先生でありますので、ぜひこういった機会にセンター病院とともに力を合わせていいまいしょうか、こういったときこそその広域の力を利用して、医大のほうに医者派遣の願いをする、単独の上富良野町だけということではなく、もう少し踏み込んでこの圏域で、せっかく定住自立圏がありますから、このパワーを生かしていくべきだと考えます。

そこでまたお伺いしたいのが、この北海道医療構想に基づく動きがこの間ございました。高度急性期及び回復期、慢性期の病床に関するところでございますが、こちら北海道医療計画の中である程度、一方的と言ったらちょっと語弊がありますが、この地域の実情にそぐわないような形でベッド数というのが揭示をされた経緯がございます。それに100%従わなければならないということではなかったのですけれども、この間、上富良野町、令和7年に開業する病院につきましても、当然北海道の地域医療構想のことを全く無視するわけにはいかないと思うのですけれども、44床から30床に一般病床になりました。加えて介護医療につきましては増床ということになっておりますが、これはやはり北海道の医療計画に基づいた医療構想におけるこの富良野圏域のこのベッド数の中での取組ということで理解してよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

北海道医療構想におけるベッド数ということで、今この新病院を改築するに当たりまして、基本計画の策定時に富良野圏域の地域医療構想調整会議というものがございまして、そちらのほうで我々が目標というか計画しておりました、今、議員がおっしゃいました一般病床30床、そして介護医療に40床ということで、うちのほうで示しました。そしてその当時、その富良野圏域の医療構想調整会議では了承をいただいているところでございますので、そこから北海道のほうの医療構想ともつながっていると私は認識してございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ありがとうございます。まさにその計画に基づいたこの病床数になるというこ

とでございます。

私、言いたいのは病床数があるということは、当然そこに医療スタッフ、医師も含めた中で、ここは私たちが北海道医療構想の言うことを聞いたということではないですけれども、従ってきちんとのつとめた病床数を提示しているのであれば、これはやはり圏域の中の問題としてしっかりドクターの配置を、これは北海道も応援してもらいたいようなことで我々この圏域で進めるべきことだと考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、町単独でももちろん医大と話をすることもありますが、圏域でまとまってやはり動くことも非常に大切なことだと思っております。

いずれにしても、この圏域で医者が人手不足でありますので、まとまって動くということは非常に重要なことかなというふうに今後思っております。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 分かりました。医療については十分理解いたしました。

続いて、介護の状況についてお伺いします。これも定住自立圏の中では、医療、福祉、教育、産業、そして地方公共交通、ICTインフラ、交通インフラ、交流移住、そして人事交流、その他というところ、ここが取り組むべき内容でスタートしているのですが、残念ながらなかなか進んでいないのが現状の中で、うちのやはり介護施設の状況、まず我が町の介護施設の状況というのは、町長、どのように認識されているかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

我が町における介護施設は、民間も含めて複数ありますが、やはり特別養護老人ホーム、これはやはり民間でも昨今非常に厳しい状況で、町が営業、直営でやっておりますが、これがなくなると非常に困るなというふうに思っておりますし、一応今ありますが、そこに働いている人の、どこもほかの民間の介護施設、そうかもしれませんが、人材不足というのは非常に喫緊の課題なのかなというふうに認識しております。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） まさにもうそれぞれの単体自治体、またそれが単体の施設、これは官も民も問わずですけれども、それが成り立たなくなっている現状ですね。道北のほうの小さい村は、民間

でやっていた事業所が撤退することによって、何時間もかけて札幌市にある介護施設に自分の親を入れなければいけないような状況になったとかということもこの間ありました。それで、やはりこれはまさに広域で進めるべくものにもなっているということではないのかなと思うのです。自治体間でスタッフを取り合うということではなく、例えばそれが官と民をまずまたぐというのは難しいのであれば、官と官、公と公のところでやっているとところ同士からまず協定を結んでいくような形でやっていって、そのスタッフを集約することによって、これ広域のメリットを生かすとすれば、集約化を図ることとプラスサテライトを図っていった、そのダブルでこの介護をきちんと人員を配置していかないと、もうここそこがまさにこの定住自立圏であり、広域のメリットが生かせるところだと考えますけれども、今、町長として自治体間同士でこの施設介護を集約サテライト化するようなお考えというのはお持ちではございませんか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5 番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

官民を問わず、非常に状況が厳しい中で、みんなでスクラムを組んで人員を確保したいというのは、できればと思っております。ただ、官でやっているのは、うちのラベンダーハイツとの中富良野町のこぶし苑ぐらいで、ほかは全部民なのです。民民とか、官が混じるとしたらその二つで、なかなか今まではそういう機会がなかったのですが、今後はやはりそういうことも含めて、どこかで、ここでなのか、もっと、ここがいいのか、どこがいいのか、場所をとにかくとして、話し合っていかなければ、問題解決をしていかなければならない時期には来ているのだろうというふうに思っております。圏域内で取り合いではなくて、議員おしゃるとおり、一体となって来てもらうという、それは非常に重要なことなのではないかなというふうに感じております。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） いや、まさしくもう 2025 年問題が来ております。団塊の世代の方全てが 75 歳以上の後期高齢者に、75 歳でも皆さん元気ですから、すぐ施設介護に入るわけではないから、これは来年すぐ大変なことになるということではないですけれども、ただやはり 2025 年問題、そして 2040 年にはもう人口が大きく減るというのがある程度予測されていますから、この中でやはり先手先手でやっていかないと、私は町長が常に取られている、この住み慣れた地域で、ついの住み家として公がしっかりと担っていくということを尊重するので

あればあるほど、そこに固執して大都市に最終的に依頼することというよりは、せめて富良野圏域の中でしっかりと高齢者の介護、それを施設での介護を守っていくということがやはり望まれるというふうに考えますので、ぜひそのようなことも御検討いただければというふうに思います。

それで三つ目の、今度は子どものほうに入りたいと思います。これも、しっかりと定住自立圏の中では、本来福祉の中では、介護認定であったりとか、障害者であったりとか、発達支援というところもあった中でございます。その中で、これ中富良野町と業務委託契約の締結が結ばれているというところで、これは、近年また職員を増やされたということ、これは大いに評価いたしますし、町長御承知のとおり、上富良野町のあの発達支援センター、募集定員に上限がないといいましょうか、よそはある程度ここまでとやっているのですけれども、受け入れている状況にあります。それがとてもいいことなのですけれども、反面、職員にとっては非常に重荷になるということで、今回、人員が配置されたというところでは高く評価いたしますし、また町長がおっしゃった、これ以上手を広げて、富良野、南富良野のほうまで全部網羅しますよというのではなく、中富良野と一緒にこれを進めていきましょうというところは、私もそのほうが大変望ましいのではないかなというところで同じ考えなので、これはもう非常に高く評価できるところでございします。

そこでお伺いしたいのが、今後において、これ上富良野にあります認定こども園ですとか、小中学校とこれ、どういった今後、発達支援療育に関しての連携を取っていくような施策があるのかをお伺いたします。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君） 5 番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

今の御質問の中身につきまして、今後の発達支援における学校とかの関連の状況ですが、これからこども家庭庁の状況だと家庭センター、その辺の組織改革のほうも関連してくると思うのですが、今は発達支援センターのほうというのは、学校とも当然連携をさせていただいていますし、今後においてもそういった体制のほうは整えていくということなので、今後計画していかなければならない問題ですし、子ども計画というのも今年度策定しておりますので、そういったところでも今後の将来的なことにつきましては検討してまいりたいと考えております。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 大変分かりやすい御答弁、

ありがとうございます。

町長、それでこども家庭庁ができて、いろいろ子ども・子育てのことでやっていきます。先ほどの第一答弁の中にもありました、介護士ですとか看護師等のエッセンシャルワーカー、これ大変不足しているところも一生懸命、町長、守っていかなければならないという答弁があったように、これ子育て支援に関わります、これ保育士や、それから発達支援に関わります職員のこの確保についても、ぜひここ、いろいろなインセンティブが必要なのではないかと思いますし、ぜひこういったところは、本来であればこの圏域というか、さらにこの上富良野を、どうしても都会に行ってしまうという傾向が強く見られますので、ここ確保しようとする町長の何か方策などがもしありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5 番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

今おっしゃられました保育士はじめ看護師、介護士含めて、本当に大変な状況で、ちょっと広域の連携まではいってないのですが、今年の春には町長の指示事項として、特に保育士はじめその他のエッセンシャルワーカーということで、各課長に何とかしようやということで策を考えてほしいというのは春に指示しておりますので、うまい、いい策が、方策が見つければまた皆さんとお話をして、それが実現できるのかどうなのか、したほうがいい、もっと違うのがあるのか、いろいろ議論していきたいと考えております。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 本来、単独の自治体であれば、最高でございます。それが駄目なら、もう本当に広域でも、大都会、都心部にどうしても集約しがちなそういったエッセンシャルワーカーを少しでもこの地域に分散していきながら、乳幼児から子ども、児童生徒、そして支援を受ける子どもたち、そしてお年寄り、病人の方、介護を受けられる方全てのエッセンシャルを必要とされる方がこの地域でこれからも暮らせるような方策をぜひ取っていただきたいというふうに思います。

続きまして、クリーンセンターの長寿命化と最終処分場の延命化、いろいろこの間取組を行っております。焼却施設を持っているのがこの圏域でいうと上富良野町、そしてリサイクル施設を持っているところでございます。

これ、なかなか難しいことだと思うのですが、富良野にあります衛生センターは、生ごみですとかし尿の処理をこの圏域一本化されてやっており

ますし、何とか本来であれば、この5市町村が一つ一元化した形でやっていければ、例えば隣にあります、美瑛町、東川、東神楽町の中で取っているようなごみの在り方というのが、本来、私、望ましいスタイルだと思うのですが、そういったことというのは今後どのように進むか、もし分かればお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5 番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

うちは、クリーンセンターで焼却の可燃のごみを受け入れておりますが、御存じのとおり富良野はまた違う方法で、燃やさない方法でということで、それはそれ、富良野の自治体の決定ですからそれはいいのですが、要するに焼却炉を使う、利用している圏域の人口が富良野以外のということになってしまいますので、どうしてもそこが一つになっても少ないぐらいですので、今もう十勝ですと1か所で十勝の全部という、そういうのもかなり広域進みますので、今後の焼却炉の在り方については、富良野市は違いますので、処理方法が違うので、それ以外の今受け入れている中富良野のも受け入れてますので、そういうところと関係市町村、もちろん富良野も入れて協議はしますが、何せ先がもう長くありませんので、それを至急、方向性は決めていくということでお知らせしております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 本来の広域のメリットが生かされるように、ぜひ首長同士で重々煮詰めていただければというふうに思います。

教育長、お待たせいたしました。給食センターに。

本来、給食センター運営に関しては、広域連合ということをおもって承知しているところですが、広域のお話でございますし、それこそ自賄い方式で、建物に関して言えば、これ上富良野町の単費でやっているというところがございますので、ひとつ理解をしていただきたいというふうに思います。

既に、私もそうですし、同僚議員におきましても何度もこの間、この44年経過した上富良野学校給食センターの建物については、るる質問をこの間させていただきました。安心で安全、そしておいしい学校給食提供のために、現在の給食センターの改築というのはお考えはあるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 5 番金子議員の給食セン

ターの改築についてお考えはあるのかという直接的な御質問を受けたところなのですが、今、この立場におきまして、今、改築するとかしないとかという論点の言葉ではなくて、それも含めまして、この第4次計画の中で、富良野広域連合の中で、今、審議されているのは、3施設の中でも一番施設的に課題はあるのは、上富良野町はちょっと大変だねということでの、連合教育委員会の中でも委員のほうの情報共有は先日の会議でされまして、これに向けて上富良野町が今後どのような方向性で行くことがいいのか、自賄いがいいのか、3センター全体で少し考えなければいけないのか、南富良野町はどうするのか、そこも含めまして、この3センターの中で検討を進めていこうということで確認をしたところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 確かに立場で建てます、直します、直しませんと言えないのも重々理解します。ただ、広域計画第4期ですか、広域計画の中で私も資料を読ませていただきました。この間、空知のほうの自治体で起きました食中毒を機に分散させようという動きがずっとこの間、2期、3期と続いておりますので、私はそれはそれでいいと思うのです。ただ、一番懸念するのは、ハードも当然そうです。この間、我々同僚議員、いろいろあそこが壊れている、ここが暑い、あれが重い、ここが濡れている、ここがどうだ、ああだということもありましたし、それに応じて、スチームコンベクションを入れ替えましたよとか、ボイラーを改修しましたよとか、食洗機を買いましたよとか、いろいろなパーツで変えてきていただいて、そしてさらにちょっと小さいですけれどもクーラーを入れたとかというところの努力も私重々見えますから認めますけれども、ただ、もっともっと根本的なものが出てくると思うのですよね。近年にはお弁当の日もなくなりまして、当然その分、施設、そしてスタッフにもその負荷がかかっている状況であります。快適な環境での効率的な給食を作る作業に向ける方策、快適性であったりとか、安全性の確保だったり、そういったものというのは何か今、現段階ではお持ちでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 5番金子議員の御質問にお答えします。

これまでも学校給食センターに対しましては、議員各位、また保護者の方からも、様々な御意見も賜っていると伺っております。学校給食センターの運営委員会の中でも御審議いただきまして、やはり改善しなければいけない点、先ほど金子議員

からもお話いただきましたお弁当の件もそうですし、今年度も来月、第1回目の学校給食センター運営委員会も開催し、やはり皆様に安心・安全でおいしい給食を提供するために、今後の給食センターがどうあってほしいか、どう中身について課題があり、それを改善していくのかをやはり審議していくのが私どもの役割だと思っています。それをもって広域連合教育委員会給食センター部会においても御審議を図り、また、私ども自賄い方式でありまして、各施設につきましては、町の予算において各議会においても御審議賜る場面がこれまでもありましたし、これからもそのような形の計画もされていったときには、十分協議の場面が必要かと思っておりますので、十分そこにつきましては町とも協議しまして、教育委員会としての方向性については検討していく内容かと思っております。

いずれかにしましても、もう6年度からの第4次計画でこの3センターの方式も踏まえまして、今後の方向性につきましては、今回の広域計画の中にも表現されておりますけれども、今後の方向性については、これまでの計画の表現とは一歩踏み出しまして、さらなる施設のことも含めまして検討を進めるように、先日確認・合意しておりますので、この辺の状況につきましても少し進めた状況について、お互い相互において組織の中で情報を共有していければと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） せっかくですからもう少し。

私が懸念しているのは、すばらしい給食センターのスタッフの皆さんのおかげでこの間事故もなく、食中毒等も起きなく、いろいろな事故が起きていない。ただ、道内のある給食センターにおいては、スタッフがちょっと引き上げてしまったという、御存じだと思うのですが、私、やはり一番懸念するのは、劣悪な就労環境の中においてスタッフが募集しても集まらないですとか、今、一生懸命頑張っている方が1人欠けて2人欠けてなんてことになってしまっただけで大変だなと思いますので、建物は古いけれども、しっかりと快適な環境の中で安心・安全の給食が作られますよという、そこからでも私、いいと思うのですが、そういったところからまず第一歩ができないのかなと思うのですけれども、そういったものはどうでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 5番金子議員の給食センターにおける調理師等の人材確保についての御質問にお答えさせていただきます。

これまでも学校給食センターにおきましては、新型コロナウイルス禍においては、家族等の感染により調理員が半減するという一方で、いっとき5日間ほど学校給食を止めざるを得ない事態も生じたところであります。

本当に議員御心配のとおり、調理員、現在も定数には達してはおりません。現在もやはり募集をさせていただいているとおり不足している状態で毎日の給食調理業務に当たっているというふうに報告を受けていますので、私、教育長としまして、この給食センターの運営につきましては、やはり適正になる人材を確保して調理業務に当たっていただくことが、調理員がやはり自分の労働力に対する満足と、子どもたちに提供する質のいい給食ということで、その相乗効果によつての提供だというふうには考えておりますので、それにつきましては、人材確保につきましては、昨年、大変申し訳ないですけれども、多少ではありますが賃金アップを図りながら、他の民間事業所とちょっと奪い合いにはなるのですけれども、少しでもうちの給食センターでも働いていただけるような見直しもしたり、あと福利厚生上についても少し職員とのコミュニケーションも取りながら、意向等も聞きながら、やはり働いていただける職場環境は第一というふうに考えてまいりますので、ただ施設環境の設備につきましては、なかなか一部分的なまだ施設改修でしかちょっとできる状況ではなく、今、総合計画の中でも実施しかまだ検討できてませんので、それも踏まえて、さらにそれが最良の方法なのか、先ほどもお話しさせていただきましたが、給食センター、広域連合の中で、3センターの中での上富良野町の給食がどのように提供されていくべきなども含めまして、今後検討すべき内容と課題だというふうに感じておりますので、御理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 広域連合でございますから、せつかくの広域のよさということ、この4期の中でもうたわれておりました給食配送の効率化というものたしかあったと思うのですけれども、そういった中で考えますと、これあくまでも広域ですから、広く考えた中においては、例えば今、お隣の中富良野町においては、義務教育学校ということで集約されておると。たしか平成31年のときの給食数は918食だったのが、今、令和5年で上富良野町791食に減っているのです。中富良野町についても、平成31年は503食だったのですけれども、今は令和5年でいうと417食ということで、まだちょっとキャパオーバーなのかなとは思っております。

すけれども、これちょっと令和10年ぐらいの推移を見ると、高校は別です、高校は別として小中学校だけで見ると、上富良野町については677食程度、中富良野町については385食。恐らく上富良野町のそのマックスの機能でいけば1,015食ぐらいは出せるはずだったので、頑張ればこれは何とか両町分のやつはクリアできるし、もうちょっといけばもうちょっといいやつを建てて、上中、これは配送も一緒に兼ねた中で。そうすると上富良野町学校給食センターで培われた安心・安全で、かつ、おいしいこの給食が、この近くで温かいうちに届けられるようなこともあるので、ぜひそういったことも考えていただければということなのですけれども、ちょっと行き過ぎて申し訳ないのですけれども、そういった広域性の優位性をぜひこの4期の中で確立させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 5番金子議員から、富良野広域連合の第4次計画における給食センターの提供数につきましても、御発言いただきましたとおり、数値につきましては私どももそのように確認させていただいております。ただ、上富良野町と南富良野町は高校にも希望者数に提供しておりますので、かなりこの計画数につきましては、実際に提供している地元高校の高校生についても、必ずこの数字だけではなくて、実際にもう提供しているので、そのときには提供しないということではないので、これはどうなのだろうという議論は教育委員会議の中でもされておりますので、きちんとその辺については共有をして、給食というものがどういう対象の方に対して提供されるのかもやはり担当間の中でも協議していただきたいと思います。まだ一例に聞きますと、富良野市の中でも上富良野町と南富良野町で給食が出ているのであれば、来年からは高校も一つになるのだから富良野高はどうなのだろうというふうの一部動きもあるというふうに聞いておりまして、今現在、それは富良野市としてはまだ検討に至っていないと言われておりますので、その辺も含めまして、いろいろと数についての議論というのは、これからまだされるかと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） これは広域連合の仕事にもなりますので、これ以上は踏み込みませんが、ぜひ今後いろいろ考えていただきたいというふうに思います。

最後に、令和3年に残念ながら上富良野町、過疎指定が受けてしまうことになりました。そして、今

般は消滅可能性自治体という烙印ではありませんが、非常に悔しい発表をされております。ただ、消滅可能性自治体、脱却した自治体もたくさんございます。近郊でもあります。ぜひ人口減少時代ではございますけれども、少子高齢化の中であっても、町長が掲げております子育て支援、そして現状の高齢者の健康寿命の延伸をしっかりとこれからも遂行していただきながら、近い将来においては、まず消滅可能性自治体からの脱却、行く行くは過疎指定が外れてでも独立してやっていける自治体を目指すということを、町長の固い決意をいただきまして、最後の私と質問に代えさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

人口減少で過疎指定にもなりました。そして、最近といいますか、昨今、消滅可能自治体にも指定されましたが、それだけが全てではありません。本当に人口が全てであれば、人口が5,000人であれば不幸になるかといったら、今5,000人の町が不幸になってしまう、そういうことは決してないと思います。ただ、このまま行けば、何も考えないで行けば、人口が減ったときに困ることがたくさんあるので、そういうことを一つ一つクリアして行って、人口がある程度減っても回るように、福祉ばかり、子育てばかり、産業もちろんそうです。その辺をしっかりと見据えて行政運営していくことが非常に重要なかなと思っております。住んでいる町民の皆様が、幸せ、いい町だなと思ってくれることが最終的な目標でありますので、それに向かって、また皆さんのお力もお借りして頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、5番金子益三君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（中澤良隆君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時18分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年6月13日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署 名 議 員 井 村 悦 丈

署 名 議 員 小 林 啓 太

令和 6 年第 2 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

令和 6 年 6 月 1 4 日（金曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
 第 2 町の一般行政について質問
 第 3 議案第 1 号 令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）
 第 4 議案第 2 号 令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 第 5 議案第 3 号 令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 第 6 議案第 4 号 令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 第 7 議案第 5 号 令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）
 第 8 議案第 6 号 上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 第 9 議案第 7 号 上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
 第10 議案第 8 号 上富良野町立病院に勤務する会計年度任用職員である医師の給与に関する条例
 第11 議案第 9 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
 第12 議案第10号 上富良野演習場土砂流出対策工事（月見橋）（R6単債）請負契約の締結について
 第13 議案第11号 こどもセンター外構工事請負契約の締結について
 第14 発議案第1号 議員派遣について
 第15 発議案第2号 議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議について
 第16 発議案第3号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見について
 第17 発議案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見について
 第18 閉会中の継続調査申し出について

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

○出席議員（13名）

1 番	佐 藤 大 輔 君	2 番	荒 生 博 一 君
3 番	湯 川 千 悦 子 君	4 番	米 澤 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	林 敬 永 君
7 番	茶 谷 朋 弘 君	8 番	中 瀬 実 君
9 番	島 田 政 志 君	10 番	井 村 悦 丈 君
12 番	小 林 啓 太 君	13 番	岡 本 康 裕 君
14 番	中 澤 良 隆 君		

○欠席議員（1名）

11 番	北 條 隆 男 君
------	-----------

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	斉 藤 繁 君	副 町 長	佐 藤 雅 喜 君
教 育 長	鈴 木 真 弓 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	上 嶋 義 勝 君
総 務 課 長	上 村 正 人 君	企画商工観光課長	宮 下 正 美 君
町民生活課長	山 内 智 晴 君	保健福祉課長	三 好 正 浩 君
農業振興課長	安 川 伸 治 君	農業委員会事務局長	林 下 里 志 君
建設水道課長	菊 地 敏 君	建設水道課 建築施設担当課長	狩 野 寿 志 君
教育振興課長	高 松 徹 君	ラベンダーハイツ所長	深 山 悟 君
町立病院事務長	長 岡 圭 一 君		

○議会事務局出席職員

局	長	谷	口	裕	二	君	次	長	飯	村	明	史	君
主	事	進		梨	夏	君							

午前 9時00分 開議
(出席議員 13名)

◎開 議 宣 告

○議長（中澤良隆君） 御出席、誠に御苦労さまです。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和6年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（中澤良隆君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君） 御報告申し上げます。

本日の一般質問は3名の議員となっております。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申出がありました。

欠席の議員の報告をいたします。

11番北條議員から欠席届がありましたので、報告いたします。

以上であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

13番 岡 本 康 裕 君

1番 佐 藤 大 輔 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（中澤良隆君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、12番小林啓太君の発言を許します。

○12番（小林啓太君） 私は、さきに通告してありました2項目5点に関し、町長に対して質問させていただきます。

1項目め、上富良野町立病院経営強化プランについて。

現在、町では令和5年から令和9年を計画期間として、上富良野町立病院経営強化プランが示されま

した。上富良野町立病院は慢性的な赤字経営が続いており、近年ではその赤字を一般会計によって補填している実態があります。令和7年からは、新しく建設された病院が、その機能を担っていくこととなりますが、その期待感の一方で、人口減少などを背景に今後の病院経営については一層の不安を抱かざるを得ません。そこで、さきに示された上富良野町立病院経営強化プランを基に、町長に町立病院の経営についての所感をお伺いしたいと思います。

近年の患者数の減少について。

この5年間で、入院患者数、外来患者数ともに約1割減少している実態があります。外来患者数が減少した要因として、眼科及び泌尿器科の順次廃止、長期投薬期間の延長、コロナ禍による受診控えなどが挙げられております。そこで、町長に以下の点についてお伺いいたします。

一つ、令和9年度に向かう収支計画は、入院・外来ともに年々右肩上がりになる計画であります。その目標は具体的にどのような経営努力によって達成されるものと考えていますか。数値を裏づける根拠などがあれば、あわせてお伺いいたします。

2、予防医療にとっても力を入れている上富良野町としては、定期健診や保健指導などの取組により、病気を未然に防いでいる実態もあるものと理解しております。そこで、予防医療の推進と病院の患者数の増加による経営強化という、一見相反する取組について、どのように考えているのかお伺いいたします。

続いて、2項目めです。

オンライン診療などについて。

令和5年6月30日に厚生労働省医政局長より、全国自治体の首長宛てに通知された「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針について」という文章の中では、オンライン診療並びに遠隔医療について「情報通信技術の発展並びに地域の医療提供体制及び医療ニーズの変化に伴って、近年ますます需要が高まっている」と述べられているのと同時に、「引き続き、積極的な取組をお願いする」とあり、同通知内では遠隔医療の導入に関する好事例の紹介や都道府県が活用可能な補助金の情報提供にも触れられております。

そこで、町立病院の経営強化という観点からも、オンライン診療の導入は有効な手段になり得ると考えております。一方、上富良野町立病院経営強化プランでは、オンライン診療や遠隔医療については一切触れられておりません。そこで、以下の点について、町長にお伺いいたします。

一つ目、これまでの間に、オンライン診療や遠隔医療の導入に関して検討を行った経緯はあるか。ま

た、その内容はどのようなものかお伺いいたします。

二つ目、オンライン診療や遠隔医療の導入は、町立病院経営強化につながると同時に、医療に係る住民サービス向上につながると考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

三つ目、情報通信技術を活用することにより、入院患者と家族のオンライン面会などもサポートできると考えますが、現在のオンライン面会の対応と新病院での方針、また新病院において、オンライン診療や遠隔医療を行うための環境整備はどのようなになっているかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 9時06分 休憩
午前 9時10分 再開

○議長（中澤良隆君） 会議を再開いたします。

町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の2項目の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1項目めの上富良野町立病院経営強化プランについての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の令和9年度までの収支計画についてであります。現在、内科医師1名が欠員状態であり、入院・外来ともに収益の確保、増加には従来どおりの医師3名体制が大前提となっております。

収益の確保には、医師の確保が必要不可欠でありますことから、旭川医科大へ欠員の内科医師の派遣を要請しているところであります。

その他の具体的な取組として、新たな専門外来の標榜、診療報酬制度を研究し、報酬減点対策及び施設基準（加算）の取得などによる収益の増加を図り、経営の健全化に努めてまいります。

また、数値目標の根拠であります。人口は減少していきませんが、後期高齢者の人口及び要介護認定者数は増加傾向にありますことから、その年代の需要を見込み推計しているところであります。

次に、2点目の予防医療の推進と町立病院の経営強化の関係についてであります。町では特定健診や保健指導を行い、糖尿病などの生活習慣病の発症・重症化予防の推進を図っております。

また、脳血管疾患等の発症を未然に予防するための動脈硬化症予防健診を町立病院が受託しており、町民の健康寿命の延伸を図れるよう、保健予防施策の目的を共有し、医療提供を担っている状況にあります。

町民の福祉の観点から、病気にならないことが一

番大切だと認識しておりますが、未然には防げない病気やけがをされた場合には、病院への受診が必要となります。救急対応しています町立病院は、住民が安心して安全な生活をしていただくために重要な施設と考えております。

地方公営企業であります病院事業につきましては、民営では困難な救急医療など不採算部門を担う一方で、独立採算制が求められていることから、患者数、収益の増加による経営の健全化は極めて重要なものと考えております。

次に、2項目めのオンライン診療や遠隔医療についての3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のオンライン診療や遠隔医療の検討についてであります。医師1名が欠員の状態となっており、来院患者の診療対応で、オンライン診療の時間が取れない状況にあります。また、遠隔医療につきましては、専門的な医療行為全般を行うため、知識と経験がある外部の医師への要請が必要となりますことから、現在のところ、導入に関し検討には至っておりません。

次に、2点目のオンライン診療や遠隔医療の導入についてであります。メリットとして、コロナ禍以降、非接触型の診療として、患者にとって通院の負担や待ち時間の軽減など、一定程度効果的と認識しておりますが、デメリットとして、対面診療に比べると処方日数が短い、初診においては各種検査ができないなどの制約があります。また、遠隔医療におきましては、前述のとおり専門的な知識を有する外部の医師が必要となります。

今後、医師が充足した際には、どのような方法が住民サービスにつながるのか、診療内容を院内で十分協議した上で、導入には機材が必要になることから、病院経営の面からも費用対効果を考慮し検討してまいります。

3点目のオンライン面会の対応と新病院においてのオンライン診療などを行う環境整備についてであります。現在、オンライン面会につきましては、家族が来院しタブレットを活用して、待合ロビーにおいて行っているところであります。

新病院では、入院病棟、介護医療院においても、患者・入所者向けWi-Fi環境を整備する計画となっており、オンライン通信が可能となり、他の患者等の迷惑にならないデイルームにおいて、御家族とのビデオ通話なども考えております。

また、オンライン診療や遠隔医療に対する環境整備につきましては、病院完成後、新たにLAN配線等の必要があれば、配線が行える設計となっております。現在のところはオンライン診療や遠隔医療に伴う機材の導入は計画しておりませんので、御理

解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 再質問に当たり、聞き慣れない用語が幾つかあったと思うので、以後の質疑を皆様にもより御理解いただけるよう、少しだけ解説を加えさせていただきたいと思います。

オンライン診療と遠隔医療の違いについてです。

この用語は、厚生労働省の文書でも分けて表記されているのですが、つまり、オンライン診療とは、パソコンやスマートフォンを使いインターネットを通じて医師とコミュニケーションを取ることで、オンライン上で処方箋なども出してもらえることができるものを指します。基本的には、かかりつけ医にかかることを前提としています。

遠隔医療とは、遠く離れた場所から医療のサポートを受けることを指し、複雑なのですけれども、オンライン診療も遠隔医療に含まれております。オンライン診療以外の遠隔医療の例としては、遠くの病院で撮影されたエックス線やCTスキャンの画像を、専門の放射線科医が遠隔で診断する遠隔放射線診断や、緊急時に遠隔で救急医療のアドバイスを提供する遠隔カンファレンス、また、医師同士が遠隔で相談し、難しい症状の診断や治療方針を共有する遠隔コンサルテーションなどが挙げられます。

また、後ほど登場しますが、医療分野におけるデジタル化とは一般的に情報伝達技術、略してICTを活用して医療の質の向上、効率化、患者満足度の向上などを目指す取組のことを指すようなので、遠隔医療などに加え、電子カルテの導入やオンライン面会なども含むものと理解しております。

それでは、改めて1点目の令和5年度から9年度までの収支計画について再質問いたします。

御答弁では、現在、内科医が1名欠員状態にあり、入院・外来ともに収益の確保、増加には、従来どおり医師3名体制が大前提であるとありましたが、裏を返せば、医師が確保できない場合は目標の達成は極めて難しいという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

答弁のとおりです。3名体制が大前提ですので、なかなかその確保が難しいとなると、目標の達成は厳しいかなと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） では、計画も医師3名が大前提ということで、その前提で話も進めていき

たいと思います。

昨日同僚議員の質問からいろいろあった中で、やはり医師を確保するために、現在、旭川医大の派遣の要請などを行っているという御答弁がありましたが、医師を確保する方策としては、旭川医大の派遣の要請以外にはないのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

医師の確保の方策としては、医大の医局に要請するほかにも、先日の答弁にもなりますが、地域医療の広域での医師の確保、病院間の連携とか、あとは、独自に募集、そういう方法もあります。

ただ、条件といいますか、ただ医師の頭数をというわけではなくて、当然、今旭川医大、救急もやっておりますので、当直医師とうまく連携できるのか。あと、外来のほうも医師を旭川医大のほうから派遣してもらっておりますので、そちらのほうの関係もうまくいくのか、そういうことも考慮しながら、医師の確保に努めているというのが現状です。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの御答弁で、医師の確保が課題であるという中で、一応旭川医大に要請し、そちらからの派遣が仮に難しいとしても、町立病院としては全く打つ手がないというわけではないことを確認させていただきました。

強化プランの中で、新たな病院経営強化プランという章の中に、医師・看護師等の確保と働き方改革という項目があります。その中では、電子カルテシステムや勤怠管理システムなどのICTの導入が医師の負担軽減につながるとあります。また、同じ章の施設整備の最適化という項の中に、デジタル化の推進にも触れられており、患者の待ち時間の短縮や医療を提供する側の様々なメリットから早期の導入が望まれるとあります。

デジタル化の推進は経営力強化につながることはもちろん、医師の確保という点についても、この先重要になってくるのではないかなと考えますが、デジタル化の推進について、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

デジタル化の推進といいますか、デジタル化の波といいますか、そういうものはもう止めることが後戻りできないといいますか、これからは推進していくという方向は間違いないと思いますが、なかなか現場のほうでの意見を、いつできるのかを含めて十

分協議して行っていかなければならないと考えております。

特に電子カルテにつきましては、デジタル化したからすぐ紙のカルテが要らなくなるというわけではなくて、最終的にはやっぱり紙のカルテが必要、向こう10年ぐらいは必要ですので、操作の習得等を含めて、現場の判断というのは非常に重要ではありますが、方向としては議員おっしゃるとおり、会計がスムーズになるとか、住民サービスの向上にはつながる方向でありますので、新病院の建設に当たりましても、いつ切り替えても、電子カルテ等になってもいいようなハードの整備はしておりますので、あとは現場と相談しながらということになるかと思えます。

いずれにいたしましても、将来的に住民サービスを充実するには、デジタル化は、ICT化は避けられないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの御答弁でデジタル化の推進に関して、この後必要になってくることであるということをご共有認識として持つことができました。

このデジタル化の推進に関して、このように強化プランでも掲げられておりますし、町長自身も必要と考えるのであれば、いつまでに何をするとといった経営計画を立てる必要も生じるのかなと考えますが、具体的な計画などがあるのか伺います。

○議長（中澤良隆君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 12番小林議員の御質問にお答えいたします。

デジタル化の計画ということでありまして、先ほど町長が答弁したように、デジタル化には、まず現場との協議という調整が必要なことから、今現在につきましては、計画自体は持ち合わせておりません。ただ、今現在は新病院新築、改築のときには同時には行わないですけれども、国でも電子カルテにつきましては2030年、たしか2030年をめどというようなことも国のほうでは示されていますので、それまでの期間の間に町立病院としても検討しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） さきの町長の御答弁でも、やはり現場の声を非常に大切にしながら進めていくということに関してはもちろん理解するところですが、恐らく常にやっぱり現場というのは大変な

ものであると考えておりますので、いつかはやらなければならないということであれば、早期に着手していただけることを期待申し上げます。

それでは2点目の、予防医療の推進と病院経営強化の関係について再質問いたします。

この点、個人的にもとても難しい問題だと感じておりますが、さきの町長の御答弁だと、病気を未然に防ぐ予防医療も病院経営もどちらも本気で取り組んでいくという御回答であったかと認識しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員の御質問にありますとおり、一見相反するような関係ではありますが、当然病気になるということが、健康寿命が長く幸せに暮らしていくというのが町民にとっては一番幸せな状態だと思います。一方、どうしても病気には、生きている限りは病気、けがは付き物ですので、これはどちらが大切かといいますか、一見矛盾しますけれども、これはどちらも町としては、自治体としてはしっかりやっていかないと町民の安心・安全は守れないのかなと、どちらも大切なものだと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 私もこの矛盾というようなことを感じてから、これまでの間、どうかこの二つの取組を両立できるような目標の設定はできないものかと考えておりました。町長の中では、何かこの二つの取組を両立できるような何か数値的な目標であったり、そういうものはないのか伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

両立する数値的なというのはなかなか難しいのかなと思いますけれども、概念的考え方としては答弁させてもらったように、予防医療には今も現在も行政として力を入れていますが、それを継続していくのかなというふうに考えております。非常に矛盾するような関係というのは、医療に限らず警察とか消防ですね、犯罪がなくなったら警察が要らなくなるのかとか、そういうことはありませんので、両方それは防犯、消防もそうですよね。そういう両方、防犯、防火、災害に備えるということも大切ですが、医療にしても同じ、町民にとっては病気にならないというのが一番幸せですので、そちらのほうもしっかりと力を入れていきますし、病院の経営に関しましても、その予防医療には十分関わっていくような

計画になるかと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 私も、まさにこの二つはどちらも当然本気で取り組んでいかなければならない課題だと認識しておりますが、ただ両立するとなると本当に難しいものだと思います。

ただ、町長もおっしゃったように、まずは病気にならない、町民の方が健康で幸せな生活を送れることがとても大切だと思いますので、一方で、不採算部門もあるこの病院経営というのは続けていかなければならないことも十分承知しております。

ただ、どうしてもこの二つをどちらも本気で取り組んでいくのであれば、何か両立できる方策がないのかなとこれまでの間私も考えてきました。私なりに考えた方策は三つあります。一つ目は、保健指導後の病院への受診勧奨。二つ目は、利便性の向上による町外流出患者の獲得。三つ目は、新たな専門外来の新設です。

一つ目は、保健福祉課に確認したところ、現状他自治体と比較してもかなり高い水準、保健指導後の病院への受診勧奨ですね、かなり高い数値であるということを確認させていただきましたので、影響度は少ないのかなと感じました。

二つ目の利便性の向上には、さきに質疑にもあったようなデジタル化の推進などによって一部達成できるのではないかなと考えております。

また、三つ目の診療外来の新設は、町長にとってもできるものならやりたいというのが本音ではないのかなとは察しますが、この二つの取組を同時に追い求める方策について、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

健康診断、人間ドック等特定健診後の受診勧奨については、今も保健福祉課を中心に、保健師さんを中心に行っております。それについては今後も引き続き、しっかりと受診勧奨については推進していきます。

あと、利便性については、オンライン等も含めて将来的には、デジタル以外にもお年寄り、高齢者の方に、高齢者の足の問題等も含めて、アナログ的ですが、そういうものも含めてしっかりと上富良野で住んでいけるような生活基盤というのを含めて重要なことなのかなと、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

新たな診療科目につきましては、当然、この間、小児科、周産期等々できないのかという御意見等も

賜っておりますが、なかなかこれもやっぱり医師がいればという話になります。当然、新しい診療科目、専門的な診療科目を開設するに当たっては当然医師の確保が必要ですので、それらが可能であればという前提になりますが、診療科目を増やすということについては、今後も状況を見ながらということになりますが、確約はできないのですが、そういうことも視野に置いて病院経営は進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの御答弁で、この二つ目と三つ目の、病院の利便性の向上と可能であれば新しい診療科の新設というところへの思いは、町長と共有できた部分が多分にあるのかなと感じました。

それでは続いて、2項目めのオンライン診療などについての再質問をしたいと思います。

まず、再質問に当たって整理したいのが、遠隔医療とオンライン診療も含む言葉ですが、オンライン診療以外は病院間でのやり取りなどを示す、指すことが多く、オンライン診療のほうがイメージも湧きやすいので、一旦、遠隔医療という言葉は使わずにオンライン診療メインに進めたいと思います。遠隔医療を含む病院のICT化については、デジタル化という言葉を使っていきたいと思います。

1点目と続いて2点目は共通する部分が多いので、一括して再質問させていただいてもよろしいでしょうか。

では、まず1点目のオンライン診療導入の検討についての質問に対する御答弁で、現状では導入の検討には至っていない理由として、医師不足の状況のため、来院患者の診療対応でオンライン診療の時間が取れないとありました。この点、町長と私の間でオンライン診療というもののイメージが少し異なっているのかなというふうに感じました。御答弁いただいた内容だと、町立病院でオンライン診療という新たなメニューを加えることで、現在いる医師の負担がさらに増えるといったイメージを抱きました。私も以前はそのようなイメージを持っておりましたが、この間いろいろと勉強し、様々な事例や利用者の方の声などを通じて、導入の仕方次第では、ここがポイントなのですけれども、この導入の仕方次第では、現職の医師の方の負担を軽減することも可能であるというようなイメージを持っております。

また、例えばオンライン診療と相性のよい触診をメインとしない専門外来の新設であったり、対面診療が必要な専門外来でも、オンライン診療と組み合わせることで患者の負担を軽減し、効率的な医療提

供が可能とも言われており、いずれも住民サービスを飛躍的に向上させ、病院経営を強化する可能性に満ちあふれているのではないかなと、私は考えております。もちろん導入に当たっては様々な課題をクリアしなければならないことは前提としてありますが、改めて町長にオンライン診療についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

オンライン診療は、小林議員がおっしゃったとおり、遠隔医療の中の一部で、遠隔医療を除いてオンラインについてのみ答弁させていただきますが、一般的にといいますか、オンライン診療、普通の外来の患者さんをオンライン診療に変えた場合、当然今の外来をやりながらというのはなかなか難しい中、さらにもう一人オンライン診療を担当するといいますか、そういう医師の頭数といいますか、人員が必要なのかなというふうに考えております。

また、専門外来等々の話もありましたが、それらについては、専門の医師についてはそもそも確保が難しいということもありまして、あくまでもやっぱりそれらについても、常勤の医師として確保できたという話になるのかなというふうに考えております。ただ、一般の外来の患者さんのオンラインだけではありませんので、オンライン診療、病院間連携のオンラインもありますので、その辺については、まだまだ、例えば入院患者の方を診てもらえれば、今の町立病院の医師の軽減にはなりますので、そういうやっぱりおっしゃるとおり、やり方もあるかと思えます。ただ、一般的に普通の外来患者さんをそのままオンラインに置き換えていくとなると、やはり先ほどの話に戻りますが、医師の人員というのがちょっと必要になってくるのかなという認識でおります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの御答弁を伺っていると、やはりこのオンライン診療を導入するというのは、まさに今既存で提供している医療サービスを、それに入れ替えるというようなイメージを私も感じましたが、先ほどもお伝えしたとおり、やはり導入次第というところが非常にポイントだと考えております。

私は何が言いたいかと申しますと、このオンライン診療を含むデジタル化を推進することで、今一番の課題となっている、この医師の確保等にも寄与できないかなというのを常々考えてきました。なので、現状の医療提供と並行しながらも、このオンラ

イン診療等の仕組みを整えることで、もしかしたらその仕組みを使えば、勤務に対して前向きになってもらえる医師を新たに獲得することであったり、また、一般的にとおっしゃいましたが、もうここから先、この使い方は一般論だけではなく、新たな使い方を模索しながら進めていかなければならないのかなと個人的には感じるところでありますが、町長のその点に関してのお考えを再度お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

オンライン化が医療スタッフの募集に寄与するかどうかというのは、ちょっとそれが来るから来てくれるかどうかというのは分かりませんが、大きな病院では、都市部の大きな病院では、オンラインといいますか、電子カルテ等を含めてICT化進んでおりますので、今後は、一番最初の答弁になりますが、ICT化は避けて通れないという、住民サービスも含めて、そういう認識ではいます。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 私はデジタル化の推進というものと同時に並行して、オンライン診療というものの可能性を研究しながら、導入ができるかできないか等を検討を進めていってほしいなと考えておるのですが、オンライン診療の仕組みを取り入れることで、例えば常勤での勤務が難しい遠方の医師や、また、例えば旭川圏内の町医者の方とかでも、オンライン診療を使えば提供する医療のリソースを増やすことで、現職の医師の負担軽減につながることもなども可能ではないかなと考えております。

そこで、医師の負担軽減という観点から、オンライン診療の仕組みを研究し、町立病院への導入を検討する余地はないのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

医師の働き方の軽減等を含めて検討はしておりますが、ただ、オンライン診療につきましては、カルテのデジタル化が当然前提となってきますので、当然、処方箋も薬局にそのままびっと病院から直に行って、患者は病院に来ないで、薬局にそのまま処方箋の処方された薬を取りに行くという、電子カルテが当然セットですので、そのときと言いますか、それと併せて病院では検討されていると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） この点、現役の現職のお医者様の負担を軽減することが、医療サービスの提

供であったり、逆に新たに常勤ではなくても関われるお医者様が増えることによって、現職の医師の負担が減るのではないかなと考えるということでしたので、当然ＩＣＴで電子カルテを導入すること等も医師の負担を軽減することになりますが、例えば、今と全く同じ医療の提供を、Ａという先生に提供されていても、そこでオンライン診療などを組み合わせて医療を提供できる、またＢという医師の方が来ることによって、相対的にこのＡ医師の負担を軽減できるのではないかなという意味で、そういうことはできないかというのを、新たに検討していただける余地があるのではないかなと考えての質問でしたが、その点に関して御答弁よろしく願いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） １２番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

医師の負担軽減というのは非常に昨今重要な問題ですが、町立病院に限らず、ほかの医療機関、大学も含めて、相当な医師不足が進行しているといえますか、医師不足でありますので、その中でオンラインを活用するというのは、なかなか根本的にお医者さんの数がいないので、当然お医者さんの数がいないからうまくオンラインというのは、おっしゃるとおりなのですが、それらも含めてどうやってやっていくのかというの、今後の課題といえますか、お医者さんが、上富良野町立病院だけ医師の数が足りてなくて、ほかにたくさん大学病院等々に潤沢に医師が確保されているのであれば、医師の負担軽減というのもあるのですが、もともと派遣してもらっている医大のほうもかなりそういう状況ですので、その中でどうやって、どういうふうなオンライン診療等を入れていくのかというのが、これだというのはなかなか現時点では難しいのかなと。将来的にはもちろんＩＣＴ化を含めて重要だというのは、先ほども答弁させていただきましたが、今後のそれらオンライン診療の活用については、今後の研究課題であるのかなと認識しております。

○議長（中澤良隆君） １２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君） ただいまの答弁で、医師の負担軽減という観点からも、全く検討の余地がないことではないということなのかなということを確認、全く余地がないわけではないというふうに考えました。

さきにお伝えしたように、オンライン診療と組み合わせることで、新たな専門外来の標榜という、町長の目指していることと一致する部分もありますが、ここから先は住民サービスの向上という観点から、オンライン診療などを研究・検討を進めていく

余地はないのか、再度お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） １２番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

住民サービスの観点からは、先ほどもちょっとオンライン等、待ち時間等の短縮などを含めて、十分効果が得られるのかなと予測はできますが、やはり話が元に戻りますが、医師不足をどう解決、解消していくのかなというのが根本のところにあるのかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） １２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君） 当然住民サービスを向上させていくことが、町長の職務としても必要になってくることだと思いますし、ただいまおっしゃられたような医師不足をどう解消していくのかという使い道の一つとして、研究価値のあるテーマかなと、個人的には考えておりますので、その認識をお伝えしておきたいと思います。

この医師不足という、本当に根本的な大前提の問題を考えますと、本当にこの先の話が全く進まなくなってしまう部分が、何とも歯がゆい部分ではございました。そこで少し視点を変えてみて、このデジタル化というのが、病院の経営意欲全体の向上につながるという観点から、このデジタル化を推進できるような人材を求めることはできないのかなと考えました。国ではデジタル専門人材派遣という、デジタル分野に特化した人材を民間企業から派遣してもらう制度なども用意されております。これは現在町でも活用している地域活性化企業人のデジタル版のような制度です。オンライン診療を含む、病院のデジタル化が医師不足を解消する一手にもなるかもしれないことを鑑みると、オンライン診療を可能にするためにも医療分野でのデジタル人材を活用することも検討すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） １２番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

医療分野でのデジタル人員の確保というのは、今、いろいろな制度、地域おこし協力隊等含めていろいろな制度があるので、それは総論といいますか一般論としては全然可能だと思いますが、町立病院においては、デジタル化がなかなか踏み切れないというのは、そのデジタル人員がいないということよりも、やはり常勤の医師が２名しかいなくて、デジタル化することによって相当医師に負担がかかりますので、やはり頭数がいなくてかかるので、それをどうするかというのが病院内での現在の課題なのか

など認識しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） このデジタル化により、医師の負担が逆に増えてしまうという懸念ということで、また話が堂々巡りになってきてしまったような印象を受けますが、私のイメージでは、お医者様というのは本当に専門職であり、医療行為を行うのに集中できる環境を整えることが最善だと考えております。たとえて正しいか分かりませんが、例えば、すし職人の方がすしを握る以外の業務や、またそういうのをいろいろ担当すると、当然サービスの質も低下するようなそんなイメージですが、私が今回、お店の中のデジタル化を進めるというのは、これまでやってなかったインターネットの予約を受け付けたりですとか、タブレットで注文ができるようにしたりですとか、よりお医者様という専門職の方が専門的な仕事に注力できるような環境を整えることではないかと考えております。それが、まさに先ほどから言っている導入の仕方を研究してみてはいかがかなと感じている部分であります。なので、お医者様に負担をかけるのがデジタル化を推進する障害になっておるのであれば、お医者様に負担をかけないような、まずはかかりにくい、かけないようなものから導入を進めていくという、そういった目標を立ててデジタル化を推進していくことが、ひいてはお医者様の利益にもつながってくるのではないかと考えておりますが、この点、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

改めて説明させていただきますが、デジタル化が医師の負担になるというのは、一般的には、進んでいけば軽減の解消にはなるのですが、現在の町立病院ではなかなかそれは難しいということで、デジタル化が、ICT化が医師の負担増になるというのは、それは一般論ではなくて、上富良野の現状ではなかなか踏み切るのは難しいのかなというふうに、現場とじっくり相談しないと。将来的には軽減、そして住民サービスの向上になるのですが、当然、移行期間の間に職場にストレスがかかりますので、そのときに常勤医師が2人いない中でそれがもつのかどうかというのが、上富良野の町立病院の個別の今の課題だと認識しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 今の課題をお伺いしていると、やはりいつやるかということを明言するのは

難しいと思います。なので、町長としては、今御答弁された中では、今度はどういう状況になったら、それを推進させていくのにいい環境が整ったとお考えになるかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

どういう状態といえますか、今、大きな病院では当然電子カルテ相当普及していると思いますので、そういう大学病院等を含めて、そういうのにある程度慣れた方が、今後町立病院で働いてきてくれば、その方を中心にいろいろ軽減は、それでも負担はなくならないと思いますが、ある程度乗り越えていくような道筋といえますか、方向が見えるためには、やはり現在の常勤医師の方、町立病院の医師の方が電子カルテに慣れ親しんだといえますか、ICTに明るい方、使い慣れた方が、今後、将来ですけれども来てくれたとき、そういう条件が整ったときには一気に取り進むのかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの答弁ですと、そういうのに慣れた方が医師として来てくれたときに検討の推進の余地が生まれてくるということで、これは非常に今、ただでさえ医師が来てくれることが難しい中で、さらにそういうたけた人材が、まだ環境の整っていない町立病院に来て、それを推進していつてくれるというのは、逆に非常に難しいような課題であるなというふうに、個人的には考えました。

なので、先ほど来から伝えている導入の仕方ということも含めて、何が先に行ったほうがいいのか、また視点を変えて、まずはそのデジタルを推進できるような人を採用することなども、あわせて検討していただきたいとは個人的に思うところですが、その際にも必要になってくる考え方が、導入の費用対効果ということのかなと考えております。御答弁の中で、オンライン診療などの導入に当たっては、費用対効果を熟慮しなければならないとありました。ここでいう町長の費用対効果とは、病院単体での費用対効果のことなのか、それとも、町全体、住民サービス全体で見たときの費用対効果のことなのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

費用対効果ですが、両方ですね、経営体として見れば費用対効果、貸借対照表、損益計算書の数字ですが、もちろん公立の病院でありますので、広義の

意味では住民サービスも含めて費用対効果というふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） この点、またこれも非常に難しい問題だと思うのですが、経営的に不採算であっても、議会を代表する住民の理解があれば続けられるのが、公設病院のいいところなのかなと感じております。町長も全体を見て費用対効果を勘案していくというお話があったと思いますが、まさに先ほど議論したような、健康寿命の延伸等、また地域の足の問題であったり、この病院のデジタル化、またオンライン診療の検討に関しては、町の様々な分野において費用対効果が発揮されると考えます。これまでの間、当然病院が不採算の分野を担っている点等を鑑みて、議会もそれを承認してきた経緯もあると思いますので、ぜひ町民が長く健康で生活できる環境を総合的に勘案して、今後の病院経営を最高経営者として進めて考えていってほしいなと思います。

私が今回の質問を通じて伝えたかったこととしては、以下5点でございます。

病院経営と予防医療の両立を図るために、新たな目標を設定すべき。一つ、病院の利便性を向上させて、経営の安定化を図るべき。一つ、医師の負担軽減のためにもオンライン診療を検討すべき。一つ、住民サービス向上のために診療科を増やすことも踏まえ、オンライン診療を検討すべき。一つ、病院の経営力強化のためにも、デジタル化を進めるべきということでした。

この中の幾つかは、町長も前向きに感じて、前向きに検討していただける部分もあるのではないかなと個人的には感じましたが、最後に町長の御意見をお伺いできればと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

小林議員の思いはよく分かりましたが、やはり現場を無視して進めるわけにはいきませんので、もちろん町民のほうも向かなければいけませんので、町民の利便性というのを非常に重要視していますが、一方、現状の町立病院の現状で無理強いをして、にっちもさっちもいかなくなるようなことだけは、当然そうなると、住民の方も最終的には不利益を被りますので、その辺は病院とじっくり相談をしながら、デジタル化、ICT化を進めていくという方向は、これは変わりませんので、あとは時期、タイミングをどうするかの問題だと思います。それは今後、現場と、病院側と相談しながら進めていきたいな、進めていくべき課題なのかなというふうに認識

しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上で、12番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

次に、4番米澤義英君の発言を許します。

○4番（米澤義英君） 私はさきに通告してありました、4点について、町長及び教育長に質問いたします。

1点目は、物価高騰から町民の暮らしを守る政策について、町長の見解を求めます。

今、物価の高騰で町民の暮らし向きはさらに大変になっている状況がうかがえます。また、最近厚生労働省の毎月労働統計調査でも、実質賃金は25か月減少、さらに実質消費比率も低下しているという現状だと指摘しています。さらに、物価の高騰に賃金の上げ幅が追いついていない状況にあるとも述べています。最近では、円高という表示になっておりますが、円安などの要因で、食料品をはじめ多くの商品も値上がりし、家計の負担も増えている現状にあります。まちの中においても、多くの町民の皆さん方から意見を聞きましたが、日常生活に必要なものの以外は、なるべく消費を抑え買わないようにしているという人が増えているという状況がうかがえます。

この実情を踏まえれば、町は物価高騰で苦しんでいる町民の暮らしを守るための支援策が、早急に行うべきだと考えますが、町長の対応を求めるものがあります。

次に、保育行政についてお伺いいたします。

保育行政は、児童福祉法では、保護者が仕事をしている、病気や休職などの理由で子どもが保育に欠ける状態にあるときに、自治体は保育をしなければならないとされています。町においては、その役割を担っているのは民間のこども園などです。しかし、保育の現場では、保育士の確保が厳しい中でも、動きのある子どもたちを見なければならない状況にあります。保育士の確保が現状でも容易ではないという状況が見受けられます。その主な要因は、人口減少や、賃金、福利厚生などの条件のよいところを求め、生活しやすい大きな都市に流れるなど様々な要因で、地方での就労を敬遠する傾向にあるというのが現状であります。かといって、大都市も潤沢に保育士を確保できているのかといえば、決してそうではありません。保育所では、処遇改善など独自の改善策を講じております。ある自治体では、就労するための支援準備金、家賃補助など、保育士確保のための対策を講じていますが、町においては、保育園とともに協議し、対策をきっちりと取る必要があると考えますが、この点について町長の見解を求め

ます。

次に、中学校入学時における保護者負担の軽減についてお伺いいたします。

教育費の負担は、家計に大きな負担を伴っているというのが現状見受けられます。給食費、修学旅行費など保護者の負担の現状について、この間質問し、それに対する答弁では、小学校で約7万7,000円、中学校では約12万円となると述べているように、保護者の負担感は大変な状況にあると考えます。

義務教育では、これを無償とすると述べていますが、現状では大きな隔たりがあると考えます。保護者負担の状況、この状況をどのように捉えているのか。また、町においても、保護者負担を少しでも軽減できるのであれば軽減してほしいという声があります。早急にこの点で改善すべきと考えますが、この点についての教育長の見解を求めます。

次に、富良野線維持存続についてお伺いいたします。

JR北海道は経営難を理由に地方路線の維持存続は困難だと述べ、路線の廃止または維持存続を求めるのであれば、経費の一部を自治体が負担せよと求めてきております。その中に富良野線も廃止の対象になっているという状況があります。

道内では多くの鉄道路線が採算が取れないという理由で廃線になっているという状況があります。公共交通機関の果たすべき役割が、私は全く見えないと言わざるを得ません。これにまた怒りを覚えずにはられません。

仮に富良野線が廃止になれば、そのしわ寄せは通勤・通学・通院などにも影響を及ぼすと考えます。また、町では町民の暮らしを守り、支えるための財政、財源に余裕があるとは言えない状況の中で、新たな財政負担をJRから求められたとしても応じることが困難ではないかと考えます。この点について、次の項目について町長の見解を求めます。

一つ目には、鉄道は住民の生活を支える大事な公共交通機関であり、国が引き続き財政支援を行って維持存続すべきだと考えますが、この点についての町長の見解を伺います。

二つ目には、負担は妥当だと考えるのかどうかを伺います。

三つ目には、駅窓口の問題であります。祝祭日は閉鎖、平日も午後3時までとなっているというのが現状であります。本当に住民の生活、公共交通機関を守るというのであれば、こういった部分でのサービスの向上も当然しなければならないにもかかわらず、住民からかけ離れた駅の窓口対応となっている、この点は絶対許せるものでありません。見直さ

なければなりません。この点についての見解を求めます。

次に、通勤・通学で帰省する時間帯の列車の増便、従前から述べておりますが、この点でも利用者から話を聞きましたら、やはりもっとJRはこういった部分のところを考慮した列車の増便などを、やはり考えるべきではないかというような声を聞かれます。

以上のことを述べて、町長及び教育長に見解を求めるものであります。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の4項目のうち、3項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの、物価高騰から暮らしを守る政策についての御質問にお答えいたします。

現在、国において、定額減税をはじめとする物価高等対策の措置が講じられており、町としても、個人住民税の定額減税を令和6年度の個人住民税に対し実施しております。また、この定額減税において控除し切れないと見込まれる方への給付金（調整給付）を実施いたします。時期につきましては、令和5年分の課税状況が確定した後算定に入るため、できるだけ早期の支給に向け準備を行っているところで。

また、昨年度は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰を受け、家庭への影響が大きい低所得世帯に対する臨時的な措置として、価格高騰緊急対策（生活支援）事業を実施しましたが、非課税世帯だけでなく所得割のみ非課税世帯に対しての助成を行うなど、独自の施策につきましては、今後の動向を鑑みながらその対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの、保育行政についての御質問にお答えいたします。

町内の認定こども園において、保育士の確保が難しい状況につきましては、会議等で情報共有を図っており、園独自の手法で確保対策を実施していることも伺っております。子どもたちを安心かつ安全に保育するためには、保育士の確保が重要であるため、当町におきましても、他自治体の事例を研究し、園と協議の上、今後の保育士確保対策について検討しているところであります。

次に、4項目めの、富良野線の維持存続についての4点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、鉄道は国が引き続き財政支援をして維持存続すべきとの御質問につきましては、JR北海道が国の改善命令を受け、抜本的な改善方策について、令和8年度末までに取りまとめることとなっており、現段階では自治体に何も示されていない

いところでありますが、ＪＲの維持存続につきましては、上川地方総合開発期成会等を通じて、引き続き国へ要望してまいります。

次に２点目の、自治体負担が妥当と考えるかとの御質問についてであります。ＪＲ北海道から自治体負担について提案が出されましたら、富良野沿線自治体で協議していくものと考えております。

次に、３点目の駅窓口の営業時間の見直し、４点目の通勤・通学で帰省する時間帯の列車の増便についてであります。地域住民の利便性の向上として、引き続きＪＲ北海道へ要望してまいります。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） ４番米澤議員の３項目めの中学校入学時における保護者負担の軽減についての御質問にお答えいたします。義務教育につきましては、法律に基づき、授業料は無償となっており、また教科書につきましても、義務教育教科書無償給与制度により使用する全ての教科書は無償で配布されているところであり、これは全ての子どもたちが平等な機会を持ち、学び続ける権利を保障するための重要な考え方であると認識しております。

議員御質問の給食費や修学旅行費の負担以外にも、中学校入学時には、今年度からブレザー等に見直しされた制服と指定ジャージ上下、夏に着用するハーフパンツ等で、男女共に５万３，３００円となり、学用品や部活動、修学旅行の準備などまとまった費用が必要となることから、経済的に困窮している家庭においては、大きな負担であると認識しております。

教育委員会としましては、困窮世帯に対する保護者負担軽減として、就学援助制度に基づき、学用品費や修学旅行費、給食費、オンライン通信費のほか、新入学時における制服を含む準備費など、今後においても継続して支援してまいりたいと考えております。

さきに申し上げましたとおり、義務教育に関わる費用は、国が責任を持って負担することが基本と考えるところでありますことから、新たな負担軽減につきましては、持ち得ていないことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は１０時３０分といたします。

午前１０時１６分 休憩

午前１０時３０分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問ございますか。

４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君） 物価高騰対策についてお伺いいたします。

今後の動向を見ながら、この物価高騰対策を講じてまいりたいというような答弁でありました。もう既に３月の予算委員会でも、この点指摘しておきました。そのときも今後の状況を見ながらということのお話でありました。

今、町長どのように感じているのか。大変な状況をどのように感じているのか、まずお伺いしたいのですが、これはリサーチ＆テクノロジーズというところのレポートなのですが、２０２４年度の家計負担は、２３年度から比べて約１０万円増だと、増えているという報告がされております。状況によっては、これ以上の負担を伴っている方もいるかと思っております。

まちの中を歩いてみて聞いてみましても、農業者や経営されている皆さん方、町民の方に至っても、先ほども言いましたが、なるべく必要以外のものは購入しないと。そしてどこを切り詰めているのかということになれば、食料品等だという形の話なのですね。こういうことを考えたときに、やはり今、きちんと本来であれば、この予算６月の定例議会に計上すべきだったのかなと思いますが、やはり早急に対策を講じなければならない、そういう状況に私は来ていると思いますが、町長、この点、どのように認識されているのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） ４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

物価の高騰と町民の方々の暮らし、物価高騰によって暮らしが大変厳しいものに引き続きなっていると。賃金の上昇もありますが、実質賃金ではまだまだ物価高騰には追いついていないというのは、報道等でも報じられておりますので、リアルな生活といたしますか、実生活の中でも電気代ですとか食料品、その辺が高騰しておりますので、家計に与える影響というのは軽くないといたしますか、結構な負担になっているのかなと感じております。これをどのように対処していくのか、町としてどうしていくのかというのは、現状はまだ今年になってから半年過ぎて、なかなか実質賃金というのも改善されない中で、今後後半に向かってどうしていくのかというのは、しっかり考えていかなければならない課題と考えておりますし、特に可処分所得が少ないといたしますか、生活困窮の方々の手当といたしますか、セーフティーネットというのは、やはり十分頭の中にといたしますか、考えていかなければならない課題だと、

現時点で認識しております。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） 現状認識については、私と同じなのかなというふうに思います。ただ、そうであれば、この物価高等に対する対策を早急に行うべきだというふうに感じております。この間、町の高齢者の方と働いている方等にお話を聞く機会がありました。そこで、もう 70 歳になっても、75 歳になっても就労しているのだと。なぜですかと聞いたら、これからの先行き不安だし、今も当然この物価高騰で不安なのだと。やはり一定収入を得なければ生活できないのだという話なのですね。子どもさんを抱えている家庭に至っても、町長おっしゃっているように、通学していれば定期代その他もろもろの費用がかさむという状況の中で、本当に節約しているのだというのが、以前から増して強くお話しされているというのが、私の印象であります。

そうなりますと、この間新聞記事でしたでしょうか、富良野ではそれに対応したような、この自治体のことですから、一概に同じということではありませんが、しかし共通的な認識としたらやはりそういった物価高騰に対する対策で困っている状況を見て、早く手だてを打ったということがうかがえるのではないかなというふうに思います。

私は、町長がそういう思いであるならば、早急にこれを庁舎内でも検討して、町民の置かれている現状というものをしっかり押さえて、この物価高騰対策に対する支援策を早急に取りまとめて実施すべきだというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4 番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁でも申し上げさせていただきました、困窮者がゼロではありません、いるというのは現実でありますので。今現在国のほうで定額減税等が実施されております。1 人 3 万円と 1 万円、4 万円ですね、掛ける扶養家族ということで。国のほうでこちらの定額減税を行っておりますので、取りあえず夏といいますか、上半期が国の政策がありますので、今後冬に向けて、冬になると灯油代と燃料等も出てきますので、そういう問題も出てきますので暖房費ですね。それらも見据えながら、今後方針を決めていかなければならないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） 今後ということの話ですが、確かに定額減税等々がありますが、しか

し、それといっても、やはり今の現状の中で物価高騰やいろいろな中で追いつかないという状況でありますし、ここをいろいろ論議すればたくさんあるのですが、あまりしませんけれども、ただ、やはり早急に秋を待たずに対策を取るべきだというふうに感じますけれども、再度確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4 番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

状況を見ながら、適切に判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） 財源は基金など取り崩したりだとか、今回繰り越した部分等があります。それに目的に応じて積み立てるというものもあるかと思っています。

私はこういう財源を大いに活用して、やはり苦しんでいる町民の生活のために、早急に取りまとめるべき必要があると思いますが、冬までという話なのですが、もっと早めに前倒しするということを考えないですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4 番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

状況によって、いつがいいのかという時期も含めて、今後考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） ぜひ御検討いただきたいと思っております。

大いにこの点で、多くの町民の方が期待しているというふうに思いますので、決して裏切らないというような思いでやっていただければ、本当に町民の方たち、本当にこの生活や苦しい中で耐えて、やはり節約志向で行って、個人責任ということではない今社会状況になっておりますので、ぜひ要望しておきたいと思っております。

次に、保育行政についてお伺いいたします。

今、協議しているということの話ですが、具体的に協議しているということであれば、どういふ内容で協議されているのか、分かる範囲でよろしいですが、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4 番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

保育士の人手不足というのは、今年だけではなく、去年から顕著に上富良野当町においても、預かれない待機児童が、若干ですけれども、何か月間か

発生したというのを重く考えまして、人材の確保もなかなか難しいということで、各園において独自の施策といいますか、独自でやっておられることも、そもそももう限界なのかなというふうに、当然認定こども園、自由に価格を決められるところではありません。公定価格で決まった収入でやっているところですので、そういうところは公的に町の子育てとも非常に絡むところですので、まちづくりもですね。そういうことで、今年の春に町長の方針、今年1年間予算に絡まないことですね、来年の予算編成に向けての話になりますが、その中で、保育士確保を全く白紙といいますか、どういう施策がいいのか、各園で今やっていることもありますので、それらのほかに町としてどういうことができるのかということとを相談してほしいと、施策として打たなければ駄目なのではないかなということで、課長に指示をして、今ちょうど動き始めているところかと思えます。具体的な内容については、保健福祉課長のほうから、現況を今報告していただければと思います。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君） 4番米澤議員の保育士の確保についての、現在の状況についてのお話をさせていただきたいと思います。

今、町長から説明があったように、指示事項の中で私のほうでそういった指示をいただいているので、まさに今そういった協議のほうはさせていただいておりますと、中身といいますと、今、教育保育施設連絡会議という会議を持っていますので、その中で当町の全ての園の集まった会議が開かれていますので、その中で今各園、事業所と、自分のところで、事業所のほうで努力されていることの中身だとか、そういったのを聞き取りをさせていただいた上と、あと、他市町村の取組の状況も確認しながら、今後、当町にとってどのことを取り組めば、そういった専門職の取り込みができるのかというのを、今まさに協議をしている段階ということで、御説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 恐らく協議をした中で、保育園、認定こども園の状況が分かってきていると思います。

それで、私もいろいろそれなりに聞きました。いろいろまちのほうで、国のほうでも、配置基準の見直し等々がありますが、現況でいけば十分対応できるということの話であります。しかし、保育士が足りないのだということの話なのですね。その背景には、いろいろ支援を必要な子どもさんだとか、子ど

もさんの動きというのは、以前にも言いましたが、くしゃみをしたり、せきをしたり、鼻水だったり、泣いたり、いろいろな表情で、先生たちも子どもさんと一日を過ごすというような状況の中で、本当に対応できない部分がたくさんあるのだというような話です。また同時に、今、他の保育園等においては保育士不足という形の中で、民間でできないので、結局、公に逆戻りしているということが一部出てきているという状況になっております。

上富良野は、当然本来であれば、公が実施していましたが、いろいろなアウトソーシングという形の中で、外部委託という形にされております。そういう意味では、保育園というのは、社会の働くお父さん、お母さん、社会活動を支える重要な拠点になっているのです。そのことを考えたときに、しっかりと協議もして、何が必要なのかということも協議しながら、適時対応していくような支援策が今必要だというふうに思っています。他の自治体では、もう御存じのように、いろいろな就労に対する支援策を講じているという形の中で、家賃補助だとかいろいろな加算も含めてやっているところもあります。そういう意味で、公がやはり民ができない部分を補ったりとかして、互いに支えながら、この子どもたちを支え、保育士さんを支えながら、社会生活を守ってきているというのが実態だと思いますので、このことを再度お伺いいたしますが、町長の認識と、今後の対応というのはどのようにされるのか、もう一度確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

今の認定こども園については当初は町営の保育園、当時から幼稚園という形で民間がありましたので、それもあったので、今は民間がということで民間でやっておりますが、町といたしましても、議員おっしゃるとおり、子育てというのは、子ども1人2人、その上に家族の中には、お父さん、お母さん、当然就労しておりますので、そう考えると、ここを充実しないと、移住・定住、上富良野の魅力といいますか、上富良野を選んでももらえない、まちづくりにも直結する非常に重要な問題だと思っておりますので、民間がこども園を運営しているから、それは民間というふうなことは全く考えておりません。まちづくりに非常に重要な部分だと思っておりますので、公としてできることは何かということとは十分検討、研究して、早急に効果が出るように進めていきたいと考えております。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） そうしますと、早急に考え

たいということでありますから、恐らく今年度ではなく令和7年度あたりからその対策を取りたいというような話かというふうに思いますが、ちょっと確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

早ければ早いほどいいのですよね。園としまして、次のリクルートといいますか、新卒の方を迎えるのに条件を提示できるように、そういうのも視野に入れながら、就職活動の材料としても提供できるような、時期は提示できる時期が早ければ早いほどいいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 早ければ早いほどいいということで、状況が整えば速やかに実施したいということで確認してよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおりです。状況等をしっかり条件が整えば推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひ、本当に保育の現場というのは、本当に大変、日々日々いろいろな状況に変わっていています。やはり子どもさんの状況で、保育士さんの対応の仕方も当然変わるわけで、それぐらいに目まぐるしく変わるというような状況になっております。認定こども園は当然大事な社会資源という形の位置づけになっておりますので、早急にまとめ次第、支援策を講じていただければというふうにお願いいたします。

次に、中学校の入学時における保護者負担の問題についてお伺いいたします。

大変この間もいろいろ努力もされているとおっております。ただ、当然義務教育は国が行わなければならないというのは、私も理解しているとおっております。ただ、この間、他の自治体の状況を見ましたら、非常にやはり物価高騰という状況も含めて、保護者負担が増えるという状況の中で、こんな一例も出てきています。子どもさんに制服を貸与するという自治体がありまして、それはあくまでも上下という形の貸与の仕方、夏だとか、そういう短パンだとかであれば、これは自己負担というところもありますし、そうでないというところもあります。やはりそういう工夫をしながら、保護者負担を軽減するという形の対策を取っている自治体も生まれてきて

いるというのが実情であります。

この間の質問では、国の制度であり、国がこういった部分に対し負担すべきであり、町としては、教育委員会としては、その考えを持ち合わせていないというような話でありました。何回も聞いたのですけれども、これは変わっていないのです。私は今それを、やはりこういう状況ですから、本当に大変な保護者負担が増えるという状況になっていることを考えれば、もう待ってられない、そういう実態がこの上富良野町でもあるのですね。あるお母さんとか子育て中の方々に聞いたら、当然、負担軽減というのはありがたいけれども、町の財政もあるからなかなか思いを言えないけれども、しかし、本当に今の子どもが多くなったりとか、一人二人進学だとかという形で、高学年になればなるほど、やはり負担が重むのだということの話なのです。そういうことを考えたときに、町は国のことだから仕方がないということは言っていないかもしれませんが、だけれども、これは行政が軽減できるものは率先して工夫しながら、軽減策をやはり取るべきだと、入学準備金支援金をきっちりと実施すべきだと思いますが、この点、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番米澤議員の中学入学時、また今子どもたちが小学校、中学校と通っておりますが、そこに関わる学校に通学する保護者負担の軽減について、御質問をいただいたところでございます。

基本的に私は先ほど申し述べた答弁のとおり、義務教育についてはしっかりと国がこの責務を果たすべきことが基本だとは考えております。しかし、答弁にも申し上げましたとおり、国が保障している以外にも、学校に通学するためには様々な経費がかかることも十分認知しております。そこに関わる経費につきまして、今町では困窮世帯に対する支援は制度を持って援助しておりますが、先ほどから議員御質問のとおり、困窮世帯だけではなく、そのほかの世帯においても、かなり生活に対して厳しい状況が迫られているという御発言もいただきましたので、町としましてはその辺についてはしっかりと春の制度のときには申請手続をためらってはいたけれども、実はというような世帯がないかどうか、それも含めまして、きちんと支援をできる世帯につきましては、住民周知につきましては、学校を通じてしっかりと支えていきたいというふうには考えております。

また先ほどちょっと一例を挙げていただきまして、制服等は、今回中学校は今年から制服が変わり

まして、約1万数千円ほど単価が安くなったわけですが、議員のほうから制服の新品、またはもしかしたらあるものというお話もいただきましたとおり、皆さん、いろいろなお考えでお子様の教育を保護者として考えておりますので、もしそのような形でリサイクルで、他の町ではリサイクルで活用している取組を住民の活動の中でやっているものがあるというの私は存じておりますが、そこは町がどうのこうの言うのではなく、保護者間がきちんとそこはどう子どもたちに教育環境として、親としての考えを示していくのかというところの活動でもありますので、そこに対して私のほうから答弁することは現在持ち合わせておりません。ただ、保護者負担の軽減を少しでも軽減していく方法については、これは学校との協議にはなりますけれども、それについては十分考えるべきだと思います。

今年から中学校では校章の義務化をなくしたり、いろいろと学校としても、本当に少額ではありますが、そういう必要なもの、このときに見直しをすべきものなどは十分教育委員会とも協議させていただいておりますので、それにつきましては引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 今本当に教育長おっしゃるように、制服のリユースという形の中でリサイクルを行っている保護者の話もされましたが、そうです。それぐらいに今の生活環境というのは、本当に大幅に変わってきているという形になっています。私たちはかねてから主張しているように、ああいう大企業に対する優遇政策で大行革のそういった予算を削れば、もっと私たちの生活に身近なところに予算が来て、暮らしがよくなるのだということを主張しているところです。

再度、確認いたしますが、今後こういった問題に対しては、全く答えは同じで、国が当然しなければいけないとは思いますが、行政としては全く考えられないということは、これはずっと教育長の中では、そういうお考えになるのかどうなるのか、再度確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番米澤議員の、私、教育長として、この保護者負担に対する考え方についての御質問に対してお答えさせていただきます。

先ほどちょっと答弁漏れありましたが、実は今年、給食費を改定しましたが、保護者負担は、町長、副町長からの御理解もいただきまして、この高騰分につきましては約600万円ほど、全子どもたちに対しては高騰分は町が補填をさせていただく予

算を議決いただきまして、負担をさせていただいております。これは、私は子どもたちの給食という一部分ではありますが、これについては大変、保護者の方には十分理解をしていただいて、この高騰になるところを、給食費については皆さんに自己負担を、引上げ分を御負担することなく、今回は据置きをお願いしたところでございます。そういうことが、果たして皆様に本当に伝わっているかどうか、これは私、町長からも言われておりますが、そういうことも十分皆様と共有しながら、どういうことが皆様に対しての支援施策になるのか、それも含めまして、きちんと保護者ないし学校とも教育費に関わる分野については十分精査していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） そういう努力は評価しますが、また別問題ということになれば別問題なのですね。やはりそういうものも合わせて、抱き合わせて、こういったところに対する支援策が出てくると、生活だとか負担感というのは軽減されると思っていますところでは。

私は引き続きこういう問題に対して、学校給食もそうなのですが、引き続きこういう問題に対して町に対する要望をこれからもしていきたいと思っていますところでは。そういうことを述べまして、あわせて、この就学援助については、当然教育長御存じのように学校給食法、教育基本法の第19条に基づいて支援されているという形になっております。児童生徒がやはり就学時困難な状況に見受けられた場合は、当然支援するという形のものであり、これは憲法26条のやはり教育を等しく受けるという精神から、ここがきちんとうたわれているということを考えたら、これは行政がやるべきことであり、大変失礼かもしれませんが、当然のことだというふうに思っておりますので、ぜひ今後ともこういう問題も含めて、引き続き入学準備金等に対する対応をしていただきたいというふうに述べまして、次の富良野線の維持存続についてお伺いいたします。

町長はこの間、この問題に対して、まずお伺いしたいのですが、まだ確かに協議そのものが十分なされていないということで、JRからも方向性も示されていないということでの話だというふうに思いますが、実際現状の中では、具体的な話というのは、協議会等の中ではされていないのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

J R北海道が国の改善命令を受けて改善計画を立てるという段階で、まだJ R北海道のほうの動きがありませんので、協議会等にしても、我々沿線の自治体にしても、全くどういうものが来るのかもまだ決まっていないようですので、まだ協議は始まっていないといえますか、情報はなですか。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） そうしますと、当然具体的な協議できる土台がありませんので、できない状況であるかというふうに思います。

そういう状況を踏まえてお伺いしたいのですが、J R が仮にどういう状況になるか分かりませんが、上下分離方式等と、あるいは維持存続を求めるのであれば、自治体も当然負担が求められるのは当然のような表現されているかと思いますが、この点について、町長はどのようにお考えですか。

当然ということはおかしいのではないかというふうに思います。私は本来であれば、J R というのは、公共交通機関の位置づけの中で、この間鉄路を守ってきましたが、採算という形の中で合わないという形で廃止路線がどんどん増えるという形になってきております。本来、これは国もJ R も、住民の立場に立った公共サービスを提供するということの原則なくして、やはり鉄路の維持はないのだと思いますが、その点について、財政負担について当然当たり前だというふうに思いますか。やはり当然自治体の限られた財政からすれば、当然多くの問題が出てくると思いますが、この点お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4 番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まだ決定ではございませんが、報道等で自治体の負担がどうなるのかという、暗におわすような雰囲気は伝わってきておりますが、実際、どのような負担になるのか。上下を分離して、鉄路は国、営業の部分をJ R でそこに出すのか、それとも全くそれもしないで出すのか。額も幾らなのかというのでも全く白紙といえますか、決まってない状況で、負担額が、負担をするのがどうなのかというのは、なかなか判断材料がないといえますか。当然、議員おっしゃるとおり、青天井で地方自治体がJ R に負担をして鉄路を維持するというのは、財政規模からいってもほぼ不可能ですので、それがどうなのかも含めて、今後の詳しい内容が、改善内容が計画ができて、J R 側の計画ができて、協議の段階になってからの話かなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） 当然、その答弁でいきますと、J R から負担を求められた場合は、当然協議し

て、その負担の限度額どうなるか分からないにしても、負担しなければならないという方向に行く話かというふうに思います。ただ、現時点で、その後どうなるか分かりませんが、基本的なところをお伺いいたします。

私は、この間の国鉄の分割民営化後、いろいろな課題が出てきて、こういう状況になってきていると思います。確かに、基金など積み立てて、それに対する運用益で賄うという形になっておりましたが、しかし、利息がマイナス利息という形になって、その基金の運用益もうまく出ないという状況になっているという、やはり根本的に、どんなことがあっても、国やJ R が交通機関としての、公共機関としての維持存続すべきだということを、私は基本的に訴えるべきだと思いますが、町長はこの点、どのようにお考えですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4 番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

負担金、道の上下分離とかいろいろそういう以前に大目標、大前提というのは、やはり鉄路の維持だと思っております。富良野線にいたしましても、通勤・通学で多くの町民の方が利用されておりますので、これを残すためにどうするかという前提といえますか、目標はそこにあるのかなと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） ぜひ力強く国、J R に訴えていってほしいと思います。やはり多くの町民が納得しないのは、この間も鉄路からバス路線に転換したところもありますが、しかしそれとてバスの維持存続ができないという形で、本当に廃止になっている自治体も地方も生まれてきているという状況にあります。やはり最終的にその保障は、仮にそういった上下分離だか負担を求められたとしても、維持存続の保障がないということなのですね。ですから、私は改めて、本当に公共交通機関としてのサービスを維持するために、ただ単に大量輸送で、当然経営者ですから、経営ですから、採算合わなければならないということはあるかと思いますが、しかし今回の上富良野町のように、3時までで窓口が閉店してしまう、日曜祝祭日も開いていないということになれば、本当に住民のサービスがないがしろにされていると思います。利用者の方に聞いたら、時間帯によって、やはり鉄路の列車の便数を増やしてほしいというような声も聞かれますし、もう町長も御存じのように、美瑛まで乗り継いで、そこで車で送り迎えしてもらっているという状況の子どもさんもたく

さんいます。そういう意味では、本当に私たちに欠かせないJRをやはり残すという方向での町長の、町民の声を積極的に引き続き、私はもっと発信していただきたいと思います。この点について、町長の窓口の在り方も含めて、見直しも含めて、どのように考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

JR北海道の窓口の営業時間、そしてダイヤについてはJR北海道の企業のことですので、なかなかあせいこうせいというのは指示はできないのですが、住民の声としてそれは当然伝えていくというのは、そういう場面もありますので、これは引き続き、営業の範囲でなかなかJRさんも都合があるのかもしれませんが、住民の声としてはこういう声なのです、もっとサービス向上してほしいのだという、美瑛で止まるのではなくて、もっと富良野の終着駅まで来てくれたほうが、美瑛より南の自治体の方、それを利用している方は非常に便利ですので、そういうことは住民の声、利用者の声というのは、そういう場面、協議会等を含めて、それはそれできちんとしっかり要望をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひ住民の今置かれている現状に立ち返ってみて、やはり行政がしっかりとやるべきことは言うという形の中で、やはり鉄道を守ったりだとか、この物価高騰に対する支援や、教育支援、保育士の確保の支援など、積極的にやっていただくことをお願い申し上げて、私の質問といたします。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、4番米澤義英君の一般質問を終了いたします。

次に、2番荒生博一君の発言を許します。

○2番（荒生博一君） 私はさきに通告しております3項目のうち、まず9点について斉藤町長に、そして1点について鈴木教育長にお伺いいたします。

まず1項目め、町職員の兼業についてお伺いいたします。

ここ数年、職務専念義務に反しない範囲で、職員の副業・兼業を認め、公務以外の視野・経験を広げさせようとする自治体が増えてきております。その代表である神戸市の地域貢献応援制度は、職員が勤務時間外に社会性・公益性の高い地域貢献活動に従事する場合、報酬を得て従事することを可能にするものであります。そのほかにも、奈良県生駒市や北海道森町をはじめ多くの自治体が職員の副業・兼業

を支援する取組を進めております。

今後、より一層厳しい自治体経営が予測される少子高齢化時代にあつて、持続可能なまちづくりを進めていくためには、町民と行政が互いの立場を理解し、自覚と責任を持って、それぞれが役割を担い、協働しながら地域課題を解決することが非常に重要であります。

職員が職務外に積極的に地域貢献活動に参加すれば、町民参画が進み、町民との協働によるまちづくりが一層活発になるだけでなく、自己の視野、経験を広げ、それを組織に還元するという人材育成効果も非常に期待できるものであります。そこで以下、3点について、町長にお伺いいたします。

まず1点目、令和2年1月に、総務省から職員の兼業について、詳細かつ具体的な許可基準を設定し公表すべきとの通知が、全国の自治体に発出されております。それを受け、当時町ではどのような対応を図ったのかお伺いいたします。

2点目、昨年、少子高齢化社会の在り方をめぐり、経済関係者や大学教授などが参加する令和国民会議のメンバーが、人口減少に対応するため、1人の人が兼業や副業などで社会的役割を複数こなすマルチタスクを実現すべきだという提言を行っております。町長は、マルチタスクについてどうお考えか、見解をお伺いいたします。

3点目、昨今、北海道内の自治体では、「町職員の営利企業等の従事許可の基準に関する規則」等を定め、積極的に副業の解禁が行われております。上富良野町の職員の副業解禁について、具体的な開始時期など御検討されているのか、お伺いさせていただきます。

次に、2項目め、熊出没時の対応についてお伺いいたします。

本年4月16日の閣議後記者会見で、環境大臣は、昨年度に過去最多の人的被害をもたらした熊を指定管理鳥獣へ追加したと発表いたしました。これにより、都道府県による捕獲や生息状況の調査事業が国の交付金の対象となりました。

昨年、ヒグマに襲われ9人が死傷した北海道内では、推定される生息数が30年前と比べて2.3倍に増えており、推定個体数は1万2,175頭とされております。今年も、雪解け前の3月から道内各所で熊出没が相次いでおり、上富良野町においても決して例外ではございません。現在、町ホームページにて、ヒグマの出没・目撃情報について、情報提供がなされておりますが、拝見いたしますと、4月23日から5月20日までの間、既に7回の目撃情報がアップデートされております。昨年、2023年、上富良野10大ニュース投票結果第1位に「生

活圏に熊出没多数、町内にも親子熊」がランクインされており、町民の関心事となっております。

そこで、当町の熊出没の際の初動態勢と、その後の注意喚起や看板設置など、具体的な熊出没時の対応について、以下4点のうち3点を町長に、残り1点を教育長にお伺いいたします。

1点目、役場や警察に、町民より熊目撃情報が寄せられた際の対応は、どのように取られているのか。市街地や郊外など場所によって異なると思いますが、それぞれの熊出没時の対応についてお伺いいたします。

2点目、先般、リスクの割には報酬が安いので、猟友会は熊駆除を辞退する方針との報道がなされ、住民の命を守るため、最前線で熊と対峙するハンターへの報酬や補助の在り方が問われておりました。そこで、当町猟友会ハンターの報酬など、現状についてお伺いいたします。また、現在、猟友会の人員に不足は生じていないのか、お伺いさせていただきます。

3点目、鳥獣保護管理法では、市街地などでの猟銃使用は原則禁止となっておりますが、熊による被害が相次いでいることを受け、国は一定の条件下で市街地での猟銃の使用について可能となるよう、法改正を目指す見通しとなりました。責任の所在などが曖昧なままだと、猟友会に責任が丸投げだとの声も多く、今後においては猟友会や警察などの関係機関、そして行政との調整が非常に重要であると考えます。この改正法案に関しての町長の見解についてお伺いさせていただきます。

4点目、昨年9月28日午前、町内西町で親子と見られる熊3頭が目撃され、その後、小中学校が集団下校や臨時休校などの措置を取ったと、自身記憶しております。登下校時の生徒の安全・安心を確保するため、学校では現在、熊に特化した出没時の対応マニュアルは作成されているのか、教育長にお伺いさせていただきます。

最後に3項目め、ラベンダーフェスタかみふらのについてお伺いいたします。

花と炎の四季彩まつりに代わり、2021年から日の出公園を会場に開催しているラベンダーフェスタかみふらのについて、以下3点について町長にお伺いいたします。

1点目、今年度のラベンダーライトアップ期間はどのように計画されているのかお伺いいたします。

2点目、来場者から期待する声が聞かれる花火打ち上げについて、今年度はどのような内容で計画されているのかお伺いいたします。

3点目、多くの来場者がある中、駐車場の誘導体制が昨年は非常に課題だったと聞かれますが、本年

度どのような対応をお考えか、お伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの町職員の兼業についての3点の御質問にお答えいたします。

1点目の総務省からの通知を受けたときの対応についてであります。この通知につきましては、令和2年1月10日付「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査の結果等について」により、さきに行われた実態調査の取りまとめ結果に対し、地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づき、技術的な助言として発出されたものであります。

地方公務員法第38条第1項に基づき、兼業の許可を行うことにつきましては、①営利団体の役員等を兼ねること、②自ら営利企業を営むこと、③報酬を得て事業または事務に従事することを対象としており、通知文書では、その具体的な許可基準を設定し、公表すべきであるとされております。

当町における許可基準の設定はしておりませんが、兼業事例も少ないことから、本通知については技術的な助言として受け止め、現在は上富良野町職員服務規程により都度対応しているところであります。

次に、2点目のマルチタスクの考え方についてであります。限られた人数で決まった業務を行うためには、複数の作業を同時に、または短期間に切り替えながら進める必要があります。思考や時間の切替えには時間が要することもあり、生産性の低下を引き起こすこともあることから、慎重に進めなければならないと考えております。

次に、3点目の副業解禁の具体的な開始時期についてであります。今までどおり、兼業の内容を確認し職員服務規程での運用を考えておりますが、今後の状況により、必要に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の熊出没時の対応についての3点の御質問にお答えいたします。

昨年は、当町におきましても、有害鳥獣として扱われるヒグマの出没が多発し、過去に例のない市街地区の出没も発生したことから、警戒体制を強化し、人とヒグマのあつれきの抑制、防止と町民の安全確保などの対策を実施してきたところであり、現在も昨年から引き続き警戒体制を継続し、ヒグマの出没に対応しているところであります。

まず、1点目の熊出没時の対応についてであります。ヒグマ出没の通報を受けた場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく管理の下、北海道ヒグマ対応指針により、出没の場所、個体の行動状況から人身、農業被害の発生とその可能性や社会的影響の有無などの有害性があるものを問題個体、人間を警戒し避けるものは非問題個体に区分し、行動の段階に応じて対応することになります。

出没場所が市街地または人家周辺のときは、住民の生命、財産、日常生活に支障が生じることから、問題個体に対する緊急対応となり、寄せられた情報を直ちに警察、猟友会に伝達し、情報を共有するとともに、出没場所周辺において個体確認のため、警察、猟友会と共同して捜索を開始することになります。

同時に町は、周辺住民への安全確保のため、臨戸訪問、チラシ配布と広報車、防災行政無線による情報提供と注意喚起を行い、周辺道路の通行規制と学校等の教育関係機関へ安全対策の要請、北海道、消防署への応援要請を実施し、併せて個体の潜伏、移動経路などの行動状況の調査、警察、猟友会においては、追い払いなどの排除方法の検討と、住居集合地域等以外での捕獲駆除の準備を行います。その後におきましては、個体の行動状況に合わせた危険区域に対し、常時の警戒監視と周囲の安全対策を継続することとしています。

郊外地区の場合は、目撃場所の周辺に個体がとどまっているかを確認するため、足跡などの痕跡から移動経路を探索し、近辺の行動状況や被害等状況から問題個体の判定を行い、出没場所が住宅に近い場合には、人身被害の発生防止のため、近隣の各戸に注意喚起を行います。また、頻繁な出没があった場合には捕獲用箱などを設置します。

出没後は、速やかに防災無線による出没情報の提供、ホームページにヒグマの出没・目撃情報の掲載を行い、出没場所には目撃日時を表示した注意看板を設置し、情報の周知を行い、警察、猟友会と協力し、出没箇所付近の巡回パトロールを継続して実施し、併せて地域の方には新たな出没情報の提供を依頼しています。

次に、2点目の現状の猟友会のハンターの報酬についての御質問であります。ヒグマの捕獲に対しましては、町集落協議会から猟友会を経由して、捕獲1頭当たり3万円を支給しており、合わせてJAから2万円が支給されているところであります。なお、町からの緊急要請による鳥獣被害対策実施隊により出動した場合は、日額4時間まで3,600円、4時間超は6,200円を支給しております。

猟友会の人員に不足は生じていないのかという点につきましては、現在の猟友会上富良野部会の会員は24名が在籍しており、これまで出没から捕獲駆除作業に対し、対応ができなかった事例はなく、全ての作業を完了していただいていることから、対応が可能な人員は充足していると認識しております。また、会員のうち22名が鳥獣被害対策実施隊員として委嘱していることから、緊急時に必要な人員についても確保されていると考えております。

次に、3点目の改正法案に関する見解についてであります。議員御質問のとおり、当町においても市街地区での出没が発生しており、町民の日常生活に及ぼす影響は極めて大きいことから、重大な事案として危機感を持って対応しなければならないと考えております。

今回の環境省が進める捕獲のための市街地における銃使用の規制緩和につきましては、現在、環境省から法令改正案の詳細が示されておらず、全ての内容を把握することはできておりませんので、町の見解を述べることは差し控えさせていただきますが、改正される法令の遵守はもとより、住民生活の安全確保を最優先とすることを基本として、実際の駆除従事における法令等の運用に当たっては、関係する警察、猟友会と課題等の整理、検証を行うなど、調整を図りながら適正に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

3項目めのラベンダーフェスタかみふらのについて、3点の御質問にお答えいたします。

なお、ラベンダーフェスタかみふらのの企画・運営につきましては、町・観光協会・商工会・振興公社・建設業協会で構成する運営委員会により行われており、その委員長につきましては、観光協会長が担っております。先般開催されました、ラベンダーフェスタかみふらのの第1回運営委員会での協議結果によりお答えいたします。

まず、1点目のライトアップ期間につきましては、7月13日から21日の期間、19時30分より21時30分まで、夜間ライトアップを実施することとされました。

次に、2点目の花火の打ち上げにつきましては、昨年度は昼夜を通じてイベントのある当日に打ち上げを行ったため、花火を観覧に訪れる来場者が殺到し、会場内、駐車場のみならず道道、町道など広範囲にわたって混雑、渋滞が発生したことで、来場者、近隣住民を含め、非常に危険な状態であるとの指摘がありました。運営委員会において、臨時駐車場の運用や交通規制の改善等、安全に実施する方法を模索いたしましたが、抜本的な改善策を見いだすには至らず、本年度については、イベント当日の大

規模な花火大会の実施は見送り、ライトアップ初日の点灯式において小規模な花火を打ち上げることと決定されたところです。

次に、３点目の駐車場の誘導体制への対応につきましては、御指摘のとおり、昨年度、特にイベント当日の夜間、事前に警察へ届出をしておりました片側一方通行の交通規制に従い、退出する車両をパークゴルフ場方向に誘導いたしました。町道北２７号道路と基線道路の交差点付近で大規模な渋滞が発生し、その車列が駐車場出口まで及んだことから、最大１時間程度にわたって駐車場の入退場に大きな支障がありました。改善策といたしましては、駐車場や周辺道路の誘導員の増員に加え、退出する車を北２７号・基線交差点の混雑解消のため、道道吹上線側に誘導することなどにより、対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） ２番荒生議員の熊出沒時の対応についての２項目めの４点目、学校における熊出沒時の対応マニュアル作成に関する御質問にお答えいたします。

学校における危機管理につきましては、児童や生徒を取り巻く安全上の課題について、これまでに発生した事故や事件、自然災害等を踏まえた様々な場面に応じた対応が必要であり、関係する教職員等が共通認識を持ち、特に初期対応に関して最適な対応が図られるよう、マニュアルの整備は重要となっております。

教育委員会では、北海道教育委員会の学校における危機管理の手引等を参考として、上富良野町の実情に合わせた対応が図られるよう、平成２２年に子どもの危機管理初期対応マニュアルを作成し、随時改訂しております。

また、町内の小中学校においても、それらを踏襲しつつ、さらに学校独自の地域性や情報を付加したマニュアルを作成し、安全管理体制の整備を図り、児童生徒の安全確保に努めております。

近年では、猛暑における熱中症対策や市街地への熊出沒など、新たな課題への対応も求められており、特に市街地における熊出沒につきましては、町、警察、猟友会及び学校関係者等との迅速な情報共有により、児童生徒の安全確保を最優先とした対策が重要となります。

昨年９月２８日、上富良野西小学校周辺で熊出沒が確認された際には、目撃の一報があった後、直ちにその旨を各小中学校へ伝えるとともに、情報収集に努め、その後の対応については、熊の出沒は児童生徒の登校後であったことから、下校時への対応として、保護者によるお迎えの依頼、教職員同行によ

る集団下校の実施、帰宅後の外出自粛等を決定し、保護者に対して一斉通知を行ったところであります。

その後、町、警察、猟友会による熊の移動経路調査の情報から、翌日の休校は必要なしと判断し、１０月２日警戒解除まで町及び教育委員会職員による、登下校時のパトロールや通学路での立哨により、児童の安全学法を最優先とし対応したところであります。

これを機に、上富良野西小学校の子どもの危機管理初期対応マニュアルには、熊出沒時の対応について追記されましたことから、教育委員会、ほかの小中学校のマニュアルにつきましても、本年度見直しを進め、避難訓練や防犯訓練等において安全教育に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

午前１１時３９分 休憩
午前１１時４１分 再開

○議長（中澤良隆君） 会議を再開いたします。

再質問ございますか。

２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君） まず、１項目め、１点目に関し再質問をさせていただきます。

こちら、御答弁では、当町における許可基準の設定はしてありませんが、兼業事例も少ないことから、本通知については技術的な助言として受け止めによるものとありますが、まず、そもそも現状ルールがない今の状態で、兼業事例も少ないこととは、何を基準に判断をされているのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君） ２番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

本町におきましては、基準といたしまして、上富良野町職員服務規程といった内規がございます。そちらのほうの第１５条のほうに、企業等の従事許可の手續といった形でうたわさせていただきます、この規程に基づきまして処理をしているところでございます。

○議長（中澤良隆君） ２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君） 私もこの服務規程に関しては、手元の資料で、また１５条ということで、ただいま課長の御答弁にもありました。これを読み取ると、かなり古いものということもあり、当時から推測すると、例えば消防団員の加入であったりとか、統計調査などなどといった職種が対応なのかなとい

うことで、現在の今の制度を合わせるとなかなか読み取りにくい部分がありましたので、確認をさせていただきました。

では、制度がない今の状態でということで、これを基準にということでお伺いしますが、現在、北海道をはじめ道内自治体においても、例えばえりも町、こちらですと昆布干し作業、日高振興局、イチゴの収穫、深川市、サクランボ収穫、幕別町、アスパラ収穫など、地域の特色に応じた人手不足解消のための副業解禁を道内自治体は現在積極的に行っております。このように、例えば、うちの町の基幹産業の農業でありますけれども、こういった人手不足解消のため、今現在、公務員の働き方というのは日々アップデートされています。ぜひ基幹産業の手助けとなるよう、例えば農業を入り口にお考えいただきながら、当町の副業をぜひ御検討いただきたく思いますが、その辺の見解を町長に対してお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2 番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

当町における副業、地域特性を生かしたということで考える際には、まず、理事者としては、職員数が少ない中で行けるかどうか、もちろん業務命令ではありませんので、あとは個人がどう判断するかということで、そういうことを考えながら進めていかなければならないのかなと思っております。

具体的に今後どうするのかということは全く白紙であります。人手不足というのも、また一方で非常に重要な課題になってきていますので、解決する中で、そういう地域の問題を解決する中での一つのツールとして、役場の職員もそういうことができるように可能になる、そういうツールなのだなというふうに認識しております。

○議長（中澤良隆君） 2 番荒生博一君。

○2 番（荒生博一君） ぜひ、新たな制度設計、規約とかそういったものの作成になると思いますから、ぜひ、現在まだルールがなされていないということ鑑み、何せ私どもの民間企業とは違って、100 日以上皆様休日がございます。うちは今月たった月に4 日ぐらいしかない企業に勤めていますので、なかなかそういった時間もない中、やはりその時間を有効に使うということではなく、地域貢献を主に検討いただきながら、ぜひ制度設計をしていただきたいなと思い、続きます。

次に熊に移らせていただきます。熊です。

昨今、もう報道では幾度となく、ある他の町のハンターの方がやはり報酬が仕事の内容に見合わないということで、現在質問に際して、詳しく月額4 時

間までが3,600 円、そして4 時間を超えた場合6,200 円であるよということで、これは決して私自身、他の町と比較しても高い数字とは言えないと思います。また、現在熊を捕獲した場合、1 頭3 万円プラス2 万円ということで5 万円ですけれども、現在の第5 次の上富良野町鳥獣被害防止計画では、年次ごとの4 年、5 年、6 年捕獲頭数の目標数値はたった3 頭なのです。もう今現在、グーグルマップで熊の出没状況を見の中で、捕獲多分2 頭ぐらい、もう既に捕られているので、その目標を超えるのがいいのか悪いのかは別として、やはりちょっと制度的な問題もあるのかもしれませんが、非常に対価としては危険が伴う職種において安いと思います。ぜひ、さきに提言いたしました、この後の市街地での猟銃解禁も含めて、法制度が変わる時期を見計らい、町長、お時間を取っていただき、猟友会の方々とその辺を含めた相談、悩み事等を聞いていただく時間を設けていただければと思います。その辺に関しての町長の見解をお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2 番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

当町の場合は、捕獲の場合は別枠3 万円、2 万円です。それと、出勤した場合が月額3,600 円とは5 時間を超える場合と、そういう区別規定になっておりまして、その他の町が、その額が捕獲まで入っているのかどうか、その以外の町村でもいいのですけれども、結構それがばらばらで、金額だけではなかなか条件が違って比べられないというところもありまして、ほかの町のことはともかく、当町では、捕獲に対しては集落の協議会とJA と合わせて5 万円が支給されます、捕獲にまで至った場合ですね。それは決して高い安いはあれですけれども、猟友会のメンバーのほうからどうなっているのだという、そういう問題提起とかは現在のところは発生していないと考えております。

○議長（中澤良隆君） 2 番荒生博一君。

○2 番（荒生博一君） 一番最新の情報ですと、3 日前、11 日の火曜日になりますが、午後2 時半、鰍の沢付近で親子の熊2 頭が目撃されたということで、私、熊出沒に関しての情報のグーグルマップは、農業振興課から入り、ステップアップした中で、次のカテゴリーをクリックすると情報が見られる中、アップデートまでやはり1 日半とかかかっているということで、決して迅速な対応ではないかと思ひますし、また、知らせを受けて初めて自身、その事象に気づいたのは、午後8 時の防災無線でした。決して注意喚起という部分では、その時々への対応もちろんあるかと思ひます。ぜひ、人の命に関わ

る大切な事象ですので、クイックレスポンスを求め、学校関係に移ります。

西小、現在熊を追記いただいたということで、残りの小中学校においても、ぜひ生徒児童の安全を確保するため、こういった熊に特化したものが果たしてというものがありますけれども、本当に熊には非常に苦労しているということで、教育長もお話されていましたので、もう一度その学校の体制の在り方に関して、再度確認させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 2番荒生議員の、今回の熊出沒に対応していく今後の教育委員会の体制についてでございますが、答弁でも申し上げましたとおり、まだ現在、上富良野西小学校のみの初期対応のマニュアルであり、これもまだ学校独自でつくったものとなっておりますことから、ぜひこれにつきましては、小中学校におきまして共通のマニュアル、あと地域性も特化した判断も必要となることから、これについては早急に対応を検討し、マニュアルの改訂をしたいと思っております。あと今回、高校も町内でございますので、高校とも連携して、これについては、初期対応マニュアルについては、情報を共有しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ぜひ鋭意進めていただきたいと思います。

続きまして、3項目め、イベントに関しての、再質問に入ります。

まず、コロナ禍になりイベント開催がままならない中、2020年は祭りを中止し、翌年2021年、収束が見えない中において、上富良野町のことを思い出していただき、コロナが収束した暁には、ぜひ当町に足を運んでいただきたいという思いで、7月のラベンダー開花時に合わせてライトアップイベント、ラベンダーフェスタかみふらのが始まっております。また、もちろん当時はコロナ禍であったため、お客様を入れずに、そういったライトアップの映像を、リアルタイムで 유튜브 配信をしたというのからスタートいたしまして、間1年2年、有人というのがかなわず、昨年初めて人を入れて、このラベンダーフェスタが開催されまして、今、反省事項として町長も御答弁で述べられましたとおり、駐車場の件はちょっとオペレーションのまずさが警察の方のきつい指導を受けるなどして、当日、花火の打ち上げ時間よりも早く前倒しをせざるを得なかったというのが、昨年の実態であります。これにおきましては、予算審議3月だといたしましても、5月中旬にコロナが明けるなど、その当時誰も

が思っておりません。当然、各種イベント、特にビッグイベントに関しては、やはり予算づけがあって、初めてものが始まるということも考えますと、昨年も本当にあれで致し方ないなということで、私も重々理解させていただきました。

ここからは、町民の声を代弁いたします。

昨年、まずオープニングイベントで上げた小規模の花火に関しては、事前周知というのが一切なされておりましたため、本当に気がついたら、ボンボンと花火が上がり、あっという間に終わり、翌日市街地においては、「何でこう花火が上がるのだったら、教えてくれないの」と。「税金使って花火を上げているんだよね」ということで、私も町の事業者ですので、そういった声を数多く耳にした後、またそこからのレスポンスが早く、では、最終日、日中のステージイベントと昼夜合わせた花火、打ち上げの時間というのを周知をいただけるよう配慮いただき、やった結果、前倒しで、今度は、例えばその時間に合わせて観光客の皆様に、何時に花火が上がりますよと言って、我々宿泊施設もそうです。早めに御飯を食べていただいて、では、ぜひというときに、食事中にももう上がって終わっているのですね。そういった機会というのは非常に残念でなりません。そういった失敗を経て約1年弱、現在経過した中で、今般においてはやはり同時開催というのは非常に危険度が増し、残念ながら小規模なオープニングの花火で決めさせていただいたということで、ただいま御答弁を受けて非常に残念でいっぱいですが、今回、昨年の反省を受けて1年弱、どのような検討結果を受け、こういった決定に至ったのか確認させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 2番荒生議員の御質問にお答えします。

運営委員会の中で、私はメンバーになっていきますので、町長は運営委員会のメンバーではないので、町長の代わりというわけにならないのですけれども、お答えさせていただきます。

昨年度は、荒生議員御指摘のとおり、大変物すごい混雑で、非常に地域住民の方にも御迷惑をおかけし、それから交通安全上の指導も厳しくいただいたことです。町長の答弁にもありましたけれども、朝からずっと、イベントのある日というのはやはりずっと止まっている車もあります。それから、ちょうど夕暮れになって、ライトアップ始まる時間に来る車もあります。ライトアップだけですと、一通り見ると帰っていく、帰っていつてくれるというのは変ですけれども、滞在時間が短いのですけれども、議員おっしゃるとおり、花火の時間に合わせてもう

車が集中したことで、27号道路から道道まで、全く車が動かない状況になって、大変な指摘を受けたということで、そういった反省から、いろいろ各方面、どういう車の回りをしたら大丈夫なのかということとか、シャトルバスとかも検討しましたがけれども、シャトルバス自体も動けないような状況に陥るということで、今回については、同時の花火の打ち上げということを断念したということで伺っております。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 経過は分かりました。

でも、そもそもイベントというのは、お客様を迎え入れるためのものであるのは当然お分かりかと思います。今般より作成、第3期に入りました観光振興計画においても、令和5年度のこの17日間のラベンダーフェスタの入込み数というのは4万人を超える、非常に集客力としてはもうお祭りそのものが一人歩きできるというのは、数字を見ても十分理解できます。過去の花と炎の四季彩まつり、こちら単日で3万人ぐらいの人を集める魅力的なイベントであったことは理解しておりますが、今副町長の御答弁で、両方開催が叶わないということであれば、例えばです。今回であれば、13日から21日まで9日間のライトアップです。ライトアップを土曜日までにして、日曜日の最終日、人を、要はライトアップの会場に入れることなく、そこで花火を開催したり、また副案として安全上の問題があり、例えばオープニングイベント、小さな小玉で二、三分なのかな、そういった形での配慮ということで、安全上勘案してやられているのは十分理解しています。ではなく、例えば場所を今使っていない旧ゲートボール場で打ち上げるとか、当然住民周知、また近隣の住民の方の理解は往々にして必要ですので、そこは町長のトップセールスで、町政懇談会であるとか、町長と語ろうとかで、来年1年開催まで、例えば時間があるという場合には、十分御理解いただくには1年間あれば私はできると思います。また、もっと飛躍的に考えると、例えば民間のフラワーランドさんあたりに打ち上げをお願いして、旧フラワーランド、オレンジ色の建物の大きな駐車場に人を集め、そうすると、何と両方楽しめるのです。きれいにライトアップを見れるし、振り返ると、フラワーランドの打ち上げ花火もきれいに御覧いただける。そういった創意工夫、また、よりポジティブに、では同時開催を行おうというような検討の足跡が残念ながらこの答弁書、文言が少ないので、本当に読み取れないのですよ。ぜひ、町民、私も含め、子どもたちも含め、9割強の方が従前の花と炎の四季彩まつりから、ずっと祭りイコール花火です。夏

の風物詩である花火を見ずしてということで、ライトアップのイベントはもう世界に誇れるぐらい素晴らしいイベントであり、あのライトアップの規模等々も本当に誇れる素晴らしいイベントだということで、私は自負しています。

でも、一方で、あの忘れ去られた、例えば十勝岳の安全を祈願したり様々な意味合いを込めた花火であったり、そういった古きよき伝統のイベントというのもし引き継がれていくべきだと思います。ぜひ、来年、同時開催、もしくはかなわなければ、別日、我々旅館業者は別日にしてくれたほうが、もっと別に集客が、もうけにつながるので、これはこれでありがたいです。どっちでもいいです。町長、ぜひやりましょう。最後、答弁を求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

全く私もそういう気持ちであります。同時に同じ場所で、同日に同じ場所で開催するというのは、本当になかなか無理があると思います。そうすると、やはり今おっしゃったように日にちを変えるとか、同じ日であれば場所を変えるとか、その辺も含めて、やはり花火というのは町民の方は非常に楽しみにしているというのは分かりますし、ライトアップはライトアップで集客力は本当に誇れるものかと思っております。それと、やはり町民のみんなが夏の風物詩でもありますので、そういう町民向けでもありますので、花火はですね。そういうものを何とか実現できるように調整、関係団体等と調整して、今後検討して、実現に向けて進んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） これで終わります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、2番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

これにて、町の一般行政についての質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。

再開は13時といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（中澤良隆君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第3 議案第1号令和

6年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君） ただいま上程いただきました議案第1号令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和5年度の各会計の決算確定に伴う一般会計繰越金及び各特別会計繰入金の補正であります。

一般会計繰越金におきましては3億5,980万1,000円の繰越額となったことから、当初予算の繰越金計上額6,000万円を差し引いた2億9,980万1,000円を増額補正するものであります。

なお、当該繰越金には、3月補正予算以降の寄附採納分1億4,245万3,000円が含まれているところであります。

また、国民健康保険特別会計など四つの特別会計において、翌年度への繰越手続をすることに伴い、一般会計で負担すべき費用の精算余剰分を、一般会計へ繰り入れるため、各特別会計繰入総額1,199万1,000円の補正をするものであります。

2点目は、町営住宅整備事業の起債対象経費の精査に伴う地方債限度額の増額をするとともに、公共施設整備基金からの繰入額を減額し、財源調整を図るものであります。

3点目は、本年度の定額減税実施において、減税し切れないと見込まれる方に対して、その不足分を調整給付金として給付するために、システム改修に係る経費を補正するものであります。

4点目は、クリーンセンターの中間処理施設の設備において、経年劣化等による損耗による故障、また今後破損するおそれがある箇所について、施設の安全かつ安定的な運転を図るため、所要の修繕を行うものであります。

5点目は、新型コロナウイルスワクチン接種について、65歳以上の高齢者などを対象に、予防接種法に基づく定期接種として位置づけられたことから、当該ワクチン接種の促進を図るため、自己負担額を軽減するよう、所要の補正を行うものであります。

続いて6点目は、除雪作業中に故障した歩道用除雪車2台の修繕について、所要の補正をお願いするものであります。財源については、損害賠償補償保険でまかなう予定となっております。

7点目は、昨年6月に社会教育総合センターの内壁タイルが一部落下したことから、修復を行うた

め、打診調査を実施し、その調査結果を踏まえ実施設計を進めてきたところでございます。この設計に基づき改修工事を行うため、所要の補正をお願いするものであります。

8点目は、近年の熱中症対策として、B&G財団より、パネルハウス型救護室の配備を受けたことから、町負担分のエアコン用電気引き込み工事分について、所要の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素とし、また、他の既決予算についても一部事業内容の変更に伴う補正を行い、財源調整を図った上で、今後の緊急的な財政需要に備えるため、余剰する財源については予備費に留保することで補正予算の調整をしたところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度上富良野町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,649万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億649万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債の補正」による。

失礼いたしました。訂正させていただきます。

地方債の補正、第2条は先ほど追加と申し上げましたが、変更の間違いでございます。失礼いたしました。

それでは、1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款国庫支出金159万5,000円。

16款道支出金1万2,000円。

18款寄附金131万1,000円。

19款繰入金1,169万1,000円。

20款繰越金2億9,980万1,000円。

21款諸収入2,178万5,000円。

2 2 款町債 3 0 万円。
歳入合計 3 億 3, 6 4 9 万 5, 0 0 0 円。
2 ページを御覧ください。

2、歳出。
2 款総務費 8, 7 8 0 万 2, 0 0 0 円。
3 款民生費 3, 9 7 6 万 9, 0 0 0 円。
4 款衛生費 3, 8 7 6 万 7, 0 0 0 円。
6 款農林業費 1 2 8 万 7, 0 0 0 円。
8 款土木費 7 6 7 万 5, 0 0 0 円。
9 款教育費 6, 0 6 4 万 1, 0 0 0 円。
1 2 款予備費 1 億 5 5 万 4, 0 0 0 円。
歳出合計 3 億 3, 6 4 9 万 5, 0 0 0 円。
3 ページを御覧ください。

第 2 表、地方債補正。

(1) 変更。

地方債補正につきましては、先ほど御説明したとおり、町営住宅整備事業について、起債対象経費の精査に伴い、限度額を 3 0 万円増額し 3 5 0 万円とするものであります。

3 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 1 号令と 6 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第 1 号令と 6 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

○議長（中澤良隆君） 日程第 4 議案第 2 号令と 6 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算

（第 1 号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第 2 号令と 6 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1 点目は、国保システムにおけるマイナンバーカードと保険証の一体化に向けた改修業務に伴い、所要の補正を行うものです。

2 点目は、令和 5 年度決算に伴う繰越金について、所要の補正を行うものであります。

3 点目は、令和 5 年度決算に伴う一般会計繰出金について、所要の補正を行うものであります。

また、収支残額の 6, 9 2 2 万 7, 0 0 0 円につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に計上することで補正予算を調整してきたところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書については省略させていただきますので、御了承願います。

議案第 2 号を御覧ください。

議案第 2 号令と 6 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 6 年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 4 2 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 億 4, 7 5 7 万 6, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款国民健康保険税 3, 0 0 0 円。

2 款国庫支出金 2 2 2 万 1, 0 0 0 円。

6 款繰越金 7, 2 0 4 万 8, 0 0 0 円。

歳入の合計は 7, 4 2 7 万 2, 0 0 0 円でありま

す。

2、歳出。

1 款総務費 2 2 2 万 4, 0 0 0 円。

8 款諸支出金 2 8 2 万 1, 0 0 0 円。

9 款予備費 6,922 万 7,000 円。

歳出合計は 7,427 万 2,000 円であります。

以上で、議案第 2 号令和 6 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明とします。

御審議いただき、議決くださいますようよろしく申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第 2 号令和 6 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 3 号

○議長（中澤良隆君） 日程第 5 議案第 3 号令和 6 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第 3 号令和 6 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1 点目は、令和 5 年度決算に伴う繰越金について所要の補正をするものであります。

2 点目は、令和 5 年度決算に伴う広域連合納付金の確定及び一般会計への繰出金の額について所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第 3 号を御覧ください。

議案第 3 号令和 6 年度上富良野町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 6 年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 63 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,716 万 9,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4 款繰越金 63 万 8,000 円。

歳入合計は 63 万 8,000 円であります。

2、歳出。

2 款広域連合納付金 25 万円。

3 款諸支出金 38 万 8,000 円。

歳出合計は 63 万 8,000 円であります。

以上、議案第 3 号令和 6 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第 3 号令和 6 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 4 号

○議長（中澤良隆君） 日程第6 議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君） ただいま上程いただきました議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、歳入につきまして、本特別会計の令和5年度決算確定により繰越額が確定したことから、既決予算11億1,935万2,000円に6,258万6,000円を追加し、総額を11億8,193万8,000円とするものであります。

2点目は、歳出におきまして、令和5年度一般会計から繰り入れた介護給付費、地域支援事業費及び職員給与費、事務費の精算により確定した609万4,000円を一般会計に繰り出すものであります。

なお、収支の差額につきましては、今後の本特別会計の安定対応に備えるため、予備費に5,649万2,000円を計上するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、議案説明につきまして、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号を御覧ください。

議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,258万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,193万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8款繰越金6,258万6,000円。

歳入合計6,258万6,000円。

2、歳出。

6款諸支出金609万4,000円。

7款予備費5,649万2,000円。

歳出合計6,258万6,000円。

以上、議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の御説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長（中澤良隆君） 日程第7 議案第5号令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（深山 悟君） ただいま上程いただきました議案第5号令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、歳入につきまして、本特別会計の令和5年度決算確定により繰越額が確定したことから、既決予算3億5,522万6,000円の繰越金から331万2,000円を減額するとともに、不足した金額を補うため、一般会計からの繰入金600万円及び寄附採納分35万円を追加し、総額を3億5,826万4,000円とするものでございます。

2点目は、歳出におきまして、令和5年度第7号補正により、一般会計から繰り入れた経営安定化対策分1,867万5,000円について、精算により確定した残金268万8,000円を一般会計に繰り出すものでございます。

3点目は寄附採納4件35万円がありましたので、一般会計より繰入れを行うとともに、介護用備品としてセンサーマット3枚、及び管理用備品としてZoom会議用のパソコンの購入を図るよう、所要の補正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し説明いたします。

なお、議案説明につきまして、議決項目のみ説明いたし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

議案第5号令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,826万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願いたいと思います。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款繰入金635万円。

7款繰越金331万2,000円の減。

歳入合計303万8,000円。

2、歳出。

2款サービス事業費35万円。

6款繰出金268万8,000円。

歳出合計303万8,000円。

以上、議案第5号令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）の御説明いたします。

御審議いただきまして、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第5号令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議長（中澤良隆君） 日程第8 議案第6号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（齊藤 繁君） 議長の許可を得まして、誠にありがとうございます。

議案第6号につきまして、脱字がございました。大変申し訳ございません。詳しくは、総務課長より箇所等説明させていただきたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩といたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（上村正人君） 今お手元に配らせていただきました、議案第6号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る正誤表について、私のほうから御説明させていただきます。

内容といたしましては、この条例の一部改正する条例に誤りがあったところになります。こちらの正誤表のとおり訂正をさせていただくものがありますが、訂正する箇所は、附則における経過措置中「第47第2項」と記載しておりますが、正しくは「第47条第2項」でありますので、訂正をさせていただきます。

今後このようなことがないよう、注意をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） ただいま総務課長より議案第6号に関わる議案の訂正についての説明がございました。

皆さんに配付いただきましたが、御確認いただけましたでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） それでは、ただいまより、上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君） 大変申し訳ございません。ただいま差替えにて訂正させていただきましたことを、おわび申し上げたいと思います。

ただいま上程いただきました、議案第6号家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案の要旨について、御説明させていただきます。

当該条例につきましては、児童福祉法の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が、令和6年4月1日に施行されたことにより、この省令に基づきまして制定している本町の条例、上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例を改正しようとするものでございます。

主な改正内容といたしましては、次元の異なる少子化対策の実現に向けて策定されたこども未来戦略において、今後3年間の集中的な取り組むべき施策の一つとして、2024年から制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった四、五歳児についての職員配置基準の改善、30対1から25対1を図り、それに対応する加算措置を設けるものでございます。また、これと併せて最低基準の改正を行うとされました。これに基づき、家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部を改正し、保育所における満4歳児以上児の職員配置の最低基準について見直しを行うとともに、これを踏まえ、満3歳児の職員配置の最低基準についても併せて見直しを行い、附則において、当分の間なお従前の例によることができることとする経過措置を設けることとするものであります。

以上、議案第6号家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願いいたします。

大変申し訳ございません。議案第6号です。上富

良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

条例の読み上げを省略させていただいていたところ、読み上げさせていただきます。

議案第6号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例（平成26年上富良野町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は公布の日から施行する。

経過措置。

2、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は適用しない。

この場合において、この条例による改正前の上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以降においても、なおその効力を有する。

以上、議案第6号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） 分からないので、ちょっとお伺いいたします。

この条例の施行に当たって、保育従事者の配置の状況に鑑みという形になっておりますが、恐らく配置状況ができない場合なのか、ちょっと分かりませんので、本来でしたら、この施行を実施された日から適用になるかと思いますが、こういった条文がなった背景、理由等についてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君） 4 番米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

本来であれば、制度改正と同時にこの事項が発動するということですが、今の社会情勢、皆さん御存じのとおり、保育士が大変な状況というところもありまして、こういった形の附則において経過措置を設けるということでございますが、加えて説明すれば、今上富良野町の保育の状況につきましては、新たに改正される最低基準については満たしてはいる状況ではありますが、やはりこういった状況がなかなか確立されない保育所、事業所があるということもあって、こういった経過措置が設けられたものとして捉えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか、御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第6号上富良野家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号

○議長（中澤良隆君） 日程第9 議案第7号上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一

部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君） ただいま上程いただきました議案第7号上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の提案の要旨について御説明させていただきます。

当該条例につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が、令和6年3月29日に公布されたことにより、この省令に基づきまして制定している本町の条例、上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を改正しようとするものであります。

主な改正内容といたしましては、介護保険法規則の改正に伴う改正であり、介護保険法施行規則第140条の6第1号ロ（2）に規定されていた地域包括支援センターの定義規定が、改正により同号イに移ったことにより、改正省令第2条において、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正が行われたことから、同省令に準じ、同様の改正を行うこととするものであります。

以下、議案の朗読をもって御説明させていただきます。

議案第7号上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年12月15日条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「第140条の6第1号ロ（2）」を、「第140条の6第1号イ」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、議案第7号上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 御着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第7号上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

○議長（中澤良隆君） 日程第10 議案第8号上富良野町立病院に勤務する会計年度任用職員である医師の給与に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君） ただいま上程いただきました議案第8号上富良野町立病院に勤務する会計年度任用職員である医師の給与に関する条例について、提案の要旨を御説明させていただきます。

医療を取り巻く環境は厳しい状況にあり、特に今年度より適用されました医師の働き方改革により、医師の人材不足に拍車がかかり、医師確保が一層困難となっている状況にあります。

本院においても、一昨年から続く内科医師1名の欠員により、診療体制を制限している現状にある中、旭川医科大学への医師の派遣要請を行っておりますが、常勤医としての配置にはいまだ至っておりません。

今後においても、旭川医科大学への派遣要請を引き続き行っていく予定ではありますが、数か月を単位とする短期間での派遣要請など、柔軟な対応をしていくことが必要となっております。短期間での採用に当たりましては、会計年度任用職員としての

身分となるため、今回新たに会計年度任用職員である医師の給与を決定する条例を制定するものであります。

それでは、議案第8号を御覧ください。

以下、条文の朗読を省略させていただき、条に沿いまして、その概要を御説明いたします。

議案第8号上富良野町立病院に勤務する会計年度任用職員である医師の給与に関する条例。

第2条、給与につきましては、フルタイムの会計年度任用職員である医師に支給する給与、手当等を規定しております。

第3条、給料につきましては、医師の確保は、派遣元の医療機関との協議において、柔軟かつ迅速な対応が求められることから、月額給与を決定する基準は町長が別に定めることができるよう規定しております。

第4条、給料の支給につきましては、上富良野町職員給与に関する条例の規定を準用しております。

第5条、扶養手当から、第7条、9条、次ページの10条、12条の寒冷地手当までの各手当につきましても、上富良野町職員給与に関する条例の規定を準用しております。

前ページに戻っていただきまして、第8条のその他の手当につきましては、町立病院諸手当支給条例に規定する手当を支給できることを規定してございます。

また、次ページを御覧いただきたいと思います。

第13条、期末手当、第14条、勤勉手当につきましても、上富良野町職員給与に関する条例の規定を準用いたしまして、在所期間の通算につきましては、上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を引用しております。

第11条、端数計算、第15条、勤務1時間当たりの給与額につきましては、上富良野町職員給与に関する条例の規定を引用しております。

第16条、給料の減額につきましては、上富良野町職員給与に関する条例の規定を読み替えての引用としてございます。

第18条、委任につきましては、この条例の運用に関しまして、必要な事項を町長が別に定めることができるよう規定してございます。

次に、附則になりますけれども、この条例の施行日は令和6年7月1日としております。

以上、議案第8号上富良野町立病院に勤務する会計年度任用職員である医師の給与に関する条例についての説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第8号上富良野町立病院に勤務する会計年度任用職員である医師の給与に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長（中澤良隆君） 日程第11 議案第9号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第9号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてにつきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

行政手続における、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による、マイナンバーカードと被保険者証一体化により、現行の被保険者証の廃止に伴い、後期高齢者医療保険を所管する北海道後期高齢者医療広域連合の規約について変更を行うため、地方自治法の規定により構成市町村議会の議決が必要になることから、本議案を提出するものであります。

以下、議案を朗読し御説明申し上げます。

議案第9号を御覧ください。

議案第9号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年

3月1日町村第1969号指令）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条、広域連合は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号、以下「高齢者医療確保法」という）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき、後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。「別表第1第4条関係」を削り、「別表第2第19条関係」を別表とする。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による、北海道知事の許可の日から施行する。

以上、議案第9号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第9号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

お座りください。

よって、議案第9号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長（中澤良隆君） 日程第12 議案第10号上富良野演習場土砂流出対策工事（月見橋）（R6単價）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第10号上富良野演習場土砂流出対

策工事（月見橋）（Ｒ６単債）請負契約の締結につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本工事は、演習場内を流れるヌッカクシ富良野川に架かる月見橋の橋梁護岸が、過去の大雨により流出したことから、護岸の再整備を行うものです。

工事の概要といたしましては、延長３８．３メートルで、法覆護岸工１，５５０平方メートル、構造物撤去４３８トンとなっております。

入札に当たりましては、去る６月６日に事後審査型一般競争入札を行い、町内業者２社を含む３社で入札を行った結果、株式会社アラタ工業が７，６００万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の８，３６０万円となっております。

参考までに２番札は、高橋建設株式会社の７，６８０万円でした。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第１０号を御覧ください。

議案第１０号上富良野演習場土砂流出対策工事（月見橋）（Ｒ６単債）請負契約の締結について。

上富良野演習場土砂流出対策工事（月見橋）（Ｒ６単債）請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的、上富良野演習場土砂流出対策工事（月見橋）（Ｒ６単債）。

２、契約の方法、一般競争入札による。

３、契約金額、８，３６０万円。

４、契約の相手方、空知郡上富良野町北町２丁目、株式会社アラタ工業、代表取締役、荒田陽史。

５、工期、契約の日から令和７年３月３日。

以上、議案第１０号上富良野演習場土砂流出対策工事（月見橋）（Ｒ６単債）請負契約の締結についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第１０号について、質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第１０号上富良野演習場土砂流出対策工事（月見橋）（Ｒ６単債）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第１１号

○議長（中澤良隆君） 日程第１３ 議案第１１号こどもセンター外構工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第１１号こどもセンター外構工事請負契約の締結につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本工事は、令和６年３月に完成いたしました、こどもセンターの外構部分の工事になります。工事の概要といたしましては、車道・駐車場の舗装が１，０９０平方メートル、歩道の舗装が２６８平方メートル、クレイ舗装が８２７平方メートル、その他遊具関係では、２連ブランコ、シーソー、滑り台や砂場等を整備する内容となっております。

入札に当たりましては、去る６月６日に事後審査型一般競争入札を行い、町内業者２社を含む３社で入札を行った結果、株式会社アラタ工業が５，９８０万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の６，５７８万円となっております。

参考までに２番札は、株式会社北菱の６，０１５万円でした。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第１１号を御覧ください。

議案第１１号こどもセンター外構工事請負契約の締結について。

こどもセンター外構工事請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的、こどもセンター外構工事。

２、契約の方法、一般競争入札による。

３、契約金額、６，５７８万円。

４、契約の相手方、空知郡上富良野町北町２丁

目、株式会社アラタ工業、代表取締役、荒田陽史。

5、工期、契約の日から令和7年2月28日。

以上、議案第11号こどもセンター外構工事請負契約の締結についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第11号について、質疑に入ります。

8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 今、外構工事の契約の説明がありましたが、先ほどの説明の中に、事後審査型という説明がありました。この事後審査型についての説明を求めます。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時07分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君） 8番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

事後審査型一般競争入札の方法として、こちらのほうは、入札期日を設定しまして、設計書を持ち寄っていただくような形になっております。事前に工種の仕様につきまして公告をさせていただきまして、期日にお集まりいただき、お集まりいただいた業者から設計書をその日提出をいただき、最終的に入札執行後、その書類を審査させていただきまして、応札者を決定するといった方法になっております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 説明としては分かりましたけれども、この事後審査型という、いわゆるほかの一般競争入札のときに、事後審査型というのとそれがない場合というのは、その説明がないときは事後審査型でないということですか。改めて、そういう入札者を集めて、その中身を審査しないものについては、この審査型は対象にならないということになるのですか。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 8番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

説明するときに、事後審査型一般競争入札というときと一般競争入札ということが、もし今まであつて混乱されているのかなという、説明のほうが悪かったのかなと思うので反省しております。

我が町においては、2年間の業者さんの登録をきちんといただいて、一般競争入札においてもあらかじめ登録してある業者さんに、札を入れに来ていただいております。我々のほうで行っている一般競争入札は、ただ札入れで終わるということではなくて、その後しっかりと工事ができるかどうかの確認をしてから決めますよというような事後審査型の一般競争入札以外は、あと指名による入札しか行っていないということで、御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 御着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第11号こどもセンター外構工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議案第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第14 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 発議案第1号議員派遣について、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和6年6月13日提出、上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、米澤義英。

賛成者、上富良野町議会議員、小林啓太、上富良野町議会議員、荒生博一。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進地調査。

(1) 目的、議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、札幌市、安平町。

(3) 期間、令和6年7月2日から7月3日、2日間。

(4) 派遣議員、全議員。

2、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会。

(1) 目的、議会広報特別委員会委員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、札幌市。

(3) 期間、令和6年8月20日、1日間。

(4) 派遣議員、議会広報特別委員会委員。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

御着席ください。

よって、発議案第1号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議案第2号

○議長（中澤良隆君） 日程第15 発議案第2号議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 発議案第2号議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議について、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議案第2号議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議について。

上記議案を次のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和6年6月13日提出、上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、米澤義英。

賛成者、上富良野町議会議員、小林啓太、上富良野町議会議員、荒生博一。

裏面を開いてください。

議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議員定数・議員報酬調査特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、議員定数・議員報酬調査特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的、議員定数・議員報酬に対する調査。

4、委員の定数、議長を除く13人。

5、調査の期間、令和7年3月末までとします。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、発議案第2号議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議案第3号

○議長（中澤良隆君） 日程第16 発議案第3号生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見について

を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

2 番 荒生博一君。

○2 番（荒生博一君） ただいま上程いただきました発議案第3号生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和6年3月5日に自民党・道民会議歯科口腔推進議員連盟から、当該意見書の採択と提出の要望書を受理し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において、所管である厚生文教常任委員会に付託され、6月3日の委員会で慎重審議し、採択すべきものと判断し、議会運営委員会、全員協議会での審議を経て、意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、発議案につきましては、本文を朗読し、説明といたします。

発議案第3号生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年6月13日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、小林啓太。

裏面を御覧ください。

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書。

現在、我が国では、乳幼児に対する母子健康法に基づく歯科健診や、小学校、中学校、高等学校等の児童生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務づけられているものの40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患健診や高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎える中で、健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要である。

こうした中、令和4年6月7日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2022において、生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科健診の具体的な検討を行うことが初めて盛り込まれたことにより、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国においては、歯科口腔保健の推進に関する法律の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

記。

一つ、いわゆる国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。

一つ、いわゆる国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。

一つ、いわゆる国民皆歯科健診の実現とあわせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や、健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては全身の健康につながるよう総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年6月14日。

北海道空地郡上富良野町議会議長、中澤良隆。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣。

以上、御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議案第4号

○議長（中澤良隆君） 日程第17 発議案第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいま上程いただきました発議案第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会と北海道町村議長会から当該意見書の採択と提出の要望書を受理し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において、所管である総務産建常任委員会に付託され、6月5日の委員会で慎重審議をし、採択すべきものとして、議会運営委員会、全員協議会での審議を経て、意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、発議案を朗読し、説明といたします。

発議案第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見について。

上期議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年6月13日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、小林啓太。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

裏面を御覧ください。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において、本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや、長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を

一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

一つ、地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

一つ、森林資源の循環利用を促進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年6月14日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、中澤良隆。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上で、説明を終わります。御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） 趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

御着席ください。

よって、発議案第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 閉会中の継続調査

申し出について

○議長（中澤良隆君） 日程第 18 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

◎閉 会 宣 告

○議長（中澤良隆君） これにて、令和 6 年第 2 回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 2 時 32 分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年6月14日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署 名 議 員 岡 本 康 裕

署 名 議 員 佐 藤 大 輔